

鳥栖市史 目次

△表紙題字 平川朴山▽

I 概 説	一
II 地 誌	九
1 自然環境	九
(1) 地形と地質	九
(2) 気候と災害	一六
a 四季の変化と生活	一六
b 水害と干害	二八
2 諸 地 域	二四
(1) 筑後川流域の集落	二九
a 水屋集落	二五
b 開発と治水	二四
c 洪水との戦い	三三
d 条里集落	三五
(2) 洪積層台地の集落	三九
(3) 扇状地の集落	四一
a 神辺扇状地の集落	四三
b 養父扇状地の集落	四三
(4) 谷底平野の山村生活(大木川上流の河内町)	四四
a 河内町の集落	四四
b 土地利用	四四
c 挙家離村(向都離村)	五〇

3 交通の要地としての鳥栖市…………… 壹

a 交通幹線の東漸と分岐点の南進…………… 壹

b 道路交通と企業の立地…………… 貳

III 原始時代…………… 一

1 先土器時代…………… 六一

2 縄文時代…………… 六三

(1) 縄文時代の生活と文化…………… 六三

(2) 縄文時代の鳥栖地方…………… 六四

3 弥生時代…………… 六九

(1) 弥生時代の文化と社会…………… 六九

(2) 大陸との通交…………… 七三

(3) 小国家の分立…………… 七三

(4) 弥生時代の鳥栖地方…………… 七五

a 高原川水系の遺跡…………… 七五

b 秋光川水系の遺跡…………… 七六

c 山下水系系の遺跡…………… 七六

d 本川川水系の遺跡…………… 七七

e その他の河川水系の遺跡…………… 七六

f 永吉低段丘遺跡…………… 七六

g 曾根崎低段丘遺跡…………… 七九

h 鳥栖低段丘遺跡…………… 七九

IV 古代…………… 八五

1 古代国家の形成…………… 八五

(1) 大和朝廷の成立…………… 八五

(2) 国土の統一…………… 八六

(3) 大和政権と鳥栖地方…………… 八七

a 大和政権の伸長…………… 八七

b 大和政権への対応…………… 八八

c 県主と国造…………… 九二

(4) 大陸との交渉…………… 九四

a 朝鮮半島への侵出…………… 九四

b 倭 五 王…………… 九四

c 漢部郷の造兵所…………… 九五

(5) 古墳時代の文化…………… 九六

a 古墳の築造…………… 九六

b 古墳文化…………… 九七

c 住居と集落…………… 一〇一

d 用具…………… 一〇三

e 交通…………… 一〇四

f 祭祀…………… 一〇四

2 古代国家の発展…………… 一〇

(1) 古代国家の動揺…………… 一〇

a 内政外交の動揺…………… 一〇

b 磐井の反乱…………… 一一

c 任那の滅亡…………… 一一

(2) 大化の改新…………… 一一

a 仏教の伝来…………… 一一

b 聖徳太子の政治…………… 一一

c 大化の新政…………… 一二

d 大宰府と基肆城…………… 一二

(3) 律令国家の確立…………… 一七

a 近江の都…………… 一七

b 壬申の乱…………… 一八

c 大宝律令…………… 一八

(3) 律令制下の鳥栖地方…………… 一九

a 肥 前 国…………… 一九

b 鳥栖地方の郡と郷…………… 二〇

c 鳥栖地方の条里制…………… 二二

d 軍 備…………… 二四

e 産業と文化…………… 二六

3	古代国家の衰微	100
(1)	荘園の発達	100
a	荘園の発生	100
b	鳥栖地方の荘園	103
(2)	地方政治の乱れ	103
a	平安時代の肥前国の政情	103
b	農民の困窮	103
c	武家社会への胎動	103
(3)	神社と仏教文化	106
a	神社	106
b	仏教文化	107
V 中世		
1	鎌倉幕府の成立	107
(1)	鳥栖地方の地頭御家人	107
a	曾祢崎氏	107
b	綾部氏	109
(2)	地頭御家人の生活——藤木氏の娘とその継母	109
2	荘園制の展開	109
3	鳥栖地方御家人の動向	110
(1)	元寇	110
a	鳥栖地方御家人の出陣	110
b	元寇の恩賞	111
c	岩門合戦と鳥栖地方の御家人	111
(2)	神領興行法の施行	111
a	神領興行法	111
b	千栗八幡宮と御家人国分季高	117

4	鳥栖地方の南北朝合戦	113
(1)	南北朝争乱の幕あけ	113
(2)	合戦と恩賞	117
(3)	小領主の闘争	120
5	南北朝の進展と幕府統治	122
(1)	鳥栖地方の政治的地位	122
a	南朝と鳥栖地方	122
b	鎮西管領の施政	123
(2)	観応政変と鳥栖地方	124
(3)	荘園制の動揺	124
(4)	征西府の全盛と九州探題今川了俊	125
6	戦乱の時代	129
(1)	戦乱を追って	129
(2)	鳥栖地方と筑紫氏	131
(3)	龍造寺氏の台頭	133
(4)	荘園制の崩壊	134
(5)	豊臣秀吉の全国統一	136

VI 田代領の政治と経済(前期)		
1	戦国期の田代地域	135
2	田代地域の太閤検地	137
3	対馬藩田代領の成立	139

4	田代領の慶長検地	三三
5	柳川事件と園部村所属の変遷	三九
6	田代代官制の改革と所領構造	三六
	(1) 田代代官制の整備	三六
	(2) 田代領の支配機構	三四〇
	(3) 地方三役・町役人の様相	三四
7	対馬藩の寛文改革と田代領	三四八
	(1) 対馬藩の寛文改革	三四八
	(2) 肥前田代領の改革	三四八
	a 寛文延宝期における貢租量	三五
	b 田代領の延宝改革	三四
8	延宝、天和期の貢租制度	二九
	(1) 郷村の貢租	二九
	(2) 田代町・瓜生野町の状況と町方の貢租	二七六
9	定免制の実施	二八一
	(1) 定免制の確立過程	二八一
	(2) 定免制の内容	二九〇
10	元禄期田代領と本藩との財政上の関係	二九四
11	園部村、再び対馬藩領となる	二九八
12	享保初期における田代領	三〇一
	(1) 法令、年貢、人口など	三〇一
	a 公儀法度の取扱い	三〇一
	b 宗門改のこと	三〇一
	c 領内法度の取扱い	三〇三
	d 所領規模	三〇三

e	田畠屋敷の石盛	三〇四
g	商売免札と諸営業	三〇六
i	町方の機能	三〇九
k	田畠質入れの進行	三二
	(2) 郷村の状況	三二
13	田代領における享保期の改革	三二九
	(1) 借銀借米の進行	三二九
	(3) 大庄屋・庄屋の入札	三三六
	(5) 借銀借米の相対化	三三九
	(2) 改革の実施	三三七
	(4) 用銀に関する改革	三三六
	(6) 改正に対する農民の要求	三四三

VII 田代領の政治と経済(後期)

1	畠田、隠田畠の取締り	三四九
	(1) 畠田の取締り	三四九
	(2) 隠田畠の摘発	三四
2	延享・宝暦期における領民の困窮化	三五九
	(1) 延享一揆	三五九
	(3) 町方衰微の状態	三六八
	(5) 奉公人の増加	三七六
	(2) 郷村衰微の進行	三六六
	(4) 人口変動	三七三
3	宝暦期における領政改革	三八〇
	(1) 大庄屋、庄屋の総辞職願い	三八〇
	(3) 奉公人の統制	三八五
	(2) 改革の開始	三八二
	(4) 郷村改革	三八八

(5) 庄屋給改正	三九三	(6) 徴税法の改革	三九三
4 宝暦末・天明期の郷村の状況と諸改革	三九八	(2) 安永期における改革	四一六
(1) 郷村の状況	三九八	(3) 天明期の改革	四二二
(3) 天明期の改革	四二二	a 改革の基調	四三三
a 改革の基調	四三三	b 郷村町方に関する改革	四三五
(4) 奉公人の賃金統制	四三三	(5) 天明期の皿山仕法計画	四三三
5 寛政期の貢租制度と郷村	四三九	(1) 徴租法の改正	四四〇
(1) 徴租法の改正	四四〇	(2) 郷村、町方の状況	四四四
(3) 借銀借米の統制	四四四	(4) 未納差延米の強制徴収	四五一
6 藩札の発行と田代用達商人	四七七	(1) 田代領の用達商人	四七一
(1) 田代領の用達商人	四七一	(2) 藩札の発行	四六一
7 皿山仕法と日田商人	四六九	(1) 文政騒動	四七二
(1) 文政騒動	四七二	(2) 田代銀会所・生蠟会所と日田商人	四七九
(3) 産物主法方の設置と反対一揆	四七七	(4) 幕末期における田代領の地主制	四九一
(5) ロシヤの対馬侵略への対応	四九六		

VIII 田代領の文化と売葉

1 田代領の文化	五〇三
(1) 田代の俳壇	五〇四

2 藩校東明館	五二二
3 田代の藩学と広瀬淡窓	五二四
4 田代領における売葉業	五二八
(1) 売葉渡世の発覚	五三六
(2) 売葉業の成立・定着	五三二

IX 佐賀藩領の通史

1 佐賀藩の成立と轟木御番所	五三五
2 開発の進展と農村支配体制	五四九
3 農民生活の窮乏と享保飢饉	五五四
4 中期における藩制の展開	五七四
5 天保改革と鳥栖地方	五八七

X 鳥栖地方の明治維新

1 新しい地方行政の実施	六〇五
(1) 廃藩置県と戸籍編成	六〇五
(2) 過渡期の大区・小区制	六二〇
(3) 佐賀の乱と鳥栖地方	六二四
2 地租改正と三新法	六二九
(1) 佐賀県における地租改正	六三九
(2) 三新法の地方自治	六三三

3 国民教育の発足……………三三

(1) 学校教育の成立……………三三

(2) 初等教育普及の実態……………三六

XI 明治前期の農村と農業……………四七

1 明治初年の農業の状態……………四七

(1) 上ノ村と下ノ村……………四七

(2) 農家と耕地……………五三

(3) 役畜と農具……………五五

(4) 農業生産の概況……………五七

2 勸業談話会（農談会）と農事試験……………六一

3 明治前期の農業の発展……………六六

(1) 作物表と収穫量の増加……………六九

(2) 小松農談会……………七三

勸業に関する俗語・天気予知の俗諺……………七九

XII 明治前期の製蠟業と売薬業……………六八

1 蠟栽培と製蠟事業……………六八

(1) 明治前期の製蠟業……………六九

(2) 蠟栽培と蠟実の生産……………六九

2 明治維新と売薬業の急展開……………七五

3 売薬業の試練と停滞……………七九

XIII 鉄道開通と鳥栖町の成立……………七五

1 鳥栖・田代駅の開設過程……………七五

2 鉄道開通による産業上の影響……………七六

3 水田農業の発展……………七九

(1) 明治後期—大正期の農業……………七九

(2) 水田造成と水害防止……………八〇

(3) 産米改良と寄生地主……………八二

(4) 農具・肥料の発達……………八三

XIV 明治国家の確立と鳥栖地域……………八三

1 明治国家と「市制町村制」……………八三

2 寄生地主制の確立……………八七

3 鳥栖地方五カ村の発足……………八七

4 明治中期の村財政……………八八

5 国民教育の展開……………九一

6 明治後期の村財政……………九二

XV 地場産業と巨大資本の進出……………九二

1	製蠟事業および榼栽培の推移	八〇七
	(1) 製蠟事業の推移	八〇七
	(2) 榼栽培の変遷	八一五
	(3) 製蠟事業の衰退	八二八
2	売薬業の再編	八三三
3	片倉製糸の進出	八三三
4	日清製粉の進出	八三九

XVI

大正期における発展の諸相

1	大正デモクラシーの息吹き	八四七
2	農業団体の発足と拡充	八五五
3	中等教育・公民教育の発達	八六一
4	鳥栖町の発展と郡制廃止	八七〇

XVII

寄生地主制の動揺 —— 基山小作争議の顛末 ——

1	背景・小作農家の農業と生活	八七九
2	発端・農民組合の結成	八八六

XVIII

恐慌・戦時下の鳥栖地方

3	展開・小作争議の経過	八八四
4	結果・調停成立と一部の脱落	九一〇

XIX

鳥栖市の成立と発展

1	農業恐慌と自力更生運動	九一九
2	戦争の暗雲とインフレ景気	九二六
3	戦時下の産業と生活	九三三
	(1) 深刻化する戦時統制	九三三
	(2) 売薬業における統制	九三九
	(3) 農業における統制	九四二
	(4) 国民生活の荒廃	九四八

1	鳥栖市の誕生	九五九
---	--------	-------	-----

(1)	戦後の民主主義的諸改革	九五九
(2)	鳥栖市の成立過程	九七三
	a 五カ町村合併の経過	九七三
	b 各町村の動向	九七六
2	鳥栖市政の発展	九八四
(1)	新市発展の基礎づくり——第一期市政——	九八四

(2) 工業化への前進―第二期・第三期海口市政―	九二
a 鳥栖市建設十カ年計画	九二
c 工場誘致のブーム	九九
d 海口市政の終焉	一〇四
(3) 調整期を迎えた工業化政策	一〇八
a 長期財政計画の設定	一〇八
b 民生福祉面の強化	一〇三
c 都市計画事業の推進	一〇三
d 安原市長の退陣	一〇五
(4) 総合計画への道	一〇八

XX 鳥栖市発展の現状と課題

1 農業発展の諸問題	一〇九
(1) 農地改革と農業展開の諸条件	一〇九
(3) 農機具の発展	一〇四
(5) 農家の変貌	一〇一
2 商工業の発展と課題	一〇八
(1) 部門別工業発展の様相	一〇八
(3) 商業発展の特徴	一〇四
(4) 在来企業と誘致企業	一〇三
(4) 商工業発展の課題	一〇八
3 結び・「みどりの産業都市」	一〇六
あとがき	一〇七
鳥栖市史年表(慶応二年まで)	一〇九
” ” (明治以降)	一一三

序に代えて

鳥栖市史の刊行は、昭和二十九年市制施行以来の懸案でしたが、同四十二年十月編さんに着手され、市民の皆さんをはじめ内外関係者の熱心なご尽力によってここによく本編の上梓に至りました。誠に同慶にたえません。

その内容も、資料編四巻・研究編四巻と、今回完結をみた本編通史一巻におよび、全編を通じてご執筆いただいた諸先生は、いずれも斯界の権威十四氏にのぼり、その成果の豊かさと共に、聊か私共の自負するところでもあります。

関係各位のなみなみならぬご努力と、市民皆様のご協力に厚くお礼を申し上げます。これらの歴史をひもとくとき、今日を築きあげた先人たちの知恵と労苦に啓示されることが多く、歴史は常に己の足下につながっていることに思いを新たにさせられます。

かけがえのない郷土の文化遺産を守りはぐくむことはもちろん、よりよい町づくりのための座右の書として本書を活かし、さらに精進したいと念ずるものであります。

昭和四十八年六月

1 田代領の文化

対馬藩田代領は、現在の鳥栖市と基山町を合せた地方で、慶長四年（一五九九）に対馬領となって以来、明治維新に至るまで宗氏の支配下にあった。その間、前章に述べられた柳川事件によって田代領の一部である園部村（基山町）が寛永十二年（一六三五）から正徳元年（一七一）までの七六年間幕府の天領となり、日田代官の管轄下に置かれた。そのような歴史がこの地方の空気を閉鎖的な他藩のそれよりも文化的な交流について比較的容易にしたと思われる。他方では中世以来の九州の政治の中心である太宰府や、貿易・商業の都市である博多とも地理的に近い関係にあった。このように地理的環境にめぐまれていたことは、この地方の天与の条件であることはいままでもない。宿場町としての発達も文人墨客の来往を容易にしたであろう。

その上に前章で詳述したように田代領では櫛蠟を中心とした経済発展が進んでおり、商業的にも日田と博多との交流は盛んであった。そのような刺戟をうけて田代地方は九州でも文化的にはいちじるしい発展をしたということができる。だからそれは質的に著名な学者を出したというだけでなく、経済的基盤に支えられて層としても厚い広がりをもせていたのである。

時代的には元禄のころ興隆した俳句と、寛政年間に開かれた藩校東明館の儒学が直接の刺戟を与えて、田代文化の花を咲かせるのである。

(1) 田代の俳壇

田代に蕉風の俳諧がもたらされたのはかなり早く、元禄も初期のころであったと思われる。というのは元禄十二年（一六九九）日田の著名な俳人朱拙が田代を訪れてから、画期的な発展をとげるのであるが、しかし彼を招聘するだけの基盤がその時すでに形成されているからである。さらに元禄十五年（一七〇二）に野坡、宝永二年（一七〇五）には魯九が、この田代の地にきて、彼等日田俳人の指導のもとに、田代領の蕉風俳諧が確立するようになった。

江戸時代の庶民文芸は俳句によって代表されるともいえる。室町時代に山崎宗鑑が俳諧を創始したが、その後は連歌に圧倒されて殆んど中絶の姿であった。江戸時代初期に俳諧を中興したのは松永貞徳である。宗鑑の俳諧をうけて専ら民衆的な俳諧を普及し、その門流は各地において栄えた。貞門の俳諧は民衆の文芸的欲求を満足させたので、一時盛んに行なわれたが、保守的な俳風と法式に対して反対の声がおこった。西山宗因の談林派がそれである。西山宗因は名を次郎豊一といい、肥後八代の出身である。談林派には大阪の井原西鶴、その他があつて天下を風靡した。しかし遊戯的な俳諧を高尚な文芸にしようとする自覚が多方面からおこつて、遂に松尾芭蕉によって、俳諧が完成された。俳壇に漸く刷新の機運が起つた天和頃、芭蕉が江戸にあつて貞門・談林の俳風から脱して新風を興そうとした時である。

中央俳壇は、貞享・元禄の頃になると、全く芭蕉によって統一せられ、蕉風は殆んど全国に行なわれた。こうした中央俳壇と連絡をとりながら、田代の俳諧が盛んになる。

田代に來遊した著名俳人をあげると、坂本朱拙（日田）・芭蕉の門下で蕉門十哲の一人野坡・采洋・玄子・洗羽・荷

了等がある。

日田の朱拙や野坡の指導によって蕉風俳諧が確立するのは十八世紀の前半のことである。田代領で編纂された「菊の道」や「放鳥集」は、当時の蕉風句集としては有名なもので、特に元禄十三年（一七〇〇）三月に編纂された「菊の道」は、女流俳人寺崎紫白女の撰で、女流撰の俳句集の嚆矢をなした。寺崎紫白女は、基肄郡奈良田の人で、元禄年間、長野村庄屋寺崎七兵衛の次男平八の妻で才媛といわれた。夫、平八もまた俳句の才あつて一波と号し、元禄年間長兄助左衛門が、基肄郡長野村庄屋となり庄屋役宅に移った後、そのまま本家を継いだ。一波はむしろ俳句については、紫白女に導かれた感じがある。紫白女が俳壇に登場するのは、元禄十年刊・博多の哺川の撰集「染川集」に、「田代の女糸白」と見えた時である。

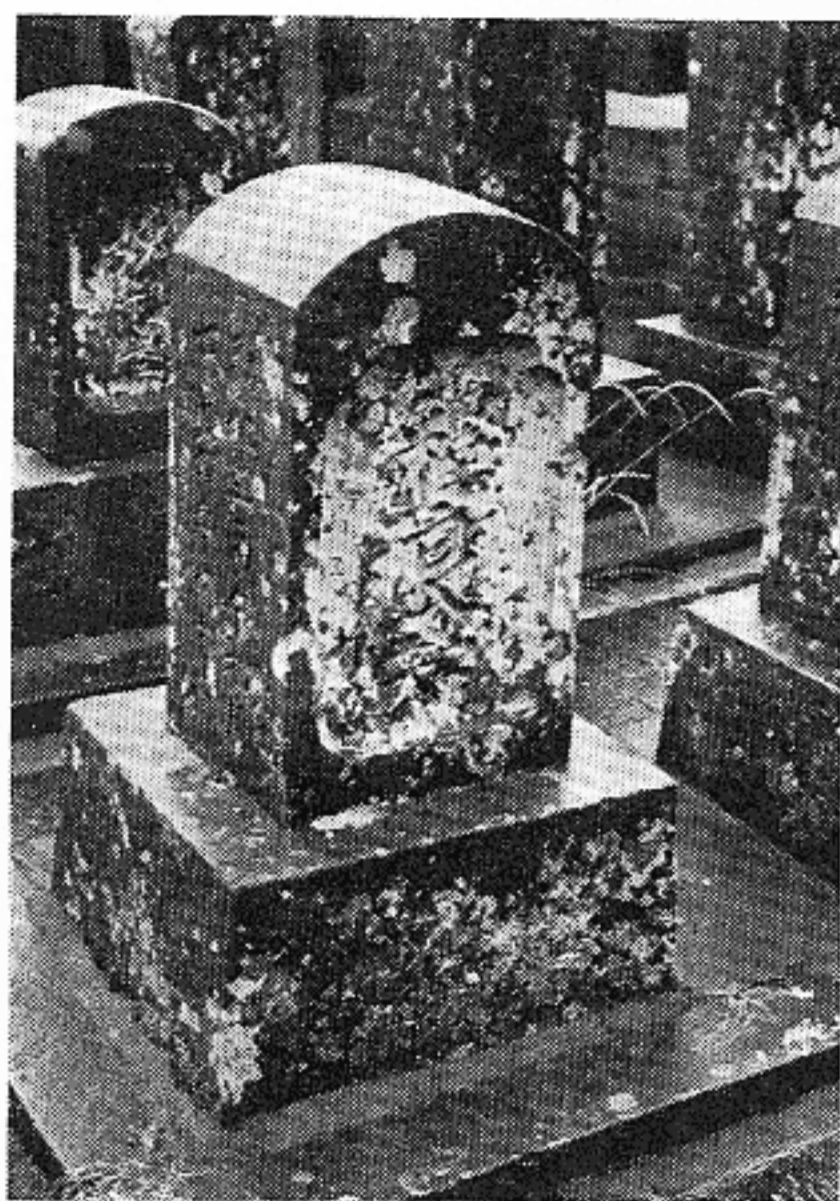
葉がくれに 瓜のころびし夕日かな

朝顔や 日ましにのびる わらの垣

などは同集におさめられた紫白女の句であり、元禄十二年（一六九九）秋には、博多の地に遊んでいた日田の俳人朱拙を自宅に招いたり、基山地方の俳人達を集め俳諧を興行した。

その時に紫白は朱拙に撰集をしたいから援助してくれるように依頼した。朱拙は集めていた蕉門の作品を紫白に与えた。紫白女の記述に「しら菊の此方は寒し簾越」とすさび申されしに、「我が宿は殿御かまわず菊の花」といしより、句集「菊の道」の刊行をもたらしたという。朱拙の來訪によって撰集「菊の道」が元禄十三年（一七〇〇）三月に刊行されたことがわかる。「菊の道」は上下二巻にわかれ、上巻は朱拙の序につづいて芭蕉の句を巻頭にしたり蕉門の作品で、女流撰として日本最初の俳諧集である。「菊の道」に掲載された紫白女の句は、

燕や 小袖をあらう 橋の下



写真Ⅷ-1

古賀梅調の墓（本町、本照寺）

俳諧集「牛あらひ集」を文政二年（一八一九）に刊行している。この集の序は梅室雪雄が書いており、さらに「わが里のおく五十町斗りに 牛石といへる名石あり そのかたちまことに牛のねたるに ひとし……」とあり、田代古賀村から、牛原村を通り今日の市営採石場を経て、さらに登り、貝方の大谷観音に行く路傍に、この牛石がある。この牛石にちなんだ名称「牛あらひ集」で、終りの部分には雪雄と梅調の両吟・蒼虬・梅調・布雪の三人による連句がある。梅室雪雄は

葉とも ならでや花の かれすすき

（ばせを翁の御墓にて）

大雪や 落つきて啼 鳥の声

女性の繊細なる感覚を表現した作品であり、芸術的才能の豊かさがうかがわれる。夫一波の句もみられ、耕作に ほしがる雨や ほととぎす

農業に生きる生活の実感が、よくあらわれている。

一波はこの「菊の道」に掲げられて以来、紫白と共に伊勢・近江などに遊歴し、俳壇生活を深めた。紫白は元禄十年（一六九七）七月に「染川集」において糸白（紫白）の俳号が世にでたといえ、西の方の田舎の一女性が、しかも女性撰の最初の俳句集を、当時最も代表的な俳諧書林たる京都の井筒屋から上梓することは、まさしく驚歎に値するものである。地方的作家である紫白は、朱拙の力によって中央俳壇に進出したといわねばならぬ。

当時九州における俳壇は二流があった。⁽³⁾一つは京の向井去来一門の存在する長崎と、日田は対立的位置に立つ蕉門の代表的作家朱拙である。もともと肥前国田代領は、当時九州の天領を統轄する日田代官所との往来が極めて多く、文学方面にもその影響が大きかったことは申すまでもない。

紫白と共に木村紫貞も当時の代表的な俳諧作家である。⁽⁴⁾紫貞女は基山町園部の人で、夫与市もまた俳諧の才あって、元禄年間園部上村の庄屋を勤めていたが、長子佐兵衛に譲り、三ヶ敷に居住し名を嵐州と号した。⁽⁵⁾紫貞女は約五〇年間の俳句生活を続けた。この木村夫妻は、紫白女撰「菊の道」によって俳壇に登場するのである。同集入集の句数からいうと、朱拙二五・野坡一八・紫白一二・嵐州九・晩柳八・紫貞七となっており、嵐州の全国俳壇における第一歩

であると共に、郷土俳壇における重要な位置にあった。夫妻は、遠く近江の天津・大阪に遊び俳句を楽しんだ。芭蕉の門人で蕉門十哲の一人野坡が宝永の初め正月六日、筑前より園部の嵐州宅に來りて、「押て見る 山の乾きや 露の花」という紫貞訪問の句があり、紫貞もまた「ゆく先を もてなす蔦の もみじ哉」とよんでいる。野坡の中央俳人の影響をうけ、その後は、朱拙系俳書に句を寄せず、最後まで野坡系俳書に入集している。

そのほか、元禄十四年（一七〇一）刊「放鳥集」の編者寺崎晩柳も基山町の出身で、蕉門俳人である。この蕉門流派の俳人で最も長寿を保ったのは、荒穂神社の神官梶田信友で、彼は安永元年（一七七二）七二才で没している。信友の死後野坡系の蕉風は絶え、一時、里翠等の美濃派が入ってきたが、あまり盛んではなかった。

一旦衰えた田代俳壇を復興したのは曙菴梅調である。彼は田代古賀村庄屋古賀十右衛門で、宝暦十三年（一七六三）に生まれ、弘化三年（一八四六）九月十日、八四才の高令で亡くなった。⁽⁶⁾彼は漢詩を嗜むかたわら、俳諧に遊び、

⁽⁷⁾

後に花の本宗匠の称を得た人であり、蒼虬は芭蕉二世であるが、この兩人と梅調が直接交渉を持ったことは、田代の俳壇に大きな影響を与えた。

「牛あらひ集」に掲載された俳人の分布は、筑前・筑後・豊前・豊後・薩摩・対馬・日田・長崎・京・江戸・大阪・兵庫・安芸・下関・淡路・讃岐・河内・丹波・丹後・近江・伊勢・尾張・三河・越中・甲斐・信濃・仙台・箱館等の各地におよんでいる。この集にみる田代の俳人は、杜川・希石・都蓼・青木雪峨・門司交月・素六父子・花夕等五〇数人にもものぼり、当時の田代俳壇がいかに盛んであったかが知られる。

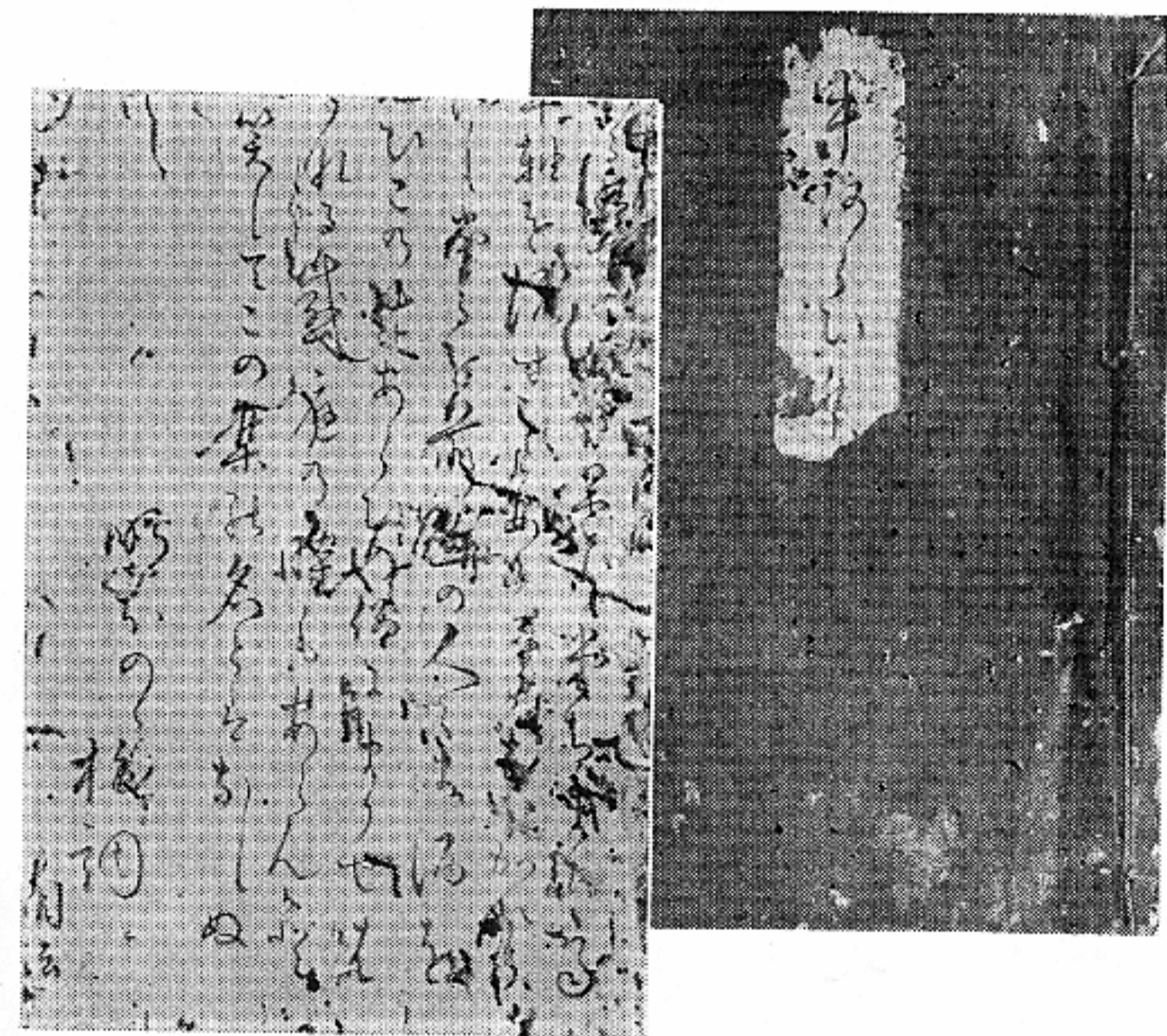
この中の、雪峨は田代代官所勤務をした青木勝左衛門良孝で、「白梅の 月におろかは なかりけり」の句を残し弘化元年（一八四四）に没した。交月も、代官所勤務をした人で、門司七左衛門種徳といい、天保二年（一八三一）八月三日五九才で没した。彼の句には「おもひく袖さしあふや紙雛」等がある。素九は天本幸作奉保で文政六年（一八二三）に没し、「春といふ月日の中のさくら哉」等の句を残している。

袖比町天満宮に、文政十年（一八二七）三五名によ

る「奉納俳諧之連歌」が堂内にかかげられている。その俳人たちは、梅調（田代）・雪峨（田代）・交月（田代）・五百衛（田代）・如潮（田代）・砂楽（田代）・雪濤（田代）・杜川（酒井）・東六（高田）・梅岡（木山口）・兔涼（木山口）・都蓼（高田）・羽玉（酒井）・帰堂（原）・月処（蔵上）・巢旭（古賀）・麻六（宿）・竹里（真木）・芸月（田代女）・希石（酒井）・可菊（田代女）・兔隣（園部）・百枝（田代女）・里芳（木山口）・花夕（田代女）・吾春（木山口）・柳眉（今町）・一桂（水屋）・机谷（木山口）・吐逸（田代）・花国（水屋）・古好（木山口）・蓬左（今町）・雪濤（虚白庵）・流水（今町）等の人々で、「牛あらひ集」に入集している者が大部分である。文化文政の時代に至り、古賀梅調・雪峨・交月等が出るにおよび、田代町・木山口を中心に田代領の各地から集まり、田代俳諧活動が農村の各地域まで浸潤し、庶民文芸として楽しまれたことがよくわかる。

古賀梅調の死後、田代俳壇の中心となったのは門司達夫である。彼は先述した門司交月の養子門司郡吾種芳で文化四年（一八〇七）には、日田の広瀬淡窓の咸宜園に入門している。彼の俳諧活動は、父交月の没後に盛んになったようである。それをみてゆくと、天保三年（一八三二）采洋と両吟、弘化四年（一八四七）千尺と「千鳥両吟」、嘉永二年（一八四九）荷了と「俳諧之連歌」、同年刊落柿舎石外編「俳諧嵐山集」に「便乞もひとり足や早苗舟」の句入集・麦慰舎梅通編「ゆふはへ」に、「提て行うねりにちるや萩の花」入集、嘉永四年（一八五一）には、荷了・梅歩・花碩・兎一・希石・春代・千可也・素六等と、芭蕉の「人々を時雨よ宿は寒くとも」を立句、嘉永五年（一八五二）、「太宰府奉額発句集」に「脊戸先に催合井もあり梅の花」入集、安政二年（一八五五）には、荷了と両吟歌仙、安政三年（一八五六）には、洗羽と「両吟俳諧之卷」その他、玄子との両吟・大村の麦紫との両吟、さらに大村の悠々と両吟など枚挙にいとまがない。

達夫は、安政四年（一八五七）十月二十五日に六六才の生涯を終えたのであるが、翌安政五年（一八五八）二月に



写真Ⅷ-2 梅調が出した俳諧集「牛あらひ集」と自筆序文
(中西 啓氏蔵)

京の枝月尼が、田代上町西清寺において、達夫居士追善俳諧之連歌を興行している。「約束の残る日多き花の頃」枝月尼の句がある。この追善俳諧に参集した殆んどは、田代の俳人である。素六・百地・花碩・梅歩・杜川・登之女・含朗・米汁・淇柳・臥牛・春代女・千里女・寿栄女・千艸女・千可女・芝月女・通阿・祐阿・柳菴・素珙尼等で、そのうち素六は、天本素九の養子で、「夢覚めて 七十七を 秋の旅」等の句を残し、明治十四年（一八八一）に没した。梅歩は「深身に 嵐ふくなり 三日の月」等の句をよんでいる古賀梅歩である。淇柳は「俳諧嵐山集」に「朝夕の 眼に馴染けり 春瓢」の句が入集している。



写真Ⅷ-3 太田山安生寺境内の芭蕉句碑

素珙尼は太田山安生寺の尼僧で、天保十三年（一八四二）に、「山路来て 何やらゆかし すみれ草」の芭蕉句碑が建立されている。これは素珙尼時代のものである。またこれ等の俳人の中、三分の一が女性であることは、当時田代俳壇において、女性の俳諧活動がいかに盛んであったかを示している。

達夫の時代に田代を訪れた遊歴俳人をあげると、采洋・玄子・洗羽・荷了等がある。荷了の田代における「越年入用控」の一部を示すと、越年入用控

嘉永四年臘月廿三日夕方 外町金屋喜三清宅に移る

入 白米式升 花碩家より

入 白米三升ト札三匁 達夫家より

入、燃シあふら ちかやめより

出 百八拾五文 炭壺俵

出 四拾式文 薪三把

同廿五日

入 白米式升ト 札式匁 敷蒲団壺枚

梅歩家より人持参

以下同様のメモが翌嘉永五年二月十二日まで続いているが、これによって当時の遊歴俳人の生活の一面がうかがえる。このような遊歴俳人達の仲介によって、幕末田代領の俳壇は、地方・中央の俳壇との結びつきを保ちながら発展をしたのであろう。

注(1) 「対馬藩田代の俳諧」についての研究論文 吉田 寛 佐賀大学国文科卒業論文

榎谷美耶子 京都女子大学卒業論文

(2) 中西萩置「佐賀俳句史」新郷土八十六号

(3) 大内初夫「九州俳諧史の研究」

(4) 馬渡正人「俳人・紫白と紫貞について」

(5) 中西萩置「木村嵐州とその妻紫貞」新郷土九十号

(6) 本照寺境内に、古賀梅調の墓あり。

(7) 久保山紫溟「牛あらひ集について」鳥栖史談

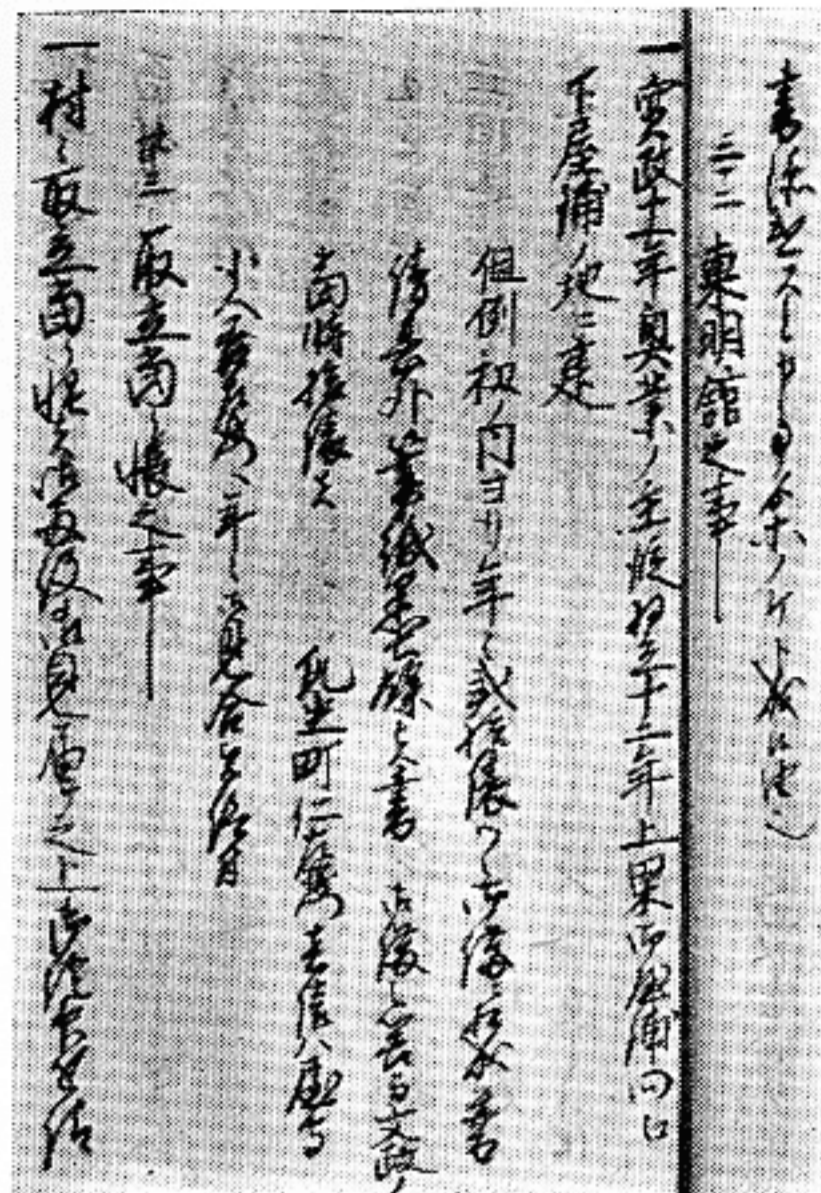
(8) 「綺石居士十三回忌」中より 門司貞男所蔵

(9) 門司貞男所蔵 俳諧関係二〇余冊あり。

(2) 藩校東明館

おんてち

田代領の藩校としては、寛政四年（一七九二）に稽古所を設置した。この稽古所は学頭に緒方東海が推され、師範に草野雄助・梁井隆吉・磯野鉄蔵、諸礼に原又次郎・読書口授に岩谷奎之助・村山勘吾・門司益次、算術に磯野四兵衛・橋本和兵衛、武術に大石甚三郎・古賀甚右衛門等が任命された。この稽古所は東明館の前身であって、本格的な藩校としては、対馬藩主義功が、本国対馬には恩文館・講武所を設け藩士の子弟を教育した。田代領には、「基養提要



写真Ⅷ-4

藩校東明館のことを書いた文書
 (「基養提要」から)

要」によると、「東明館之事 一、寛政十一年興業ノ主段 翌十二年上田木(町) 御屋舖 向江下屋舖ノ地 二建」とあり、寛政十二年(一八〇〇)に田代上町に設けられた⁽¹⁾。藩校東明館は、はじめは扶持人や庄屋の子弟が七・八才で入学したが、後には一般の人々の入学も許し、一五〇名から二〇〇名にもおよんだ。教育の内容は、儒学を主としそれに撃剣・柔道・銃砲の術も練習した。学力進歩のための段階として、素読・講義・会読・輪講・質問の五段階法による学習方法であ

った。初入学の者は、まず經典(孝経・大学・論語)の素読(句読とも言う)から始まり、あるところまで進むと、復習(または温習)し、輪番に書物を一節づつ次々に読ませる輪読に進む、という方法が用いられた。四書の素読をおえて、五経にはいる頃から、他方では四書の講義を受けはじめる。講義を聞くことにより読書力をまし、素読や読書にはげむことで講義の理解力を高めるということがそのねらいであり、すでに一定の読書力と理解力ができあがると、集団学習ともいうべき、討論式の学習である会読・講義を順番にやらせる輪講の仲間に入る。一人で読み、一人で考え、課題を自分で選び学ぶようになる。問題点をもって教師に質問する。こうして経書・史書を終り、詩文を探求するという段階に進んで行く。試業というのがあって、毎月定められた日・時に行なわれる試験があった。教授としては稽古所の学頭をしていた緒方東海(手代役)や、村山漢古、後には緒方正之介・青木文造・磯野新左衛門・緒方連などが教鞭をとったが、彼らは田代の手代役や庄屋の出身者であった。

注(1) 田代小学校の運動場と旧国道を隔てた南側に東明館通りという小路がある。

(2) 万松院文庫御書物引渡目録集に「東明館書籍覚」があり、これによると寛政十三辛酉年二月には次のような書籍が備えられていることになる。

一、十三経註疏	全部百六十冊	十六帳	二箱入	一、穀梁伝	五冊
一、周易	六冊	一帳		一、爾雅	四冊
一、尚書	十冊	一帳		一、孝経	一冊
一、毛詩	二十冊	二帳		一、論語	四冊
一、儀礼	十四冊	一帳		一、孟子	六冊
一、周礼	二十冊	二帳		一、左伝	三十冊
一、公羊伝	十冊	一帳		一、礼記	三十冊

寛政十三辛酉年二月

(3) 田代の藩学と広瀬淡窓

田代の学風は始めは、筑前の亀井南冥の学統を伝えた。緒方東海や、その弟周蔵・村山漢古も南冥に学んだ。このほか享保・寛政年間には田代の学徒は、多く広瀬淡窓の師である亀井塾に入った。その後田代の藩学を盛んにしたのは、豊後日田の儒学者広瀬淡窓の咸宜園の学風であった。今日、日田の淡窓図書館は、私塾咸宜園の址で、玄関の傍に詩碑が立っている。「休道 他郷多苦辛 同袍有友自相親 柴扉曉出 霜如雪 君汲川流 我拾薪」これは、淡窓が塾生に示した有名な詩である。咸宜園の入門簿を見ると、淡窓の唱道した主義学風は、旭荘・青邨・林外と順次承述継業され、学んだ塾生は、全国六十八国中六十六国(下野・隠岐を除き)におよび、四、六一八人におよんだ。(2) この咸宜園に田代地方からも青少年が入門した。咸宜園のおこりは、文化二年(一八〇五)乙丑三月、初めて豊後日田豆田町長福寺学寮を借りて講学の基を開き、六月には魚町宗家の南家後園土蔵中に移り、八月には、一丁目大阪屋林左衛門の家を借り、成章舎と名付けた。文化四年(一八〇七)丁卯豆田裏町に塾舎を新築し桂林園と称した。その咸宜(ことごとくよろしく)園と改称したが、その名が示すように、士農工商僧医等あらゆる階層に開放、無差別に教育の機会を与えるということが発足した。文化四年に田代より、門司郡吾・梁井慶次の二人が咸宜園に入門し、次いで文化九年(一八一二)三月四日には、僧千福寺大仲、同年九月二十五日には、村山漢古の子東一郎が十七才で入門した。東一郎は広瀬正蔵の紹介である。

東一郎は帰って田代府に仕え、手代役元占となった。広瀬淡窓は多病のため、塾にあっては専ら育英に従っていたが、文政十二年(一八二九)には、遂に淡窓を田代に招聘するに至った。主として当時田代代官所の手代役であった村山東一郎および緒方連の斡旋によるものである。早速淡窓は「五月十一日家ヲ発ス予興ニ乗ル從行スル者八人」日田を発ち、この日は筑前甘木に泊り、翌十二日には宰府に至り六度寺に泊り、十三日に漸く肥前田代に着き荒木氏に泊り、十四日には東明館に逗留した。淡窓の来講によって東明館は急に隆盛となり、官吏の講筵に列するもの数十人、その他青衿の徒(学生)の諸村から参集したものの三十幾人を数えた。淡窓は六月十七日には日田に帰ったが、その代りとして六月二十七日には旭荘が田代に来て、東明館の書生に教授し、八月九日には旭荘も日田に帰った。淡窓日記に、「文政十二年五月十七日 左伝の講を聞く」「五月十八日 孟子の講を聞く」とあり、田代東明館での講義により、田代の藩学は隆盛をきわめ、広瀬淡窓の咸宜園の学風が、田代文化の中心をなした。淡窓は生前「教育人材善之大者」と高唱し、自らこの理想に一身を捧げた。教育の目的は社会有用の実材をつくるを主とした。咸宜園の入門簿には田代領関係者六十二名を数えるが、その中で、淡窓が田代に賓儒としてきた文政十二年が最も多く、二十数名を数えた。紹介者も淡窓自身によるものが多い。淡窓日記に

「文政十二年 此年入門する者 青木与五郎(田代の人) 与五郎は後年其弟 豊次郎亦塾にあり、田代の人 久しく予が塾に止る者 只此兄弟なり 此の年の夏 予田代に遊ぶ 彼地にて入門せし者あり、因て此に記す

荒木吉次郎 釈到徹 原四郎左衛門 森次郎兵衛 釈祐山 釈寛洲 磯野卯一郎 野田俊太郎 桜井政太郎 荒木衛八郎 三橋萬 梁井来吉 荒木清記 門司金十郎 緒方要蔵 吉田勝太郎 荒木陸蔵 天本大吉 白水善三郎 吉田恒次郎 梁井萬作 草野庄次郎 田代において講席に列するもの許多なり 然れども月旦入り 弟子の礼を執る者は 此の人々なり 故に之を録す」

とあり、淡窓の田代来講により入門手続きをする者が増加した。このことは幕末の田代の学風に非常に影響をおよぼし、勤王の志士を生んだとも言える。

咸宜園では、塾生取締規約八十二条が設けてあり、厳しい取締りが行なわれた。上級生は、塾の職務の内では最上のもので、師匠代りをする役である都講となり、或いは副監・舎長となり、教師に代って下級生に学問を指導したり、塾生の監督や世話に当った。下級生は、清掃監・書記・侍史となり、下駄番をもした。塾生には学力・器才に応じて上等生より無級生に至るまで役割があった。また月旦表という成績表があり、下は一級から上は九級までの級を設け、毎月末の成績によって席次の上下を発表した。塾生は努力次第で上級に進むことができたので、真剣そのものであった。高田の青木文造(良豊)は幼名を豊次郎または豊と称したが、十四、五才頃までは高田で農業に従い、その後、日田の咸宜園に入門した。入門簿に「対馬領田代 青木豊次郎 十八才入門 天保十己亥正月二十一日 紹介 松隈種次郎」と記している。淡窓日記によれば、

「天保十年三月 大改月旦法 豊次郎加三級上、同 四月二十日 改月旦法 豊次郎加三級、同 五月九日 豊次郎入塾、同 六月二十五日 豊次郎加三級下、同 七月二十六日 豊次郎加三級上、同 九月二十六日 豊次郎四級下、同 十一月二十六日 豊次郎四級上」

とあり、一年間に六階級も進級した秀才である。ここで月旦法とは月々の席次の昇降が決定されるので、番付のときものである。したがって単なる勉学の期間をしめすのではなく、全く実力を意味するのである。さらに

「天保十二年二月二十六日 権五級上、同 三月二十六日 真五級上、同 九月十四日 豊次郎加権六級下、天保十三年壬寅(二十才) 新平と改名、同 十二月 新平加真六級上、天保十四年癸卯(二十二才) 十月二十六日 新平加権七級下、天保十五年甲辰(二十三才) 八月二十五日 加権々八級下、同 八月二十九日 元八新平去」

とあり、天保十年から天保十五年まで学んだ。この間に異数の昇進をとげた。ちなみに最上級は九級である。後では田代東明館の句読師に任命せられ、在職二十八年におよび子弟を教育した。

村山漢古⁽⁵⁾は、淡窓に知られた漢学者であり、二十三才の時、稽古所の読書口授方となり、三十一才で東明館句読師を命ぜられ、その後訓導師・御領中風俗目付を兼ねた教育者であった。淡窓が田代滞在の前後は一時日田遊学熱が盛んであったが、天保四・五・六年頃には稍衰えたけれども、天保七・八年頃から再び盛んになった。

咸宜園で学んだ有名人は、姫方町の佐藤法連⁽⁶⁾や神辺町の歌人島鎮長⁽⁷⁾等がある。維新前後には緒方連⁽⁸⁾が東明館の学頭となり、二十四年間の長きにわたり、教育の任につき教育の成果が上がり、江崎梧七郎・篠原牧太・島俊平・古賀寛二・天本保・鹿毛良鼎・原精一郎等の英才が巣立ち、明治・大正時代に活躍をした。

注(1) 淡窓は二十九才で、合原ナナと結婚したが、子供がなかったので、四十二才で弟(旭荘)を養子とした。

(2) 「教聖広瀬淡窓と広瀬八賢」十五頁

(3) 「田代を語る」松尾禎作 によると五名

「鳥栖地方の教育の発達」小林 肇 によると六一名

「教聖広瀬淡窓と広瀬八賢」によると文化四年 梁井慶次が門司郡吾と入門しているので、合計六十二名となる。

(4) 「咸宜園」高野 澄 奈良本辰也編『日本の私塾』一三八頁

(5) 「村山漢古翁」古賀益城

(6) 姫方町戒円寺 第十世住職 明治二十年八十三才で没す。

(7) 神辺町庄屋 島清吾の長男 和歌に秀でた。明治七年六十七才で没す。

(8) 緒方東海の子、東明館学頭となる。明治六年没す。

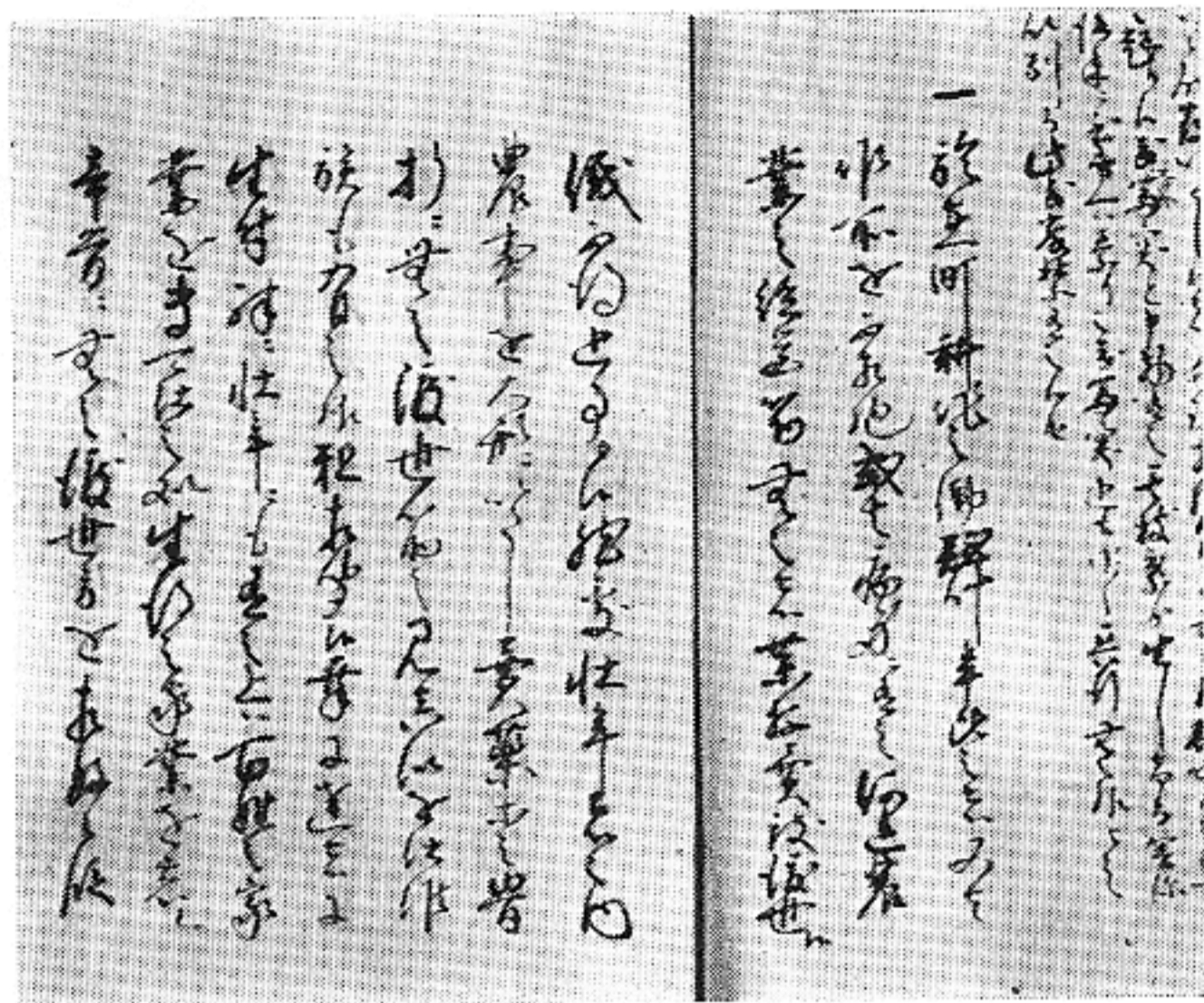
2 田代領における売薬業

(1) 売薬渡世の発覚

田代領の売薬業がいつの頃に発生したかを正確に知ることのできる資料はない。それはおそらく、藩政府の厳しい商売取締りのもとで、かくれごととして、ひそかに庶民の間で始められたものと思われる。

売薬に関する最も古い公の記録は、宝暦十一年（一七六一）のそれである。田代代官所日記によると、同年一月十五日の「手代中へ申渡」文書のなかで、当局は、壮年の売薬渡世を不埒な行為として一切差しとめることを嚴重に申しつけ、もし違犯するものがあれば直ちに申し出るようにと述べている。⁽¹⁾ただこの達は、その前置きとして、在町のもので耕作不能のもの、耕地なきもの、病身のものなど農業に従事し得ざるものは「不得止事」とことわっている。従って、この達は、「売薬渡世」を禁止するためのものでなく、農業の荒廃を恐れ、農民が農業から脱落することを禁止するためのものであることが判る。すなわち、藩は、封建的支配の基盤―国の本―としての農業を守るために、公然たる助長政策に踏みまきることができなかったにしても、当時すでに「売薬渡世」を黙認する政策をとっていたのである。

ついで、翌宝暦十二年四月、「風儀宜しからず農業筋不精」のかどで召出された小倉村の百姓十三名の取調べによ



写真Ⅷ-5 壮年の売薬行為を禁じた文書「日記抜書」

つて、同村に「売薬渡世」のものが三人いたことが発覚する。⁽²⁾そこで、藩の手代は、前の達の意を汲んで、その一人の売薬行為を差止めて農業に専念させ、他の二人を瓜生野町へ転住させ、たうえで売薬をつづけることを許すという措置をとった。町以外の郷村での売薬が「風儀宜しからず、農業筋不精」の原因とみたのであろう。

さて、このような「売薬渡世」が、どのような条件で、とくに九州では田代領にかぎって発生をみたか？それは田代売薬がどのような土壌に培われたかを知るためにも検討の必要がある。

従来、田代売薬の発生については、田代領が朝鮮―対馬を通ずる唯一の、薬物の日本への輸入ルートであったという誤った認識から、そのことが田代領に売薬業を発生せしめた条件であるかのように伝える巷説が売薬業者のなかにあった。これは幕末近いころの田代売薬の配置業者が、本藩対馬島が朝鮮に近く、その貿易に占むる地位が絶対的であったことを田代売薬の売りひろめのための宣伝に利用していたのである。⁽³⁾それを後世、田代の売薬業者自身が信じこむようになったのであろう。また郷土史家の間には、宗家の専売品であった朝鮮人参と田代売薬とを直接結びつけるものもいた。だが、対馬藩が朝鮮から輸入する財貨は、直接大阪をはじめ博多、長崎、京都および江戸に運ばれて、その地の商人

に販売されていた。だから、その中継貿易による利益は藩財政の一半を賄っていたとはいっても、朝鮮貿易そのものは、田代領とはなんら直接的関係はなかったのである。ただ、ことに人参については、当時最も高価で有効な薬とされていた朝鮮人参を、藩の治民政策に利用していたことが知られている。天和年間（一六八三年）以後制度化されたといわれる「お救人参」「御仁恵人参」⁽⁴⁾などがそれである。だが、領内に「しのび払い」⁽⁵⁾（密売品）として出回っていた人参の価格は大阪の市場相場よりも遙かに高かったものようである。商品として他藩に転売または売薬の原料に使用して有利であったとすることはできない。人参以外で、対馬藩の朝鮮貿易の対象となった薬種についても事情は同じであったであろう。

とすれば、田代領に「売薬渡世」を発生させた条件は、そもそも何か？

薬剤の原料としての薬種は直接大阪その他の市場へ送られたとしても、中国大陆から朝鮮を経て対馬本藩に渡った漢法医術ならびに漢薬療法についての知識は、田代に伝わって、田代領の医薬に関する水準をすぐれて高いものにしたということは考えられる。賀島兵介が田代領の副代官として在任していた延宝四年（一六七六）の頃、すでに領内には、沢祐庵ほか六名の医者⁽⁶⁾の名が記録されている。さらに宝暦八年（一七五八）には、このほかに三名の医者⁽⁷⁾の名がみられる。明治七年（一八七四）三月の戸籍調査によれば、当時の養父郡西半部に二名、三根郡に二名、神埼郡第二小区に二名の医術が数えられる⁽⁹⁾。戸数に対する割合は一千戸につき一名ないし二名である。ところが、旧田代領に所属する地域では、基肄郡に二一名、養父郡東半部に二二名あわせて四三名、すなわち戸数一千戸に一三名をこすほどの多数の医者を数えることができる。その密度は肥前藩東部地域の十倍にもあっている。前に述べた近世前期から中期にかけての医者⁽¹⁰⁾のすぐれた医療ならびに調剤の技術については、基肄養父実記が数字をあげてこれを誇示している。このように、田代領の医薬および医術が早期にすぐれて発達していたことは、売薬業発生のための一つの条件

をなすものといえよう。

さらに、釜山・大阪・長崎・博多その他の対馬藩屋敷（商館）の役人として、それぞれの土地の商人相手に鍛えられた対馬藩士の「商売人はだし」の商魂と商才は、その統治を通じて、田代領民に商人気質と商才をうえつけたものと思われる。ことに田代領が、江戸・大阪から博多・太宰府をとって長崎へ通ずる街道筋にあたっていたことは、沿道の百姓のなかから商売に走るものを発生させる条件となったであろう。さきに述べた小倉村の「売薬渡世」も、恐らく当時の街道筋にちかい今の基山町白坂および関屋付近に居住するものであったと思われる。

さて、このような条件のもとで、必然的とも思われる売薬業の発生ではあるが、それが当初から配置売薬のかたちをとっていたものとは考えられない。というのは、当時他国への旅行は厳しく取締られていたにかかわらず、そことは売薬取締りの理由にも条件にもあげられていないのであるから、領内での旅売りはあったにしても他国への売広めとまではいっていないものとみられるからである。だからといって当初から、公然と店舗を開いたものとは考えられない。おそらく、戦前まで残っていた家伝薬と同様、農家の副業といった形で自宅で「かくれ売り」⁽¹¹⁾されていたものであろう。その薬の製法、調剤の内容、薬種の入手経路などのことは明らかでないが、長崎港を通じての密輸品などを通行人を通じて入手し、もよりの医者から得た知識または直接指導によって調剤した。——当初は家伝薬的なものであったと推測される。瓜生野に移ってからは公然と店舗らしいものを開くこともできたであろう。

(2) 売薬業の成立—定着

安永年間、朝鮮貿易の危機がおとずれて以後の藩の財政は、破綻に瀕するまでに追いつめられる。これが打開策の一つとして、藩は天明（一七八一）年間、従来の「郷村における商工業の禁止」という商工業の抑圧政策を転換して、「産物拵え」政策すなわち「在町を問わず」積極的に産業を助長奨励する政策へと移る。あたかもその頃のこと天明八（一七八八）年、上郷宮浦東村木山口町の治郎兵衛と申すものが「朝鮮名法奇応丸」という薬の看板を使用することの許可を願いでた。⁽¹²⁾ この奇応丸というのは、越中富山の反魂丹とおなじく、田代売薬の代表薬とも称すべきものである。それが、治郎兵衛の出願当時でも、田代売薬を代表する売薬であったことは、つづいて四人のものが同じ名称の看板の免許かたを願いでていることから推察できる。また奇応丸という薬名は田代独自のものでもなかったようである。富山売薬のなかにもその名がみられ、三重県津市古河の売薬の老舗の場合は、田代と同じく発生当時からの代表薬とされている。ことに古河では、その奇応丸の製法は朝鮮から伝わったという伝説がある。⁽¹³⁾ おそらく、奇



写真Ⅷ—6

朝鮮名法奇應丸の版木

応丸は当時朝鮮人参とともに朝鮮の名薬であって、日本国内にもその製法および薬種が伝わっているものと一般に信ぜられていたものであろう。だから「朝鮮名法」という文辞を冠することは、著名な朝鮮薬の製法をそのまま踏襲した名薬であることを表示することになったのであろう。当時特許という制度はなかったに

しても、朝鮮との貿易は藩が一手に握っているのであるから、そのような名称をみだりに使用することを藩は禁止していたのであろう。

治郎兵衛の願書によると「近年に至商薬の者数多有之、只今にては御領中第一之御国産」である。もとより農産物ことに米麦大豆などを除く特殊産物のなかでの「御領中第一」であろう。あるいは誇張に過ぎたものかも知れぬ。だが、この願書が契機となって、藩は売薬株五十を認めている。恐らく、当時五十戸に近い「売薬渡世」と称し得るほどの、すなわち売薬業を生活の主要な根拠とする、売薬業者があったのであろう。売薬業が農業から切り離すという条件で、ある程度公認されることになった宝暦十一年（一七六一）からわずか二十七年を経た天明八年のころ、五十戸前後の商薬のもの——農業との兼業を許されない——がいたというのは、田代売薬の、この時期における急速な成長を示すものといえよう。

治郎兵衛が「看板」の免許を願出たことを文字通り解釈すれば、彼は店舗売りをやっていたものとみなしてよからう。他は同じ宮浦東村木山口町から二名、瓜生野町から二名の同じ名称の看板の免許願がでた。これら五人の売薬人は、いずれも元締めを仰付けられるのであるから代表的に有力な売薬人であったように想像される。だが街道筋での旅人相必要としたということになると、当時の売薬業の主流は店舗売りであったように想像される。だが街道筋での旅人相手の店舗売りであったにせよ、狭い区域で五十戸に近い店舗売りが成り立つはずはなく、また領内での行商でも「渡世」は困難なはずである。だから、藩の公然たる認定はなかったにせよ、「かくれ売り」のかたちで、他国への行商が、既に始まっていたと断定できるだろう。富山売薬では、他国ものの入国を最も嚴重に取締った薩摩藩へも、藩の特別のはからいに依ったであろうとはいえ、すでに天明以前から入り込み、配置売薬の根を下している。⁽¹⁴⁾ 田代領民の眼に触れる筑前、小倉、柳川、肥後などの諸藩にもそれ以前から富山の売薬人が入り込み、配置売薬の網を張ってい

たことと推測される。すくなくとも、藩表では、富山売薬が藩の奨励、保護のもとに嚴重な株組織をもって、全国各藩へ販賣網を拡げつつあった事情が判っていたはずである。

治郎兵衛はこの免許願書を差出すにあたって、その免許の交換条件として、商賣の者（売薬業者）から一か年合計銀六百匁の運上を取り立てて上納することを申出ている。藩では、その「朝鮮名法」の看板は当分保留し、逆に五人の責任で銀六百匁の運上銀を取り立てるといふ条件で五人のものに売薬元締めを命じ、同時に株制度を設けて五十株の商賣の者を認めることとする。当初、この五十株は、五人の元締めによっても引受けられたものようである。当時の銀相場で米一石が凡そ銀六十匁ほどであるから、五十株で約十石（金にして十兩）の運上を負担したことになる。その負担は、富山の場合、藩が他藩への売り込みなどで特別の保護を加え、株の特権として維持することに努めたとはいえ、「冥加トシテ御益金壹人脚金壹兩、其後ニ至リ壹兩壹歩式朱迄相募」⁽¹⁵⁾ほどの負担であったのに比すれば甚だ低額である。売薬業（売薬渡世）は、ここにはじめて藩によって財政の仕組みのなかに正式に組み入れられ、株としての特権を保証されることになったとはいえ、藩役人の目からみても、富山のそれとは比較にならぬほど基礎の弱いものであったようである。このことは、株制度が生れてわずか十年も経たぬ寛文八年（一七九六）、株の實質上（十株以上）の減少を理由に、株仲間から運上銀の減額方を願ひ出ていることから推測される⁽¹⁶⁾。すなわち、田代売薬は当時それほど低額な負担にも堪えかねて株の維持ができなかったということである。また、その定着にはほど遠い状況であったといえよう。だが、商魂を培われ、商才にたけた田代の商賣の者はやがてその配置売薬としての定着への道を切り拓く。

富山売薬業史資料によると、富山の売薬人が他藩に入り込むためには、入り込んだ藩の諸役人に対し歴大な土産物のつけ届けが必要であったもの⁽¹⁷⁾のようである。そのようなことは、僅かな運上銀の上納にも苦しむ田代売薬人にとつては到底企ておよぶことではない。そこで、田代の売薬人は、他藩の商家・旅館などにてづるを求めて常宿を頼み、その宿の主人の名義を借りてその藩の免許を受けて合法を装う⁽¹⁸⁾とか、または無免許のまま所謂かくれ売りで方々の藩へ入り込んでいる。この田代売薬人の非合法作戦は、大いに富山売薬を悩ましたもの⁽¹⁹⁾のようである。そのことを富山売薬業史資料は、いたる処で証している。

ところで、文政八年（一八二五）には、田代売薬人のうち何人かが、すでに熊本藩の株札を受けて公然と配置売薬に従事していた事実が明らかにされている⁽¹⁹⁾。だがこれを明らかにする資料は、田代売薬人が免許人以外にも多数入り込んで「かくれ売り」を行なっている⁽¹⁹⁾ので取締ってもらいたいという富山売薬人から熊本藩への訴状である。従ってこの資料は、銀六百匁の運上に困難した寛文八年から約三十年の後には、田代売薬が熊本藩に配置売薬の公然たる足がかりを得ていたことを証するとともに、富山売薬に対する非合法挑戦がなおつづいていたことを表わすものである。

さらにそれから二十年の間に、田代売薬の熊本藩における勢力は急速に増し、免許売薬人の数では、富山を圧倒するまでにのびる。「かくれ売り」の実績にものをいわせて、それを藩に承認させたのであろう。天保十五年（一八四三）には、熊本藩から株札を受けた田代売薬人は、すでに一九人にも増している。これまでは、田代売薬の富山売薬への挑戦・得意（顧客）の争奪である。しかるにこの年、新たに九人の田代売薬人が熊本藩に対して新規売薬株の免許を願ひ出る。これを探知した古株一九の免許人は、対馬藩に対してその差留方を嘆願する。当時、熊本藩でも、すでに文化年間以来、売薬人の入り込みが多く、八重売り（他人の得意に重ねて配置すること）などの弊害が生じたので、八重売りを差し止め、売薬人の新規入り込みを抑制する方針をとっていた。対馬藩は熊本藩と協議して新規には一名だけを免許してもらうことにする⁽²⁰⁾。ところで、これらのことを明らかにする資料は、「当御領分売薬之儀以前より追年と繁昌に至り」近十年に至り而弥御領益之一廉と御見」と、ことに天保年代に入ってから田代売薬の繁栄と定着を

みとめながら、その売り込み先および国もとの矛盾——封建的支配と相容れぬ——が次第に発展しつつあることを証している。まず、国もとの手数を経てのち、売込先の藩へ願出るのが順当であるのに、「近来勝手づくの心得に相成り」国許へは無断で「八重願」などをして同職間に不和混乱を招く一方では、在方にありながら商売にたずさわって百姓の風俗を傷つけるなどの弊風が起り、藩の統制を乱している事実が指摘される。

それにしても、熊本藩での田代売薬の進出は、まことにめざましいものがある。文政年間、富山の八人よりも少ない株札をもった田代売薬は、二十年の間に富山を圧倒して天保十五年（一八四三）には二十人となり、さらに六年後の嘉永二年（一八四九）には、肥後熊本藩に入り込んだ売薬人三九名中、「越州富山八名、江州日野二名、江戸一名、宇佐一名」に対し「対州田代二七名」で、数の上では総数の七〇割を占めるに至っている。⁽²¹⁾ すなわち、藩の抑圧にもかかわらず最後の六年間にさらに七名を増したのである。しかもそれは幕末に近づくに従ってさらに増加してゆく。のみならず、その熊本藩を拠点として、

薩摩を除く九州各藩へさらに中国・四国へと入り込み、配置網を拡げるのである。明治二年（一八六九）当時の田代売薬の株数は総計八〇株で、田代町二四人、基肄郡上郷二〇人、瓜生野町三六人である。その入込先を

国藩別にみれば、表Ⅷ—1のとおりである。一人で数藩にまたがるものもいるので合計では八十名をはるかに上回っているのである。⁽²²⁾

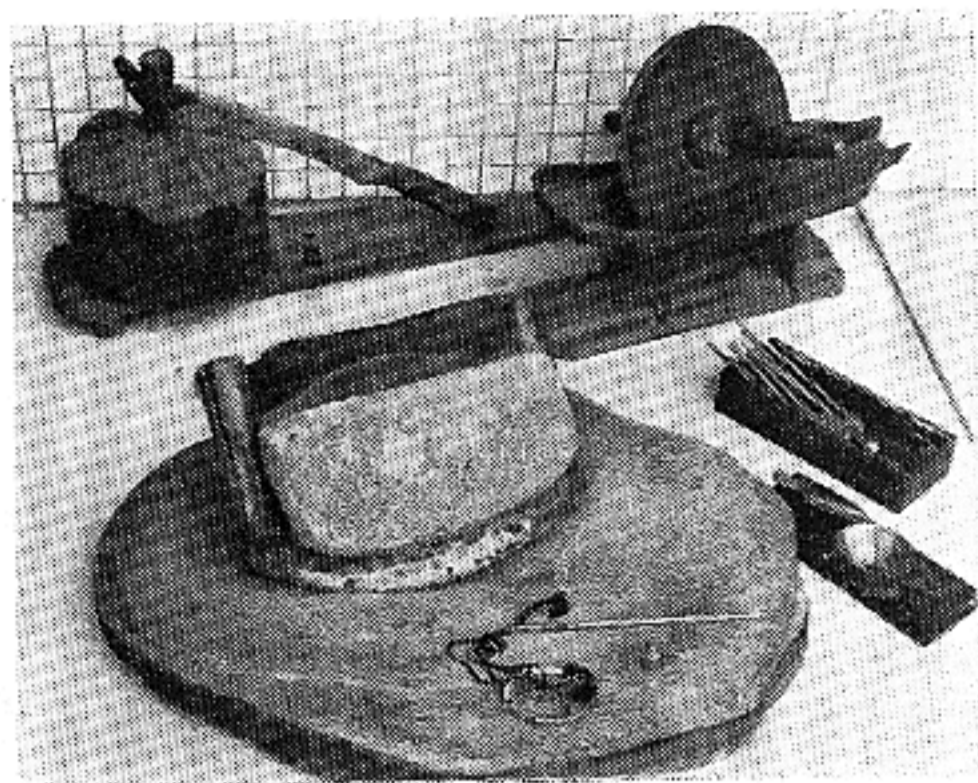
表Ⅷ—1
田代売薬の入込先（明治二年）

肥後	34名	内天草	10名
豊後	25名	内日田領	10名
杵築領	2名		
佐伯領	2名		
中津領	2名		
森領	1名		
高田領	1名		
筑後領	23名	内柳川藩	13名
		久留米藩	10名
長崎領	9名		
小倉藩	6名		
平戸領	(松浦) 8名		
島原領	5名		
唐津領	3名		
浜崎領	3名		
日向領	3名		
筑前藩	1名		
秋月藩	1名		
中国、石見・萩・岩国・広島・清水・長門各藩へ	各1名		

このように配置の範囲が広くなり、ことに交通機関の発達しない当時、往復だけでも数日または十数日を要した地域に、しかも藩によって生活慣習を異にする土地のとくいを配置売薬の仕組みのなかに維持していくのであるから、一人で数藩にまたがる場合、業主である主人のみの単独の力に負えるものではない。少なくとも幕末のころまでは、番頭と称する売子⁽²³⁾を雇入れていた売薬人が多かったと思われる。株が増加する過程でも、新規売薬人は、株を得する前に、売薬人として独立できるための修業課程として、古い売薬人の「番頭」に雇われたのであろう。それは株制度につきものの、あるいは手工業における徒弟制度に類するものようである。だが、株の制限が厳しくなり、一方では、売薬人の富が蓄積され、とくいの範囲が広まるにしたがって、身分としての番頭——独立して株をもつ望みのない番頭——が次第に増してゆき、株数は八〇株という、当初の五〇株より僅か三〇株を増したに過ぎないが、売薬従業者の数は、より遙かに増加していたものと思われる。その身分としての番頭が何時のころに発生し、幕末当時どれほどの数のものがいたかを知り得る資料は、まだ見当らない。

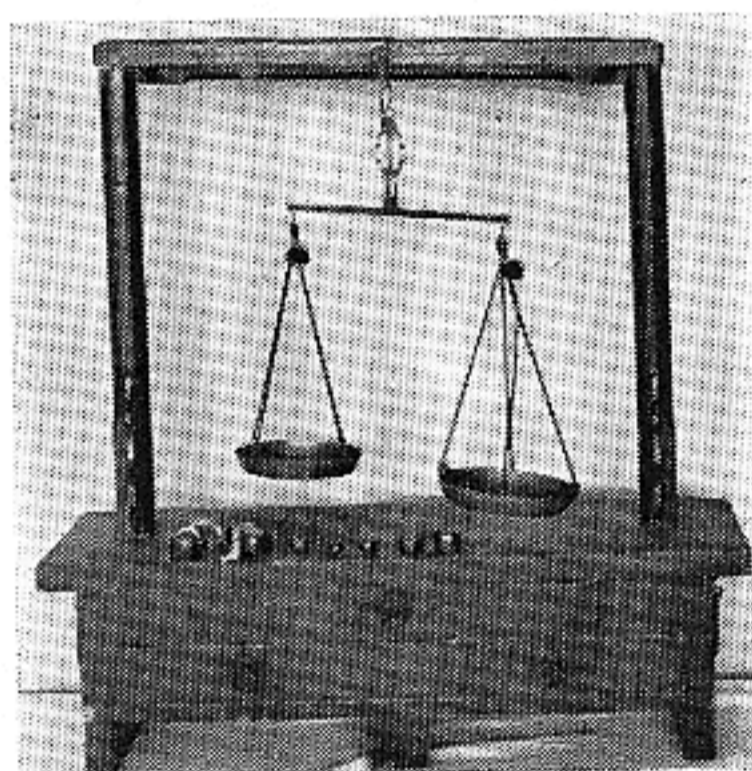
だが、幕末当時の富山売薬をみるに、越中組（自藩内）を除く他国入りは二二組、⁽²⁴⁾ 売薬人数二、一〇五人、そのうち九州関係のみでも、九州組一四〇人、薩摩組二六人、計一六六人が入り込んでいる。田代売薬は、九州だけでみてもまだ富山に遠くおよばなかったのである。

さて、それでは田代売薬は藩政時代どのような薬をあつかっていたか？その初期については資料を欠ぐので明らかでないが、奇応丸が代表薬であったことは一般に信ぜられているところで、それは天明八年のことからも推察される。だがその種類は年とともに増し、各種の病気への処方になつていったものようである。文政十年（一八二七）、⁽²⁵⁾ すなわち、田代売薬人が熊本藩の株札を最初に受けて間もないころの調合薬方⁽²⁵⁾によると、薬方は、朝鮮奇応丸、牛黄一角丸、如神丸、山田振薬、万金丹、万能膏、目洗薬、小兒虫下しなど二三種におよび、気付薬・風邪薬・熱



写真Ⅷ-8 製薬器具のいろいろ

上右…薬物を砕くやげん 上左…片手切り
下左…双手押しと台 (いずれも薬草を切る)
下右…サジ類 (佐賀県薬業指導所蔵)



写真Ⅷ-9

薬の調合に用いた天秤

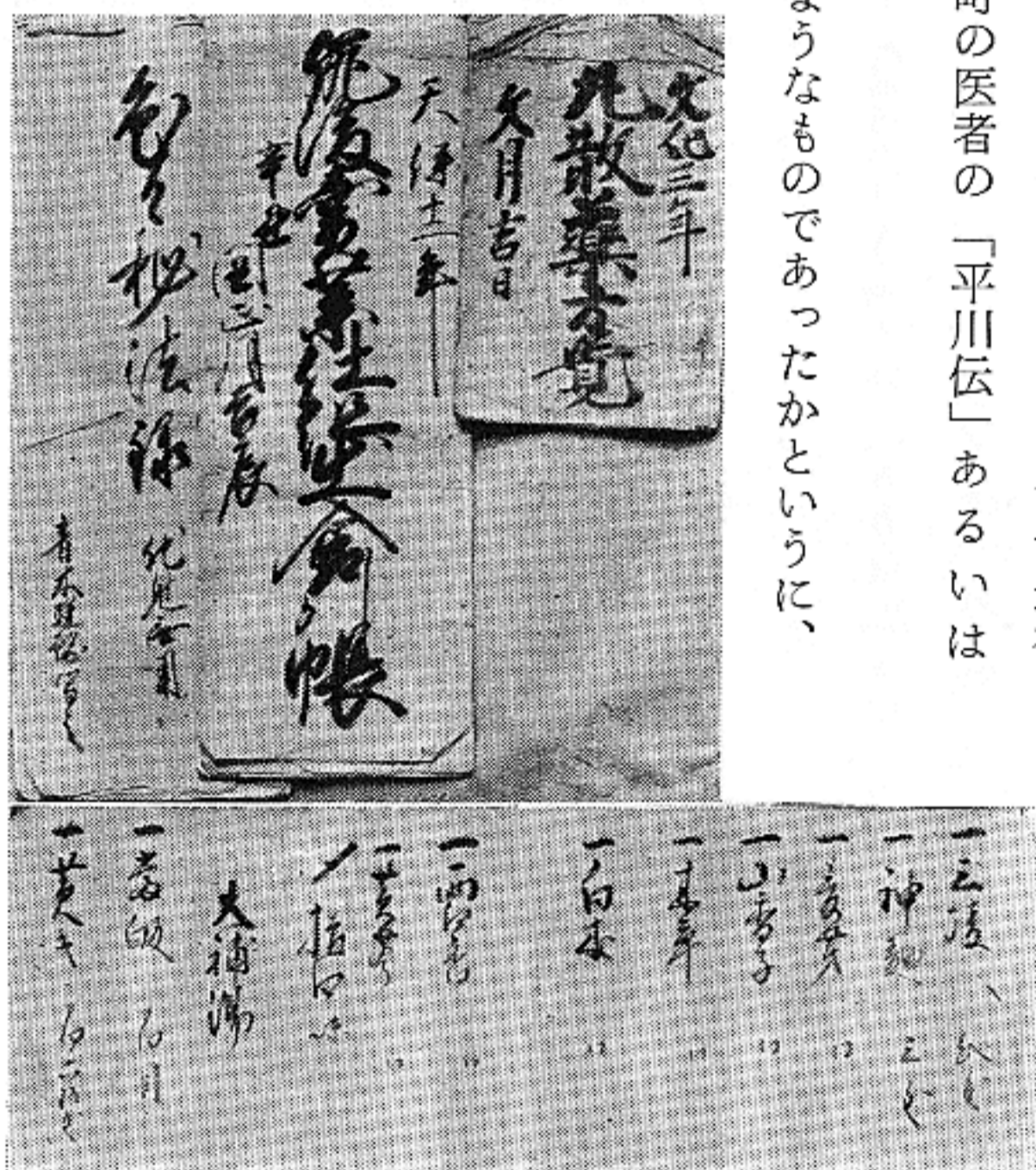
神仏の靈示によるとか
ういわゆる神仏夢想の秘
伝秘薬の類が田代薬のな
かにも現われる。これら
の薬剤は必ずしも科学的
根拠のない文字通りの迷
信薬ではないが、巷間の
信仰心に訴え、あるいは
おもねて、従来の漢法薬
に信仰による後光を与え
薬の効果を大きくするね

輸入薬種の多くは長崎港を通ずる輸入品⁽²⁷⁾で、対馬経由のものがあつたにしても、それは朝鮮人参など極く特殊のものに限られている。この薬種の種類は、前記「七宝秘薬書」によれば、天保二年(一八三一)の調剤秘法で新たに七五種⁽²⁸⁾が加わり、さらに弘化・嘉永の加筆で一四種⁽²⁸⁾が追加される。いずれも動・植物質の有機物である。

薬の種類の特徴についてみれば、前にもふれたように、必ずしも田代売薬独自のものとはいえないまでも、朝鮮を経て伝わった漢法医術の知識にもとづく処方によるものがその主流をなしていたものようである。それが、時代の流れとともに全国各地の秘伝秘法をとり入れるようになり、天保十五年(一八四四)の「七宝秘伝書」には、京都・大阪・石州・雲州・甲州・甘木など全国各地の秘伝薬の処方がかかげている。それとともに仙人の指導によるとか、

さまざま・腹薬・目薬・ちの道の薬・虫下し・膏薬・かけ薬・強壯剤など各方面にわたっていて、なかには家伝薬と銘うつものもある。その処方ならびに効能は、例えば牛黄一角丸をとってみれば、犀角を主剤とする熱さましであるが、犀角のほか、人参・牛黄・沈香・竜腦・辰砂・麝香・丁子・阿仙薬・甘草など気付剤や強壯剤などを含む万能薬としての性格が強い。これは単に牛黄一角丸のみの特徴でなく多くの薬についていえることである。このような調剤は主として漢法医者⁽²⁶⁾の処方または指導によってなされたものようである。例えば天保十五年(一八四四)の日付けで編さんされ、弘化二年(一八四五)および嘉永三年(一八五〇)に改訂増補された原寿堂の「七宝秘薬書」には柚比村今町の医者⁽²⁶⁾の「平川伝」あるいは「平川改メ」と書き込まれている。

ところで、調剤の原料としての薬種はどのようなものであつたかというに、国内の山野に自生する薬草類(なかにはとくに栽培されたものもあつたと思われるが)、あるいは、朝鮮・中国・東南アジア諸国などから輸入された草根木皮・花実茎葉および動物の角・骨・胆(肝臓)・こう丸など内臓・分泌物などである。その種類は文政十年(一八二八)のそれで八六種を数え、なかには後に禁制品になった阿片なども含まれている。だが化学製品はまだ現われない。



写真Ⅷ-7

薬の調合などを記した文書類

(小林 肇氏蔵)

さまし・腹薬・目薬・ちの道の薬・虫下し・膏薬・かけ薬・強壯剤など各方面にわたっていて、なかには家伝薬と銘うつものもある。その処方ならびに効能は、例えば牛黄一角丸をとってみれば、犀角を主剤とする熱さましであるが、犀角のほか、人参・牛黄・沈香・竜腦・辰砂・麝香・丁子・阿仙薬・甘草など気付剤や強壯剤などを含む万能薬としての性格が強い。これは単に牛黄一角丸のみの特徴でなく多くの薬についていえることである。このような調剤は主として漢法医者⁽²⁶⁾の処方または指導によってなされたものようである。例えば天保十五年(一八四四)の日付けで編さんされ、弘化二年(一八四五)および嘉永三年(一八五〇)に改訂増補された原寿堂の「七宝秘薬書」には柚比村今町の医者⁽²⁶⁾の「平川伝」あるいは「平川改メ」と書き込まれている。

ところで、調剤の原料としての薬種はどのようなものであつたかというに、国内の山野に自生する薬草類(なかにはとくに栽培されたものもあつたと思われるが)、あるいは、朝鮮・中国・東南アジア諸国などから輸入された草根木皮・花実茎葉および動物の角・骨・胆(肝臓)・こう丸など内臓・分泌物などである。その種類は文政十年(一八二八)のそれで八六種を数え、なかには後に禁制品になった阿片なども含まれている。だが化学製品はまだ現われない。

らいをもつものと考えられよう。「病は気から」といわれるように、ことに科学思想の普及のない時代では、信仰との結びつきで薬効をたかめることは必ずしもいわれのないことではない。なかには科学的根拠の全くない迷信薬が出回っていたのかも知れない。

製薬—調剤—がどのような工程で行なわれていたかの具体的叙述はこれを後章(近代篇)にゆずるとして、概略についてみれば、売薬人の家庭の屋根裏または土間の片隅で、農繁期に主人とその家族および番頭によって、簡単な手動の道具を用いて行なわれた純然たる家内手工とみることができよう。そのような産業としての形態は明治の後期までつづくのである。

注(1) 日記抜書(鳥栖市史資料編第一集)一四八頁

(2) 右 同 一五八頁

(3) 久保山千里著「田代家庭発達史」四八頁参照

(4) 基養経済史資料による。

(5) 松尾禎作「田代を語る」による。

(6) 基養養父実記(鳥栖市史資料編第二集)三六頁および七六頁

(7) 日記抜書(前掲)一三七頁

(8) 明治七年、佐賀県管轄各小区戸籍分総計(県庁古文書)なお前掲「田代家庭発達史」三三三頁参照

(9) 医術という職業分類中には一般医師(主として漢法医)のほか鍼灸医なども含まれているかと思われる。

(10) 基養養父実記(前掲)三六頁および七六頁

(11) 長崎港の薬種の密輸については、貞享三年(一六八六)以後数々の検挙犯罪が長崎奉行所の犯科帳に記載されている。

その概要は、前掲「田代家庭発達史」二八頁—三〇頁についてみられたし。

(12) 天明八年七月七日、田代博多往来書状控(厳原町万松院文書)

(13) 三重県売薬史による。

(14) 富山売薬業史資料集第一編第三集第一号、薩摩組示談定法書(文政元年五月)

(15) 前掲、富山売薬業史資料集第一編第三集第一号

(16) 万松院文書、小林肇「鳥栖地方の売薬」(鳥栖市史編さん委員会編、郷土史料)による。

(17) 前掲、富山売薬業史資料集第一編第三集第二の第一九号

(18) 佐賀製薬株式会社編「肥前売薬史」には、田代売薬の名義人で記録に残るものとして、熊本市細工町の鶴島屋幸三郎並に其子善五郎、長崎県高来郡古賀村の赤瀬藤兵衛、福岡伊崎浦の油屋勝次などの名をあげている。

(19) 文政八年十月富山株人共より熊本産物方横目宛の「肥前田代の売薬人入込に関する口上書」(前掲、富山売薬業史資料集第一編第三集第二の第十三号)

(20) 松尾禎作「田代を語る」第十三節「田代売薬の由来」に記載された辰年(天保十五年)十二月二十四日付吉田七左衛門並に阿比留磯右衛門連盟の手代中宛の二通の達文による。多分「万松院文書」かと思われるが、明らかでない。

(21) 嘉永二年七月「熊本領内売薬免許の他所売薬人名面控」(前掲、富山売薬業史資料集第一編第二、第三五号)より計算。

(22) 明治二年「肥前国基肆郡田代町売薬人書上」、同「肥前国基肆郡上郷売薬人書上」ならびに同「肥前国養父郡瓜生野売薬人書上」(いずれも万松院文書)

(23) 田代売薬人の間では、売子を番頭と称している。事実、旅先では、置薬の新規配置(これを「新入れ」と呼ぶ)・引上げ、薬の値引きなど売子の判断に委任されている場合が多く、手代(支配人)の役割を果している。信用の上でも番頭という呼称は適当であったと思われる。

(24) 前掲、富山売薬業史資料集第一編第一集第二の第一五〇号

(25) 基山町故天本竜之助氏所蔵、裏表紙に梁井氏とあるのみで、何人のもとも不明。

(26) その子孫に当る基山町・原勝一氏所蔵。天保十五辰夏秘伝薬方(弘化二巳年、嘉永三戌年書加)「他見不用」と表紙に書かれている。なお、前掲「田代家庭発達史」五二頁—五三頁参照

(27) 前掲「田代家庭発達史」二三頁—三〇頁「漢薬の輸入と対馬藩」参照

Ⅸ 佐賀藩領の通史

1 佐賀藩の成立と轟木御番所

現在の鳥栖市域のうち、旧養父郡西南の大半はもと佐賀鍋島藩に属していた。このことは藩政時代においてこの地域住民が前三章に述べられた対州藩田代領と異なった政治体制に支配されていたことを意味し、ひいては今日においても習慣、言語あるいは気風にも微妙な相異となっている。そこでこの章では佐賀藩時代の養父郡西南部における藩政と農村生活の推移について述べることにする。そのばあい、最初に注意すべきことは当時この地域が佐賀藩にとつては東部国境地帯であり、辺境であったという事実である。もちろん、国境としての重要性は高く、また辺境として開発が進められたことも後に詳しく述べるところであるが、いずれにせよ佐賀藩の政治の中心から離れた地方農村であった。それは、対州藩の飛地とはいえ政治の中心である代官所が存在した田代領とは大きな相違である。したがって、この地域にとくに重点をおく歴史の敘述は佐賀藩としては地方史とならざるを得ないので、前三章とはかなり敘述の形式が異なることをおことわりしておく。すなわち、佐賀藩の制度とその改革のごときは、その詳細は『佐賀県史 中巻』（以下県史と略称）に譲り、ここでは必要のかぎりで略述するにとどめ、専ら地方史的敘述に力をそそぐことにする。（以下政治的な意味でいうときは佐賀藩と称し、領土、領域の場合を佐賀領と称する）。

佐賀領と田代領はおおまかにいって安良川を境とするということができるが、注意すべきことは安良川から東に約二^キ、長崎街道にそって三角状に佐賀領が突出している。この突出部の東の尖端に佐賀藩の轟木御番所がある。い



写真IX-1 秀吉朱印状(写)による養父半郡知行方目録の一部
(県立図書館蔵)

表IX-1

知行方目録		肥前国養父郡
一 五百八拾壹石八斗三升	同	山うら村
一 七百拾五石壹斗六升	同	立石
一 百八拾壹石壹斗二升	同	平田
一 百五拾八石三斗八升	同	はるのこか
一 式百三拾八石二升	同	於ぐ寿
一 式百九拾九石式斗七升	同	村田
一 四百式拾五石五斗一升	同	新城村
一 五百三拾壹石三斗九升	同	不んじやう
一 三百八拾石三斗	同	ぎとく
一 七百九拾五石七斗九升	同	ゑしま
一 四百七拾四石八斗一升	同	下の村
一 式百拾七石六斗八升	同	下の村
一 七百壹石六斗	同	とろき村内
合 五千七百石		

右今度以検地之上任先御朱印之旨令扶助訖度
全可領知候也
文祿四年十二月朔日 御朱印
鍋島加賀守とのへ

鍋島文書四ノ五(緑表紙本)

わゆる関所であってここを通る人馬の通行手形を検問していたのである。

番所のすぐ東を轟木川が南流し、これを番所川とも呼んだ。しかしこれはその部分だけが、佐賀領に沿うので、その上流、下流は右に述べたように田代領内を流れることになるのである。現在は小さな境橋が設けられているが、藩政時代は飛石を伝っての徒歩渡りで、しかも「水いとふかし」という状態であった。⁽¹⁾ おそらく堤防が高く、けわしかったのであろう。もともと幕末になると「年々双方ヨリノ築出アリテ当時ニテハ御番所上下ノ所ナトハ漸ク二三尺位ノ川巾ニ成タリ」といわれている。⁽²⁾

現存する最古のものといわれる宝暦二年(一七五二)佐賀藩郷村帳によれば、養父郡のうち佐賀領に属する村々は、轟木村、轟木町、大楠村、山浦村、平田村、立石村、村田村、村田町、江島村、幸津村、儀徳村、下野村、田出島村の一三で、さらにこれらの子村をあわせると大小合計四一カ村であった。

佐賀鍋島藩は周知のように、戦国時代に佐賀を中心として九州に勇名を馳せた猛将龍造寺隆信の跡をうけている。隆信は天正十二年(一五八四)有馬討伐のために島原半島に遠征し、かえってその援軍島津勢の奇策に陥って戦死をとげた。そのため龍造寺家は存亡の危機に面したが、秀吉の島津討伐の先鋒となったこともあり、隆信の子政家に肥前のうち旧龍造寺支配下の大部分を安堵され、天正十八年には政家の子高房に三十万九千九百二石の朱印状が与えられている。

この秀吉の全国統一の完了につづいて、天下は二度にわたる朝鮮への出兵、秀吉の死、関ヶ原の戦、大阪の陣、徳川政権の確立というあわただしい変転をたどる。その過程で龍造寺家では政家・高房の二代にわたり、ともに病身で早く隠居したり、夭折したりしたのに対し、その重臣である鍋島直茂・勝茂の父子は軍・政両面にわたる卓越した手腕によって次第に藩の内外に声望を高めていった。とくに文祿四年(一五九五)に直茂は写真IX-1にしめすように

秀吉からこの養父西部一三カ村五千七百石の知行を直接に与えられているのである。このことから当時すでに直茂は龍造寺家の重臣であるというものの、秀吉の朱印状を直接に与えられる程の破格の待遇をうけており、並々の重臣ではなかったことは明らかである。さらに、ここでとりあげている養父西部の地域が、鍋島家興隆にとってきわめて意義の深い、由緒ある土地であることに注意すべきであろう。

こうして政局の推移する過程で、龍造寺一門の諸将が相次いで直茂や勝茂に起請文を表するなど、政権の継承は藩の内部できわめて平穩に進められたようである。慶長十二年（一六〇七）龍造寺政家・高房の父子は前後して没したが、この年をもって鍋島家が藩主の座に就いたとされる。直茂はなお健在であったが初代藩主には勝茂が任じられた。後に直茂は日峯社に祀られ藩祖と仰がれるのは以上のような経緯によるものであろう。



写真IX-2 鍋島勝茂の肖像

(県立博物館蔵)

この佐賀藩における平和的政権交替は、当時常に領国の没収や取潰しの危険にさらされていた外様大名としてはきわめて異例のこととしなければならぬ。しかし同時に他の反面では藩の政治体制に大きな特徴を与えずにはいかなかった。それはいろいろの点で指摘できるが、最も根本的には龍造寺以来の中世的ないし戦国的体制を一挙に払拭することができなかったということである。そのため佐賀藩は早くから財政難に悩まされねばならなかったし、政治的にも際どい改革をくりかえさねばならなかった。しかしここではそれらをいちいち説明する余裕はない。県史を参看せられたい。ただひとつとくに指摘しておかねばならないのは、封建制の支柱である家臣団

の給与体系は、全国的には次第に地方知行制（土地分給）から扶持米制（給米）に改正されていくのが一般の傾向であるが、佐賀藩ではこの地方知行制が明治維新まで変わることがなかった。

地方知行のことを佐賀藩では配分という。配分という語には配分をうける身分を意味することもあり、配分をうける侍や土地をいうこともある。そこでここでは単に配分という場合は身分のことをいい、配分をうける侍を配分士、その土地のこと配分地とよぶことにする。配分地とはすなわち配分士が給与としてうける知行地のことである。

ところで、配分には大配分と小配分があり、大配分には小城、蓮池、鹿島の三家（支藩）をはじめ、親類四家、親類同格四家、家老六家等があり、これらの大配分の領内では各領主による自治が許されている。これ以外の小配分の場合には代官・庄屋を通じて藩の直接の支配をうけるが、いずれにしても配分地からの年貢はそれぞれの配分士に直接に納められることは小配分でも変りはない。

ところで佐賀藩の地方知行制の特徴は、これらの配分地が決して一円的にまとまっているのではなく、藩内の各所に分散していることである。例えば、養父郡にも大配分が一家存在していたのであって、それは村田村を本拠とするいわゆる村田鍋島家であって、親類四家の一である。その配分地は総高六千石（物成二千四百石）のうち、村田村をはじめ儀徳村、江島村の三村に計四百七十石を有するだけで、残りは藩内各所に分散している。また、三根郡白壁村には親類筆頭のいわゆる白石鍋島家が本拠をかまえていたが、総高二万石（物成八千余石）のうち三根郡管下には物成約二千五百石しか有しないという状態である。このことは小配分にも同様にいえることである。（ここで総高というのは、端的にいえば一般に草高ともいわれるもので、平年収量を意味し、物成というのは年貢米割当量で「地米高」に相当すると考えてよい。詳しくは県史を参照されたい）。

第IX-2表は幕末期の資料ではあるが、佐賀領養父郡に配分地を有する配分士を列記したものである。白石家、村田家をはじめ二人の配分士を数える。各人の総物成高と養父郡内諸村の地米高とを対比すれば、それらの配分地が

表Ⅸ-2 養父郡に領地をもつ配分士の状況

姓 名	領地の所在する村と地米高	総物成高
鍋島山城(白石家)	中原村 (40.4)	8,110.6
鍋島内記(村田家)	{ 村田村 (346.7) 儀徳村 (75.0) 江島村 (27.3)	2,400.0
鍋島左太夫	{ 幸津村 (437.6) 儀徳村 (23.9)	600.0
有田亀之助	立石村 (47.8)	275.0
中野神右衛門	平田村 (50.0)	250.0
深堀庄左衛門	山浦村 (142.5)	230.0
成松新兵衛	{ 立石村 (42.9) 平田村 (5.9)	200.0
蒲原清左衛門	儀徳村 (74.0)	170.0
三上新九郎	立石村 (23.3)	150.0
米倉清之允	原古賀村 (10.5)	150.0
岡儀左衛門	立石村 (15.0)	135.4
藤山義右衛門	{ 江口村 (5.0) 江島村 (10.0)	130.0
中野又兵衛	{ 立石村 (92.6) 平田村 (2.4)	125.0
深堀八左衛門	{ 大楠村 (100.0) 原古賀村 (25.0)	125.0
石井弥七左衛門	山浦村 (89.3)	100.0
久布白又右衛門	立石村 (50.0)	100.0
竹野金兵衛	江島村 (10.0)	100.0
洪助之進	立石村 (51.2)	86.4
蒲原善右衛門	儀徳村 (75.0)	75.0
志波善右衛門	江島村 (10.0)	60.0
深江助右衛門	儀徳村 (60.0)	60.0

注① 嘉永6年写大小配分石高帳(写本、佐賀県立図書館蔵)による。

② 物成、地米高の単位は石(升以下は4捨5入)、地米高は物成高の別称と考えてよい。

③ 表中の中原村、立石村には右は「養父郡の内」と傍書あり。

蒲原善右衛門、深江助右衛門の二名を除いては、少くとも他郡にわたり二カ村以上に分散していることが明らかである。同時に一カ村に数名の配分士が領地を有していることが一般であることも知り得る。

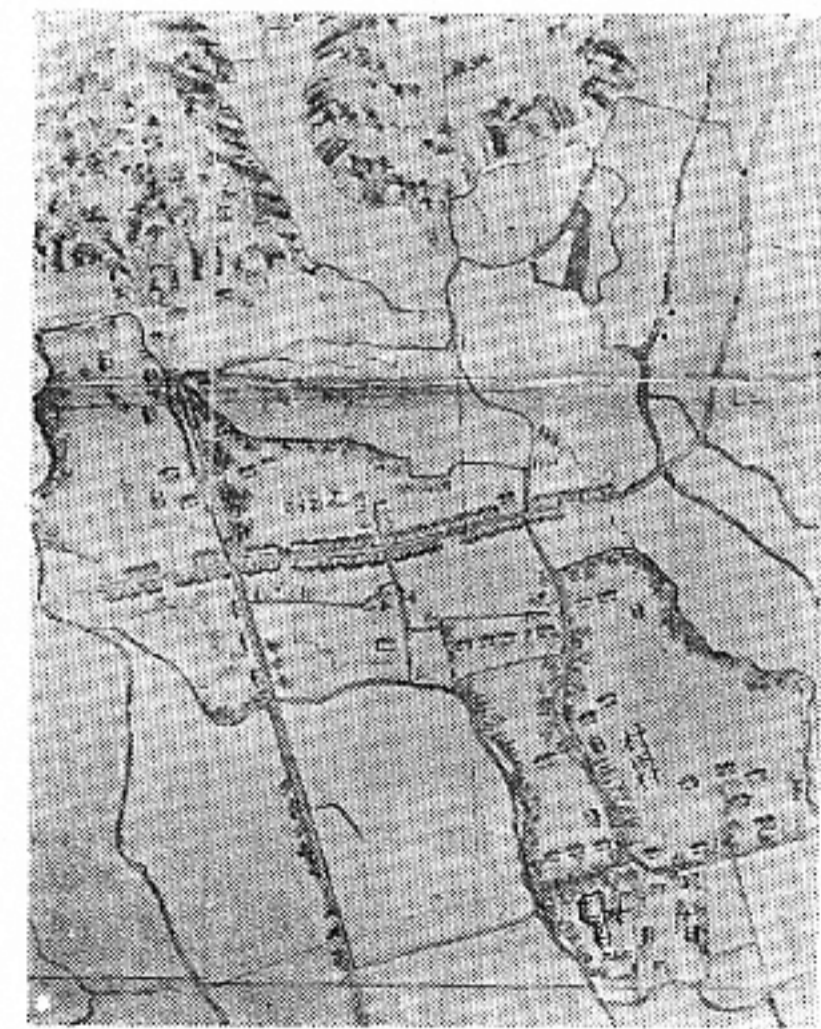
以上のように、幕末まで地方知行制が残っているのは事実であるが、これをもってこれらの配分士が在地(農村に居住)し、なかんずく「百姓と一緒に五人組を作り」などと考えることは大きな誤りである(『新鳥栖市史』二三五頁)。村田家や白石家のような大配分はそれぞれ村田村や白壁村に屋敷を構え、家来(本藩からいえば又家来・陪臣)を抱え、小城主の観のあったことは事実であるが、その配分士本人は佐賀にあって藩政の重役に任ずるのである。またそれ以

下の配分士でもそれぞれ歴々の士であって、前表においても中野神右衛門は幕末の名君直正時代に大目付の重職にあり、三上新九郎は原資料に江戸詰と肩書してある。その他もそれぞれ藩政の役人となる有資格者であって、佐賀に限らず、江戸長崎に駐在する可能性も強く在地しないのが原則である。『新鳥栖市史』のあげている百姓とともに五人組を作る在地の侍については後に具体的に明らかにするであろう。

ここで養父郡を本拠とする大配分・村田鍋島家について一言しておこう。村田家は親類四家のうちでは創立が最も新しいのであって、貞享元年(一六八四)初代藩主勝茂の二男直長(神代家)の子茂英を初代とする。その後の代々の領主を『御親類御家老覚書 上』⁽³⁾によってあげると次のようになる。初代茂英は内記と名乗ったが、二代はその子備前守茂建であったが、享保八年(一七二三)一九才で死んだので、その弟茂憲(内記)が跡をつぎ三代となった。かれには実子がなかったので諫早家より虎三郎家^まが^ま入ったが、明和六年(一七六九)実兄諫早備前死去のため生家に還って諫早家を継いだ。そこでその代りに久保田村の村田家から義九郎賢明が養子となったが、これも夭折したので、さらに神代家から主計徳輝が入り、天明五年(一七八五)養父茂憲の死によって四代目となった。翌年安芸を名乗り茂徳と改名した。文政元年(一八一八)死し、その子阜之助^{よし}茂啓が跡を継いで五代目となる。これも後に安芸と名乗った。村田村で「安芸さん屋敷」といわれていた土地があり、調練場、学館、御茶屋などの跡地とともに、現在はゴルフ場になっているが、その安芸さんというのは茂徳か茂啓のことであろう。この茂啓は天保五年(一五三三)に隠居を仰せつけられているが、右の『覚書』によると、「前方よりの疝症手強く相成、間々不都合之儀等も相聞え、云々」とあり、これがその隠居の原因と思われる。隠居にもなつてその子英之助^{あやかす}父生が相続した。これは嘉永四年に学四郎を養子とし、この学四郎は翌五年初御目見、六年前髪執をなしており、おそらく最後の七代目の領主となったのであろう。前に述べたように代々の領主は藩政の要職に就くことがあったと思われるが、藩側の資料によっても顕著な事績を残した人はないようである。

村田家の屋敷は村田八幡宮の東側の丘陵に、前述のように訓練場や学館やお茶屋などともに一廓を構えており、周囲には当然に若干の武家屋敷が屯して⁽⁵⁾いた筈で、さながら小城下町を形成していたと思われる。村田町というのはおそらくそれであろう。といっても前述のように佐賀藩の地方知行制は分散制であり、村田家が養父郡を支配する形で政治の中心として君臨していたわけではない。そこが佐賀藩の支配体制の特徴なのである。これらの家臣団、すなわち又家来の状態をみると『新鳥栖市史』の記載をさらに整理し補足してみれば次のようになる。

家老(大組頭) 三人
 馬乗(中小姓並徒士組頭) 二人
 着座(弓、鉄砲、長柄、昇小道具組頭) 九人
 着座医師 四人
 侍 九六人(六五人) 内医師九人
 中小姓 三七人(二七人) 内医師二人
 歩行 九一人(四三人)
 足軽 二三〇人(一七七人)
 合人数四七二人(三一一人)



写真IX-3 村田宿と村田村
 享和元年—1801—「養父郡之図」
 (県立図書館蔵)

『新鳥栖市史』は嘉永年間(1804-1820)の『三家御親類同格家来人数付』によったものであり、⁽⁴⁾括弧内は『御親類家来私領外住居名書』⁽⁵⁾によるものである。後者の作成年度は明示されていないが、村田家については学四郎殿家来と記されているから大体同時期のものであることは疑いない。

村田家の場合も分散知行制のもとに、その配分地は養父郡三カ村の外に佐賀郡上佐賀郷、巨瀬郷などにも分散して

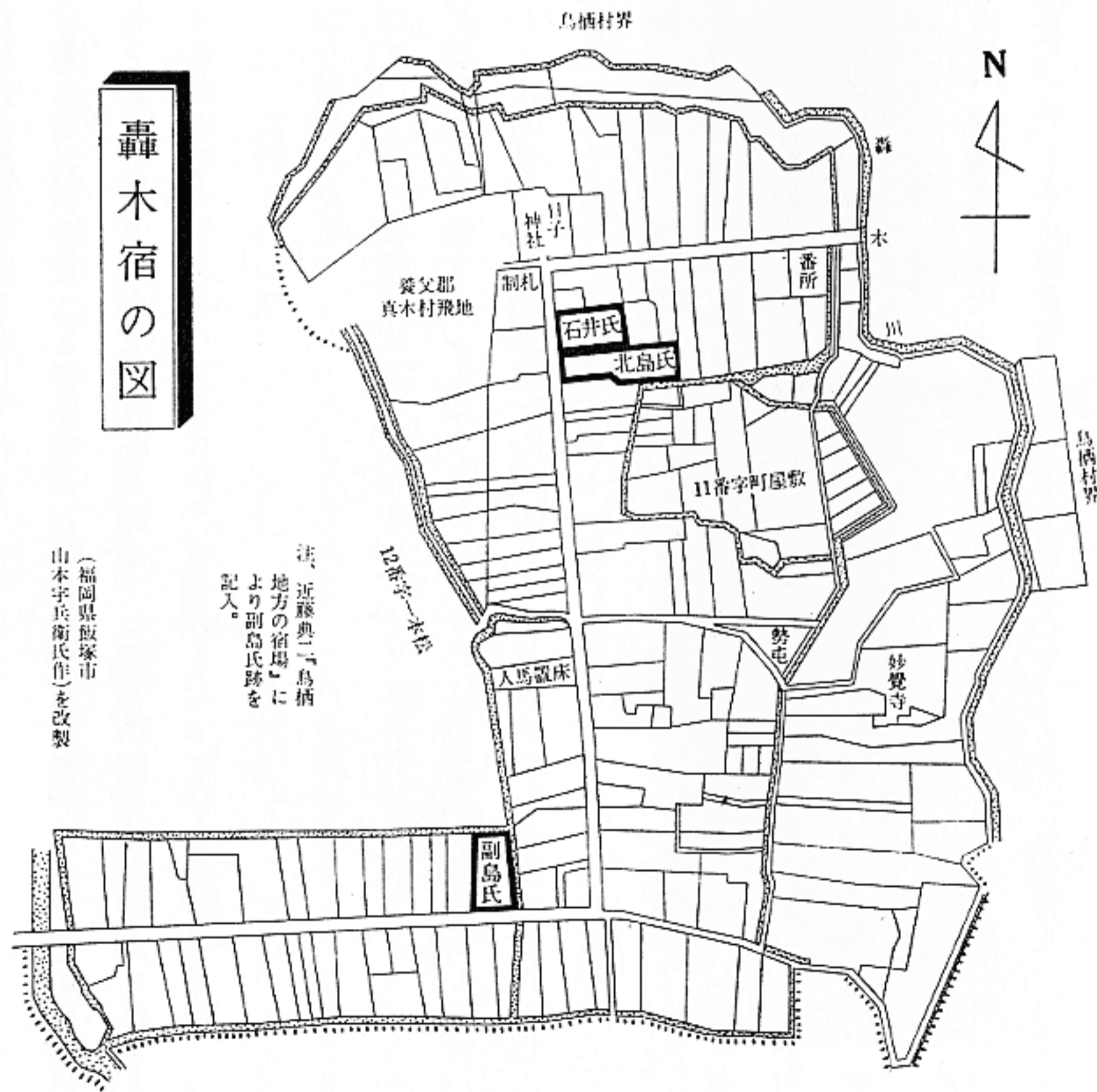
いた。分散していたとはいえ、それらの配分地が私領である。それ以外の土地に居住している家来が、右の括弧内ではめざれているのである。かれらの縁故来歴については全く不明であるが、いずれにしても大配分士の家来衆がその領地外に居住していたことは事実である。村田家の私領外居住家来は轟木村と神埼郡にとくに多いが、杵島・小城などの諸郡にも散在している。その遠近は問わず、いったん緩急あれば馳せ参することになっていたであろう。前表の括弧内の数字は、そのような領地外の家来の数であるが、それを家来総数の内数に解すべきか外数に解すべきかは不明確であるが、内数と解すべきではないかと考えられる。というのは、隣郡白石家の場合に「白石にはもと五一人の侍が居住していた。……どの家にも馬一、二頭が飼われていた。『いざ鎌倉』という場合はたちどころに五〇〇人ぐらゐの白石勢が編成される仕組になっていた」と伝えられている。⁽⁶⁾白石は物成にして六千石、村田は二千四百石、村田の侍九六人、私領外居住六五人というのであれば、後者を内数として村田居住の侍を三一人と解する方が白石の五人に対して、石高の比較上からも妥当であると考えられる。中小姓以下にしても同様である。

これらの家来は住居は村田村その他農村にあるとしても、主人が佐賀や江戸に詰めていけば、やはりその若干は従っていたであろうから、在地とはいってもその実態はかなり相違していた。少くとも相当の部分がいわゆる役人であつたろう。幕末の状況では農民とともに五人組を構成する武士としては、前記の家来のうちでは足軽が最も多く、まれに歩行⁽⁷⁾がみられる程度である。最も一般的にみられるのは被官⁽⁸⁾と称される階層で、これは小配分士の家来にあたるものである。

このような半農半士は主人との縁故とは無関係に配分地にも蔵入地にも居住し耕作していた。すなわち、甲という配分士の家来被官が乙という配分士の領地内に居住し、そのいずれにも属しない蔵入地を耕作するという状態が普通である。かれらはほとんど農民と同じ待遇で農業を営み、武士でありながらも年貢を納める義務があつた。したがって農業や生活の面では百姓身分の庄屋・組頭の「下知」に従うよう達せられていたのである。⁽⁷⁾それらの実態について

(百石以上)と下代(四石三人扶持)三人であった。この代官は原田宿の町茶屋(藩営)の管理にもあたった。この町茶屋は長崎奉行やその他重要な役人が休息や宿泊するところで、轟木宿にも設けられていたことは下図によって明らかである。

佐賀県立図書館所蔵の『元治元年佐賀藩拾六組侍着到』には各藩士の役職が肩書されているが、例えば千栗御番所詰物成四拾石千住久左衛門とあるのに、轟木御番所詰の肩書のある者はいない。その代り轟木御茶屋番、切米三五石副島彦之允がみられる。近藤氏の研究によると文化十三年には石井伝兵衛、天保十五年には北島二右衛門が御茶屋番であり、その旧宅の敷地は前図にしめす位置であったらうと推定して



図IX-1 轟木宿の図

は後に詳しく紹介することにする。

村田家の家臣団についての記述には幕末期の資料によらざるを得なかったが、その大綱については藩政当初とほとんど変わらないと考えてよい。いかえればそのような停滞が封建制の特徴なのであり、とくに佐賀藩の特徴なのである。多少の実例は後にしめすであらう。

この地域が佐賀藩の東部国境地帯であるために、轟木の宿には御番所が置かれていたことはすでに述べたとおりである。元禄絵図によって東部国境地帯の番所の分布をみれば、北から轟木、下野、三根郡に入ってすぐ千栗、豆津とつづいている。このうちで轟木は長崎街道を扼するものであり、その意義もきわめて重大であったと思われる。そこで、最近この轟木の宿と番所について詳細な研究をされた近藤典二氏(鳥栖市史研究編第一集)鳥栖地方の宿場によって以下その概要をうかがってみよう。佐賀領において鳥栖地方を特殊的ならしめたものの一は、国境としての番所の存在に外ならないからである。

轟木宿の状態は第IX-3図にかかけるとおりであった。図にみるように轟木川が宿場の東にそって南流しており、境川とも御番所川ともよばれていた。近藤氏が寛政二年(一七九〇)の絵図によって生々と伝えるところによれば、「川を徒歩渡りして土手を上ると藪であり、その藪を切断して狭い通路が設けられ、その通路の両側には矢来が組まれている。その狭い通路の西端が轟木宿東口の門(木戸)になり、門を入るとすぐ左側が番所である。」(9)嘉永三年九月一日、ここを通過した長州の志士吉田松蔭は日記に「佐嘉領ニ至レバ門アリ、門内衛卒アリ、門ヲ入レバ乃チ轟木宿ナリ」と記しているという。

この衛卒とは侍に外ならぬわけであるが、それはいかなる身分であり、部下は何人位いたであろうか。同じく近藤氏の研究によれば、福岡藩から田代領へ出る関所ともいうべき原田宿の関番所の役人は、直接には関番六人と郷足軽三人の計九人で、関番は四石二人扶持、郷足軽は給米七俵半の給与であった。ただし宿役人として関番の上に代官

いる。それに加えて元治元年の御茶屋番副島彦之允の屋敷跡も示しておく。

同じく近藤氏によると、天保十三年以前は轟木御番所の役人と御茶屋番とは兼任であったが、その年から御番所詰侍が別に派遣されることになった記録がある⁽¹⁰⁾。とすれば元治元年の時点では御番所詰侍は「着到」にも記されない軽輩であるか、または天保十三年からその年までの間に再び古格に戻って兼任となっていたか、そのいずれかであろう。

いずれにせよ、長崎街道の関門としては余り警備は嚴重でなかったようである。それを赤司寄合^{よりあひ}という名で聞えていた赤司氏の一党三八戸が、代々警備についていた豆津御番所に比したばあい、とくにその感を深くする。しかしさればといって轟木御番所の佐賀藩における意義を過少評価することはできない。それは佐賀藩の政策として領内の士民が他領に出ることをきびしく禁じていたからである。『佐賀県史』の説くところによれば、『葉隠』には浪人の身となった侍が糊口の道を求めて領外に出ようとしても許されず、その身を『籠の鳥のごとく』と嘆いていることを述べている⁽¹¹⁾。浪人とはいえ武士にして然りであるから、一般の農民についてはいっそうきびしかったと思われる。

佐賀藩の制度・法規の集成である『鳥ノ子御帳』(写二)には、その「郷内定」において、他領との人の出入をきびしく戒めて、男女によらず他領に人を売ること、他領の者との縁組、他領への出奉公、賃取りなどが禁止の対象となっていて、これらに違背した場合は、「妻子籠舎申しつけ……若し妻子なくば父母、父母なくば兄弟籠舎せしむべき事」という徹底したものである。

佐賀藩が他領に士民の出ることを禁じたのは、労働力の流出を警戒したのと、一時の旅行でも「名所旧跡見物等且所々土産を求め持帰り、上方珍敷事共を咄聞候得は、右を見聞候者共うらやみ候⁽¹³⁾」というように贅沢軽兆の風になびくのを予防してのことであった。その対策として城下伊勢屋町に大神宮を勧請し、八十八カ所の札詣りも領内で行なう

ように指導していた。

現在の鳥栖市、幸津橋右岸堤防の下に写真Ⅸ-4にかかげた小祠がある。中に「八幡産宮」と刻銘があり、裏面に天保十二年と刻まれている。故老のいうところによれば、昔、領外に旅することができなかつたので、この祠に詣でて筑前の宇美八幡宮に参詣の代りとした。いうまでもなく安産のため祈りをしたのである。



写真Ⅸ-4
幸津橋際の八幡産宮

このような士民移動禁止ないし出入国管理の措置は、いうまでもなく二重鎖国といわれるものであって、鹿児島藩と佐賀藩がとくに著名である。時代はやや下るが、天明三年(一七八三)七月七日、当時の地理学者として有名な古河古松軒は九州を東から一巡し、その日久留米を発つて、「此日は節句なりしに民家では何の気しきもみえず、所かわれば品かはる風俗」をいぶかりつつ、筑後川を渡って佐賀領に入り、西尾、神埼を通して佐賀城下に泊る。そこでおそらく前記の伊勢大神宮の話聞いたのであろう。旅行に馴れた彼は早くも事の意味を看破して次のように記している⁽¹⁴⁾。

国中の人は此社中へ参詣して事を済すと云。甚便利の制度にして、国の人を一人も減少すまじき法にて他国になき制度なり。(さらに注して) 予諸州をめぐりて其国々の風俗を見るに、国法と称せる制或は家法或は村法など称して罪なき人を罪せる事あり。国(藩)法、家法といふは天下の法ならずして、勝手づくの私の法なり。……是孟子の所謂落し穴をこしらへ置て人を落せる道理にて、勝手づくの法なり。国(藩)法、家法をたてし人も罪のなきともいひがたし。人命の重きを知らざらん人ぞかなし。

彼のいうところは改めて説明するまでもないであろうが、藩法や家法というのはお家の法規であって、必ずしも天下の法理に適っているとは限らない。人命の重きを知らない人はなげかわしいといっているところを見ると、天下の法理とは現代風というならば基本的人権とも解することができる。そういう目で佐賀藩の出入国管理の制度をみると、孟子のいわゆる落し穴にはめて人を罰する措置としてうけとられたのである。

長崎街道の要所である故に、轟木御番所はとくにこの点で重要であったと考えられる。

注 (1) 近藤典二『鳥栖地方の宿場』(鳥栖市史研究編第一集) 五七頁。

(2) 南部長恒『疏導要書』上巻(佐賀県立図書館蔵)

(3) (5) 鍋島家文書(佐賀県立図書館蔵)

(4) 木原武雄『新鳥栖市史』二三八頁(ただし原資料の所在不明)。

(6) 『北茂安村誌』二九六頁。

(7) 鳥ノ子御帳写二(鳥栖市史資料編 第三集 三二頁)、五人組については同じく七九頁。

(8) (9) (10) 前掲『宿場』五八頁、五九頁、六〇頁。

(11) 『佐賀県史』中巻 一六一頁。

(12) 前掲資料編 第三集 三五頁。

(13) 『天明三年神埼代官所御説諭書附』(資料篇 第三集 二一八頁)。

(14) 古河古松軒『西遊雜記』(近世社会経済叢書 第九卷 一四九頁)。

2 開発の進展と農村支配体制

佐賀藩が龍造寺の旧領をほとんどそのまま承継したことは、前述のようにこの藩に中世的伝統的性格を残さざるを得なかったが、同時に藩政において龍造寺の旧門閥と鍋島の新興門閥との交替をはかるため、ゆるやかな改革がくりかえされねばならなかった。そのことはそれらの諸勢力の経済的基盤であるところの配分地(領地)の一方における削減と、他方における加増が重要な要因となる。しかもそれがゆるやかに実現されるためには、新しく農地の開発を行ない、新興門閥への配給にあてることが必要であった。

徳川政権の確立過程における諸大名の転変動揺の中にあつて、佐賀藩における平和的政権交替が行なわれたのは、直茂・勝茂の藩際外交の成功によるものが大きい。他方、内にあつて農地の開発が進展して、藩内の門閥間の対立矛盾を最大限に緩和したことを忘れてはならない。近世初頭、国内平和の回復とともに、農地の開発は各藩とも争つてこれに努力するが、佐賀藩では右に述べたような意味においてとくに重要である。近世初頭における農地開発を、このような政治的意味をも加えて評価しなければならぬのは、強力な国一揆を誘発して失敗した佐々成政の跡をうけた加藤清正の熊本藩と佐賀藩である。佐賀藩のばあい、成富兵庫茂安がとくに有名であるが、肥後の加藤と肥前の成富がともに戦国以来、朝鮮の役にも勇名をとどろかせた武将でありながら、後世にいたるまで水利土工の功績者として長く謳われているのは、正にこのような理由によるのである。

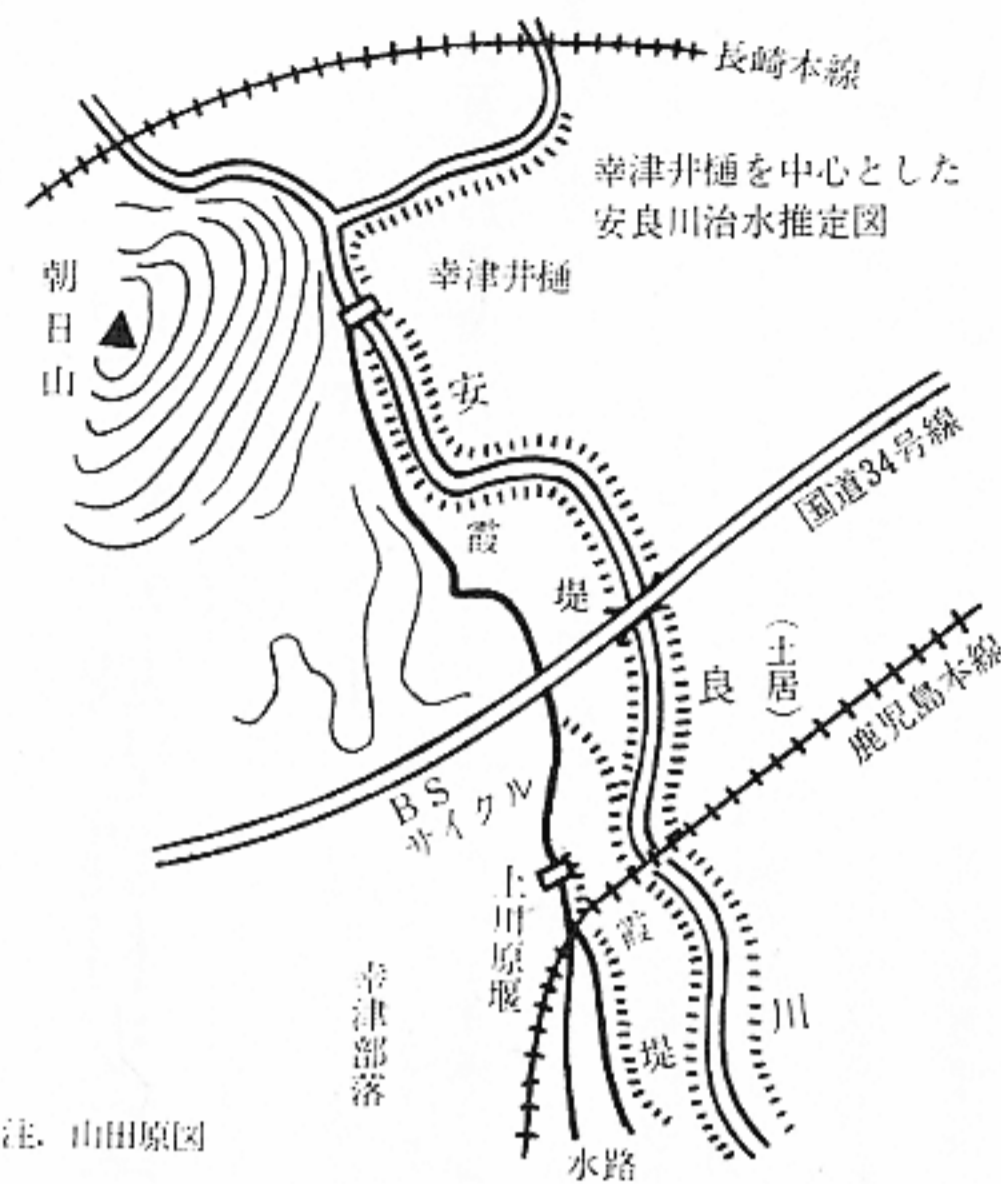
つかの霞堤と幸津村の所在する小台地などを利用して安良川の治水をなすとともに、その背後地の水田の灌漑源として、幸津井樋を築いたのである。安良川にはこれを最上流として菰苗井樋、高良井樋、中井樋、畑田井樋があり、現在はいずれも幸津区の管理にかかり、幸津井樋についても同区の勢力は最も強大である。

その霞堤の最大なものは図に示めた石倉築堤であって、東西凡そ二〇間、高さ一間有半の石垣を築き、川底には多くの捨石をおいて固め、『豪雨ノ際激流ノ奔流スルモ破損決潰セシコトナシト』⁽¹⁾いわれる。

次に五反三步池は旭地区村田にあり、立石から流れ出る太刀洗川の水を樋管で導いて溜池を築いた。これも成富の工事で佐賀藩の最初の溜池という。しかるに『疏導要書』では、この灌漑地域を三根郡中原、白壁、赤尾等の諸村であると記している。この地域はもと成富兵庫の私領であったが、灌漑関係は全く逆で水は東に導き、沼川の水をあわせ



写真IX-5 享和絵図による幸津村と儀徳村



図IX-2

幸津井樋を中心とした安良川治水推定

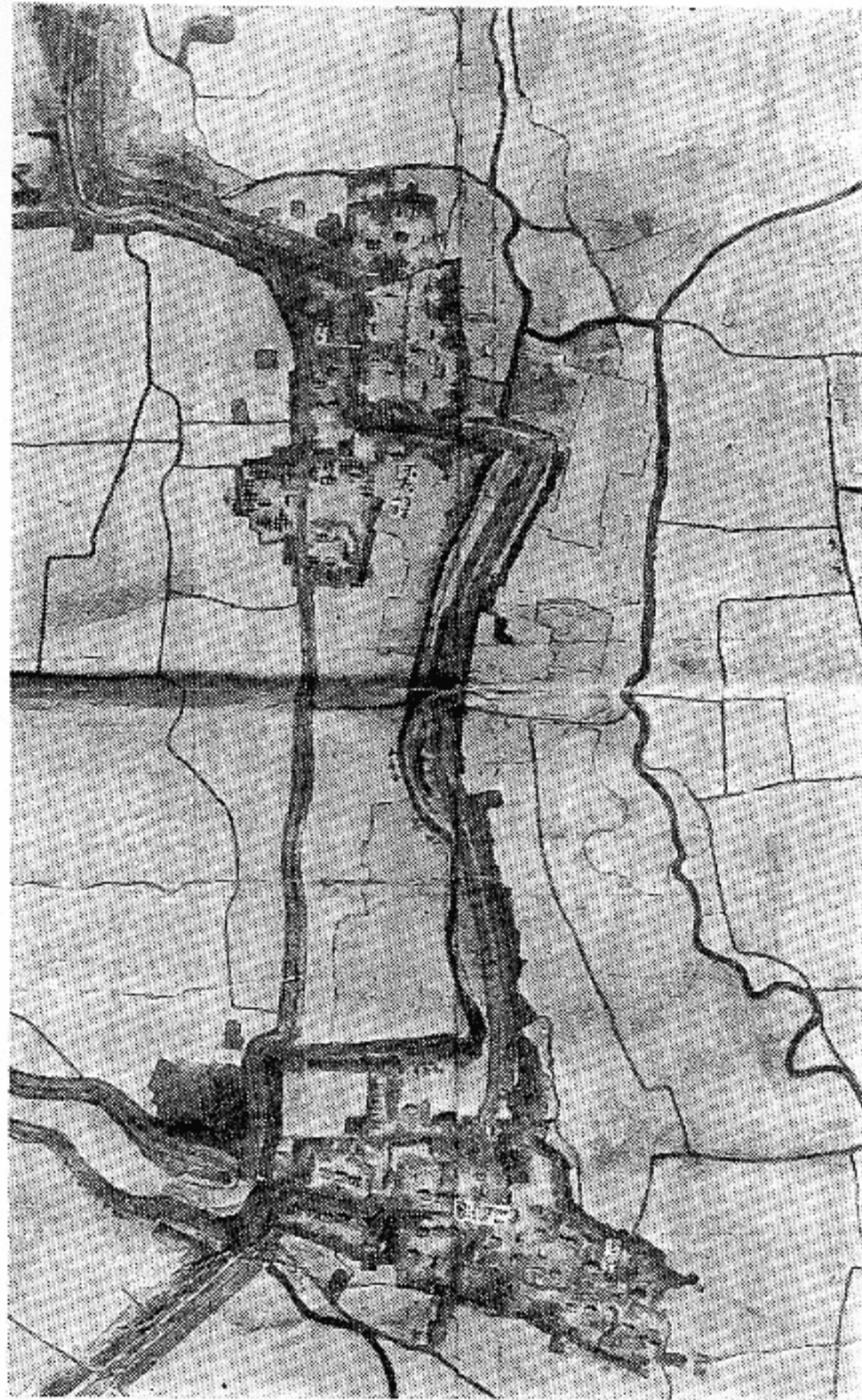
そこで鳥栖地域に存在する事業の第一としては幸津井樋がある。これは朝日山の東際で幸津川を堰きとめて分水したもので直接には幸津、儀徳、下野村あたり約一五〇町を灌漑していた。寛永三年（一六二六）に竣工したもので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、「往還ノ傍ニアリ」と『疏導要書』に誌されている。『疏導要書』およびこれに基づいた諸書においては、単にこの井樋の記事をかかげるのみであるが、それだけでは茂安の事業の意味を理解するには不十分であろう。筆者の現地調査によれば、幸津井樋は安良川右岸（佐賀領）の広大な治水灌漑事業の一環にすぎないのであって、その全貌はおよそ第IX-2図に示すようなものであったと思われる。すなわち安良川右岸に朝日山東際を起点としていく

成富茂安の遺した農地開発・水利土木の事業としては、佐賀城下の上水と周辺の灌漑用水を確保した精巧な工事で喧伝されている川上川石井樋、佐賀平野クレーク網の用水源としての、市の江用水および城原川横落水道、白石三法瀉の干拓等々枚挙にいとまないが、現在の鳥栖地域周辺では干栗土居、安良川の幸津井樋、五反三步の池などがすでに有名である。ことに干栗土居は鳥栖の域外に築造されているが、佐賀藩屈指の大事業であり、その影響は上流である養父郡下野村はもとより田代領平坦部にもおよんでいるので後にやや詳しくとり上げることとする。

したわけでは決して
ない。むしろ単にそ
の基礎作りができた
という段階である。
したがって治水の問
題にしても後に述べ
るように、この地区
では佐賀藩でも最も
洪水や冠水、要する
に排水不良になやま
されることになるの
である。

下野老松宮には写真IX-8としてかかげた大きな石樋記念碑が建っている。これは明治十年に建てたものであるが、その碑銘(漢文)の趣旨は次のようである。

昔時、当村では堤を築き樋を設けた。一带に土地が低いので強雨一度いたれば東南より豊筑の水が漲り来るので堤によってこれを防いだ。北からは山谷の汚水がその間に停滞するので樋を設けて之を排水した。しかるに木樋は十年を期せずして壊れるので、久しく石樋を設けることを望み、一村心を合わせて数十年乏しい金を貯めてここに石樋を完成するに至った 云々

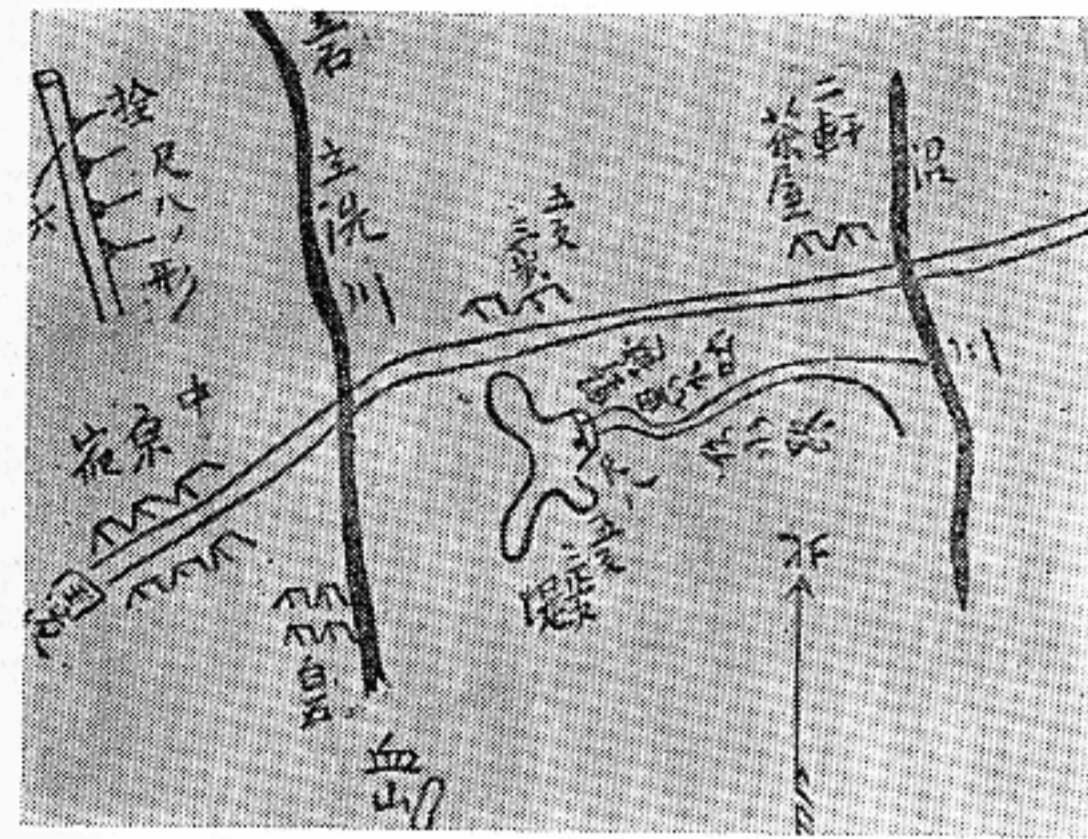


写真IX-7

享和絵図による不動島村と田出島村

—享和元(1801)年養父郡之図—

(県立図書館蔵)

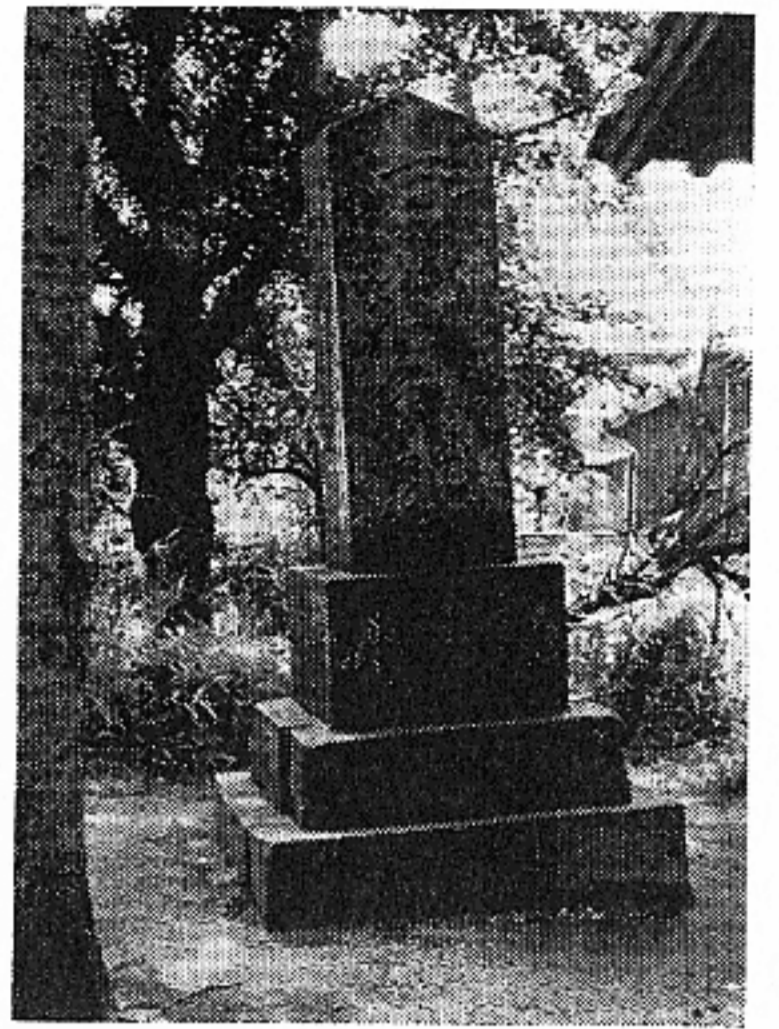


写真IX-6 五反三步池の灌漑系統

「偉人 成富兵庫」より

山口良吾氏の計算によれば、養父郡の慶長十八年(一六一三)の石高は五、七〇七石で、それから八五年後の元禄十一年(一六九八)には一〇、六〇一石でおよそ倍増であり、佐賀藩各郡の中でももちろん最高で、次位の佐賀郡の約五〇割増をはるかにひきはなしている。佐賀郡の増加は主として干拓であるのに対し、養父郡では右のように治水と灌漑によって伸びているのである。もっともこの当時の干拓技術としては干潟地に対して防汐のための簡易な堤防を築く程度であったから、養父郡の筑後川沿岸ではこの程度の困いこみが行なわれ、それに対して上述の治水や灌漑が整えられたと理解すべきであろう。要するに成富兵庫の遺業といっても個々の工事だけをみるのではなく、全体の開発方式の中に位置づけて観察しなければならぬ。とはいえ、成富の工事によってこの地域の治水・灌漑がすべて解決

て江島、三島の諸村を灌漑するのである。『疏導要書』のこの誤りのため『佐賀県干拓史』『日本土木史』『新鳥栖市史』も同じ誤りをくりかえしている。しかし現地踏査によって実態は右のとおりである。また真田二松『偉人成富兵庫』はおそらく現地踏査の結果、写真IX-6のように正しい灌漑図を描きながら本文では同じ誤りをしていずれにせよ、幸津井樋をテコとする安良川の制御と五反三步池の築造によって、幸津・儀徳・下野・江島・三島方面の灌漑と治水はいちおうの安定を得た。これらは茂安の主導した事業に相違ないので、寛永年間にはこれら筑後川沿岸低平地の開発がいちじるしく進んだことは明白である。



写真IX-8

下野老松宮境内の石樋改築記念碑

これだけでは木樋を石樋にかえただけの意味であるが、そのことがいかにこの村にとって重要であったか、換言すれば排水が大きな問題であったことをよみとることができる。明治十年の時点から数十年というのであるから、その発起はおそらくも幕末に発していることは明らかであり、成富の事業が未解決で残した課題であることが推察される。しかもこの石樋新設を以つても不充分で、この地区の排水を自由に行なうことは戦後の揚水設置を待たねばならなかった。

また、灌漑にしても右の二事業によって早魃の脅威から完全に免かれたわけではない。それどころか現在一望の水田地帯である下野・三島の地区でも故老の記憶によれば、かつてはいたる所に畑地やクリークが点々と残されていた。これは有明海周辺の旧干拓地には一般にみられる風景であったので、この地区の開発当時も恐らく同様であったと思われる。クリークは用水の補給用であり、畑地は灌漑水の絶対的不足の結果である。その場合の作物はもちろん粟・大豆・麦などの雑穀が主であったが、幕末になると若干の棉やさとうきびも植えられたと考えてよい(後述)。明治末期になると桑であったと故老は語っている。

このような佐賀領の事情であったが、安良川・轟木川をへだてた田代領においてはどうかであったか。ここでは前VI章において述べられたように、延宝から天和にかけて(一六七三〜一六八三頃)有名な田代代官所副代官賀島兵介の治績として伝えられるものがある。すなわち、金丸村土穴堤、宮浦藤川堤、神辺村垣副堤、瓜生野町裏櫟木堤、さらに赤川村加利川の新川等々である⁽³⁾。さらにそれについて磯野寿延記にかれ自身の業績として記されているものも数か

らえば少くない。中でも最も大きいのは牛原村原重谷の開田である⁽⁴⁾。磯野寿延は牛原の大庄屋で元禄期(一六八八〜一七〇三)を中心に活躍した。右の原重谷の開田は元禄二年のことである。

これをみると佐賀藩における成富兵庫の事業は時期的に一時代先行していることが分るし、またその規模もいちじるしく大きい。このような対比の下に成富兵庫の功績が改めて評価されるであろう。

以上のように佐賀藩のこの地域では、およそ寛永の末ごろ(一六四四)までには筑後川に対してのいちおうの築堤を完了し、安良川の治水、灌漑、五反三步池による灌漑の体系を整えたとみられる。そのため領主側推定ではあるが前記のように八五年間に石高が倍増したことになっている。いうまでもなくこのことは耕地がほぼ倍増したことを意味するのである。

このことは、佐賀藩としての経済基盤の大きな充実であることには相違ないが、同時に後代にわたってこの地域に困難な問題を遺すこととなった。その一は前にも述べた水旱の災害の振幅が増大したことである。その二は増加した耕地に対する労働力の不足である。

このような条件に対して藩はどのような農政を行なったか。その問題に入る前に順序として佐賀藩の農村支配体制を明らかにしておく必要がある。

佐賀藩の土地(田畑)は蔵入地と配分地に分れている。前者は藩の直轄地で、そこからの年貢は直接に藩庫に収納される。後者は前述のように三支藩をはじめ大門閥から小は三五石にいたるまでの配分士に給与されており、その年貢は当該配分士に収納されるものである。ところで佐賀藩の特徴として、この配分地が互いに分散しており、したがって蔵入地もまたこれらの間に錯綜混在していることはすでに述べたとおりである。蔵入地からの年貢納入は庄屋を経由すること、他の諸藩と変りはないからここでは配分地について説明する。

前節(第IX・2表)に養父郡に配分地をもつ武士の一覧を示したが、その中に久布白又右衛門という百石取りの武士がいた。彼はそのうち五百石を立石村にもっているが、その領地の状態を次に明らかにする。

以下は「享保拾貳年 養父郡立石村久布白又右衛門殿御田畠帳」によったもので、これは配分士久布白又右衛門が給せられた土地とその耕作者ならびに年貢額を一筆ごとに明らかにした帳簿であり、配分士は各自それぞれの帳簿を所有していた筈である。享保十二年は一七二七年で前表の嘉永七年は一八五四年であり、その間約一三〇年経過しているが、久布白又右衛門の名もそのまま伝えられており、物成高も変わっていないことに注意を要する。このような場合が当時としてはむしろ一般的であったと思われる。そうだとすれば、配分士の支配体制は幕末に至るまでほぼ次に示すような仕方では停滞的に推移したと考えて差支えあるまい。

そこで右の「御田畠帳」の一斑をしめすと写真IX-9のとおりである。久布白氏の支配する土地は田方、畠方、屋舗に大別されるが書式は皆同じである。最初の「壹本松三角」は土地の所在である。現在の鳥栖市立石町には壹本松ないし五本松の地名は残っていない。地租改正にあたっての地番決定に際して解消されたものらしい。本史料の後半にあらわれる一本杉はその所在を確認することができる。これが享保当時のままとすれば、立石町市営住宅附近がそれにあたるものである。

次に地名を肩書にした太字が土地そのものの表示であって「四下畝段三畝八歩」は、土地の等級(下の四等)と面積をしめす。その下の与左衛門は、名請人と称される者で、土地表示に傍書されている米五斗四升四合(年貢)を負担している農民である。ついでに付言すれば、佐賀藩の特徴は、この米の量が一般では石盛と称する収量を意味するが、佐賀藩では年貢そのものの量なのである。地米と称されている。

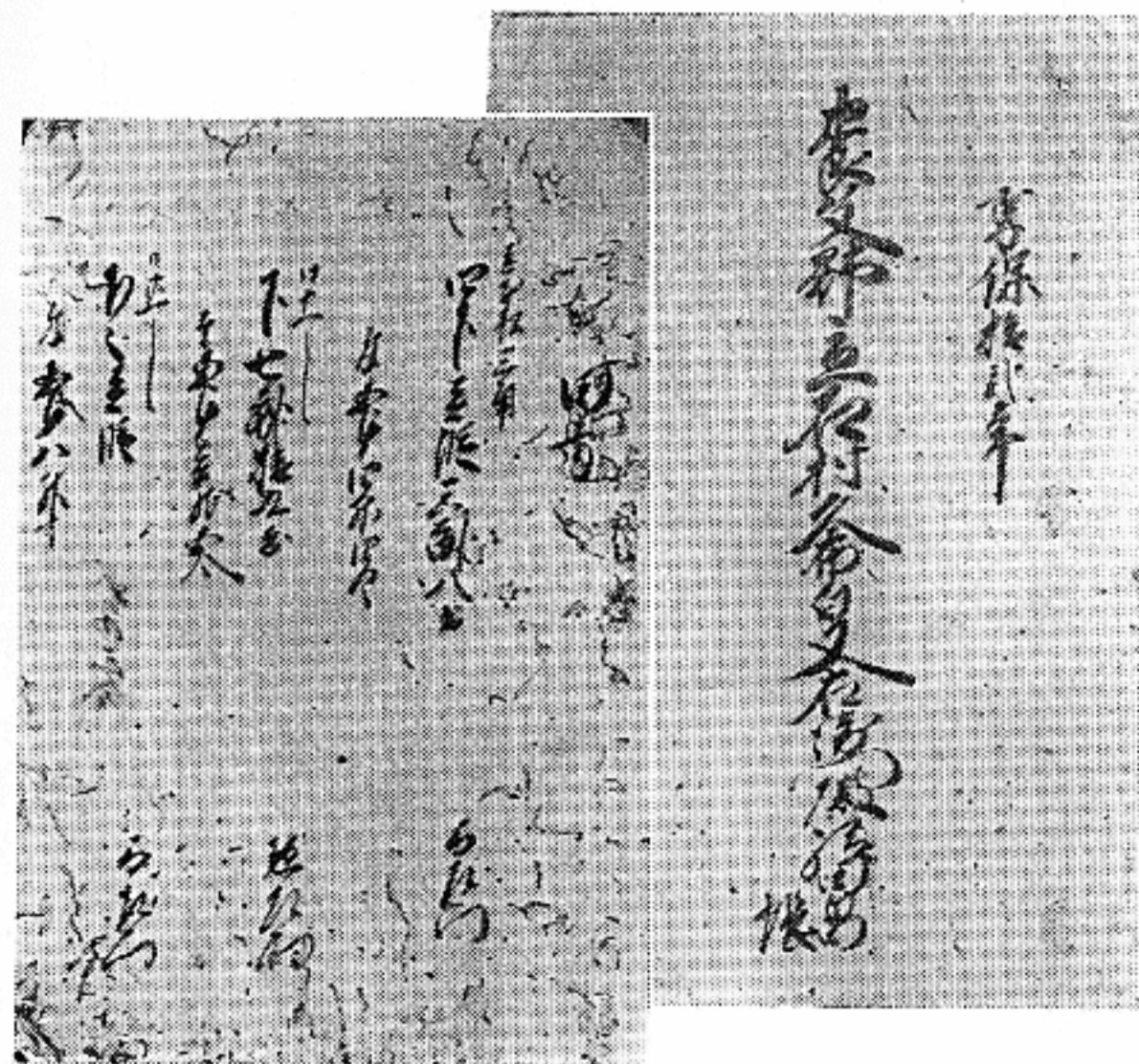
写真でみるかぎりでも、久布白氏配分地を耕作するのは与左衛門の外に惣左衛門が出てきている。このように配分士には一人の農民が専属するのではなく多数の農民が関係してくる。これを原史料に基づいて整理したのが表IX-3である。

表にしめすとおり、この御田畠帳に登場する農民は十二名であるが、耕作面積からみれば大小さまざま

表IX-3 久布白配分地を耕作する農民

農 民	水 田			畠	屋舗
	筆数	面積	所在する小字		
与左衛門	20	160.27	一本松~五本松、一本杉	11.10	5.27
惣左衛門	9	56.08	一本松、三本松、四本松、一本杉	—	—
八郎兵衛	10	68.25	"	9.05	3.27
七右衛門	21	220.21	一本松~五本松、一本杉	15.21	12.15
勘左衛門	19	139.02	"	10.04	3.27
三郎兵衛	12	81.04	"	3.25	3.21
千左衛門	10	89.29	二本松~五本松、一本杉	5.19	5.21
吉左衛門	3	23.09	二本松、三本松	1.04	3.06
作左衛門	2	19.09	三本松	—	3.06
文左衛門	1	1.24	四本松	—	—
正左衛門	—	—	—	2.18	—
九介	—	—	—	—	7.03
合 計	107	861.08		59.16	49.06

注 享保12年「養父郡立石村久布白又右衛門殿御田畠帳」により計算。



写真IX-9

久布白又右衛門殿御田畠帳と本文の一部

(立石町蔵)

ある。最大二町二反から最小二畝未満である。もっともこの表からだけで、例えば、文左衛門が極く零細農であると判断できない。それは彼の場合は屋舗を与えられていないので、恐らく他の配分士から与えられていると推察される。正左衛門の場合も同様である。逆に九介の場合は屋舗だけ久布白氏から受けているが（屋舗にも年貢はかかる）、田畠は他の配分士のもを、あるいは蔵入地を耕作していると判断されるのである。同様に耕作の大きな与左衛門や七右衛門としても、久布白氏以外の田畠を耕作している可能性もある。

要するに佐賀藩の場合は配分地といっても分散しているのであるから、耕作農民との関係も必ずしも専属隷従の関係であったわけではない。いかえれば人的関係においても錯綜した結合がなされていることになる。また、耕作農民にとってもその耕作地は分散混在していたことは表において明らかに看取されるであろう。

ところで、このような支配・耕作関係にある配分地の年貢徴収はいかにして行なわれるか。蔵入地の場合は土地は散在していても、支配関係は一本であるから単純である。事実、他の諸藩とほぼ同様に庄屋がとり行なっていたわけである。

しかし配分地の現実には前表においてみたように複雑である。この立石村においても表Ⅹ―2でしめしたように、蔵入地および久布白又右衛門の配分地の外に有田亀之助・成松新兵衛・三上新九郎・岡儀左衛門・中野又兵衛・洪助之進等の配分地が分散・混在していた。したがって一人の農民が何人も領主の田畠を耕作することがあり得るし、また別の資料からも明らかに確認することができる。そうだとすれば一人の農民に対して配分士相互間で年貢徴収の競合が行なわれるであろう。しかも前述のようにこれらの配分士は農村には居住していないのである。

このような複雑な事態に対して佐賀藩では初期には蔵入地大庄屋・庄屋、配分地大庄屋・庄屋と二系列の庄屋をおいていたが、のち大庄屋制を廃して配分地庄屋にあたるものを点役庄屋と称した。これが配分地の複雑な年貢関係を

調整し、その徴収の任にあたるのである。すなわち、佐賀藩では一般的に農村には庄屋と点役庄屋と二人の庄屋が存在する建前であったと考えてよい。

この点役庄屋には他に重要な夫役関係の任務があると考えられており、年貢徴収以外の村仕事・村役についての庄屋との職務分担などなお研究すべき余地が多いが、今日のところ『佐賀県史』中巻が最も精細な説明をなしている。⁽⁵⁾ いずれにしても庄屋二本建も佐賀藩の特徴であろうが、いうまでもなくそれは地方知行制の残存、知行地の分散的形態という佐賀藩の基本的特徴から導き出される二次的特徴なのである。

そこで次に年貢そのものについて述べることにする。広い意味で年貢といえ、田畑からの正租だけでなく、いろいろの名目でこれに付加される付加税的のもの、田畑以外の産物や収益に対して課せられる小物成、その他の掛り物および労役なども含めて考えられるが、ここではまず田畑にかぎってみていこう。

近世の年貢算定の方法は、まず田畑の標準収量を押え（石盛と称す）、これに一定の徴収率（四公六民等）を乗じて計算するのが基本であった。このばあい石盛の寛厳、免の高低（徴収率）、面積の畝延びの程度等、事情はまちまちであるが、幕府の標準型は右のとおりであり、したがって各藩もそれにならうのが一般であった。

しかるに佐賀藩は独特の方法をとっていた。ここでは地米と称してそれぞれの田畑一筆ごとに取り分（年貢）を示していたことは前に指摘したとおりである（写真Ⅸ―9参照）。この地米の計算には右のような標準型の手続きがとられていたかもしれないが、正確には必ずしもそうではない。このような佐賀藩のやり方は租法からいえば定租（定額法）そのものである。しかし、その定租はその基準が平年作よりかなり上に定められていることに注意を要する（一般の標準型では平年作基準が建前である）。このことは佐賀藩では定租であるのに春秋二回の検見をすることで証明される。真実の定租ならば検見の必要はないのである。また、一般の検見法であれば年貢量を決定するための豊凶の査定であ

り、出来秋に一回実施すれば足りる。(6)

いいかえれば、佐賀藩の租法は減免を前提とした検見付定租であり、その検見は減免の基準を求めるために行なわれるのである。減免の量を落米といい、春の検見で減免されたものを春落、秋を秋落という。減免付定租といえば緩やかな方法に聞えるかも知れないが、事實は反対で、毎年検見によって減免調整することを制度的にきめている程、定額が相当な豊作を基準としていることを意味している。端的にいえば、相当の豊作でも農民には必要最小限しか残らないという方法なのである。

したがって佐賀藩では春秋の検見は最も重要な行事であり、藩内いっせいに行なわれた。秋の検見についてはいうまでもないが、春の検見とは田植の状況であって、水害や早魃あるいは人手不足で田植がすんでいなければ落米の理由にならざるを得ないであろう。ただしそれが人手不足等によるものであれば、代官、庄屋などの督励の怠慢とされたのである。

年貢のうちで特殊な雑税は小物成とよばれ、^{はせ}櫓、^{こうそ}楮、庭木、果樹などに課せられるものであるが、これはここでは余り重要ではないし、また資料的にも明らかにできない。

より重要なのは懸り物といわれる付加税である。その第一は口米と反米があり、四部口米と五部反米といわれた。口米は元米、代官(郷方役人)の給料にあてられるものであった。四部とは四割の意味で本米(地米から落米を控除した上納米)の四割にあたる量である。反米は元米、農民の夫役の代償として納められるもので、したがって本米に対する五割の反米を差出すことにより、農民は夫役を免かれる筈のものであった。しかし初期はとも角、時代が下ると口米も反米も単なる付加税としての性格に変わっていったようである。

第二は、すでに寛永年間には始っていたところの夫役代米の重課がある。これを夫米または夫料米という。重課というのは右に述べたように反米そのものが夫役の代米として出発しているからである。これは上米に対して一五割を占めるようになっていた。しかもそれにもかかわらず、郷普請のような土木工事には農民は、実際に駆り出されたのであるから、夫米はまったく名目的でしかも三重課税であったといわねばならない。

第三は右の郷普請に対する竹木縄代、庄屋の使用する筆墨代、交際費、その他村の生活のための祭り費用等々をまかなうための^{ぬきまい}貫米があった。これはその性質上、必要に応じて徴収される筈のものである。

これらはいずれにせよ正規の納物であった。城島正祥氏が明治初年における旧佐賀藩美麗(能役者の集団)の給田における収穫米と納米の割合について研究されたところによれば次のとおりである。⁽⁷⁾すなわち明治二年から四年までの三年平均において、収穫米に対する貢米(本米)の割合は四三・五割であり、口米は貢米(本米)に対して四割、反米は同じく五割、夫米は同じく一五割、貫米は同じく四割、したがってこれを合計して収穫米に対する割合を求めると五五・七割になった。この場合の反当収穫米は約一石六斗であり、当時の農民の生活維持に対してその四〇割すなわち反当六斗余りの取り米は絶対に必要なものであったろうと思われる。

このようにして佐賀藩の年貢関係の徴収制度は方法としても徹底しており、種目としても多岐にわたっていた。しかし農民が実際に生活面を通じての出費や負担はなお雑多であり、それらについては後に改めて詳述するであろう。

以上は佐賀藩としてはいわば正租であり、公式に徴収される租米である。したがってその納入にあたっては、米は充分に精選乾燥した上、丈夫な縄吠をこしらえ厳重な包装をしなければならぬ。これにも多大の労働を必要とした。受取役人の査定に合格しなければ再調製を命ぜられるからだ。さらにこれらの租米は蔵入・配分とも佐賀の米蔵や屋敷まで馬に負わせて運ばねばならなかった。

幕末になって平田村の庄屋有馬庄兵衛が中心となって「御屋敷御物成年々御飯料米として月々馬より附出候儀、百姓中にも大事二付、船積相願候」という事件がもち上った。⁽⁸⁾この場合、有馬庄兵衛は中野神右衛門という歴々の藩士

の被官であり、その配分地の点役庄屋であった。その年貢米のうち、これまで毎月の飯米を馬で佐賀まで届けてきたのが困難するから船で運ばせてもらいたいと願ったのである。ところが「御蔵建所悪敷候処より(飯米を一度に届けても)置所無御座由ニ一向ニ御受納不被成」という返事であったので、庄屋・村役が相談して村からこれらの村役の手当のために拠出する村費でもって領主の御蔵の建直しを行なった。すなわち村役は村から受ける手当を実質的に返上して御蔵の修理費にあてたのである。

またこれまで佐賀津出之砌、昼飯持参で出かけていたが、これからは昼飯の儀は御屋敷ニテ喰わせ下さるようお願い出ていたが、返事は「是迄之格も有之候て、新穀より十月中迄之内ハ前格之通、其後ハ持参ニ不相及」ということであつた。⁽⁹⁾

これは幕末の弘化二年(一八四五)のことであるが、貢米の運搬だけをとっても苦辛の程は理解できるであろう。そしてこれらの納入期限は霜月十五日限りと定められていた。もしこれまでに納めず、「物成不納ニ而百姓走候ハハ、五人組二月限を以尋させ、若於不尋出は、走候百姓之年貢五人組並本人之従類中蔵納可申付事」と達せられているように、夜逃をしても期限つきで五人組に探させ、もし探し出し得ないときは五人組や親類に代納を命ぜられる仕組になっていた。

注(1) 日本土木学会『明治以前日本土木史』

(2) 佐賀県耕地協会『佐賀県干拓史 乾』五五六頁

(3) 『基肆養父実記』(鳥栖市史資料編 第二集 五一頁)

(4) 『磯野寿延記』(鳥栖市史資料編 第二集 一四八頁)

(5) 『佐賀県史』中巻 一五六頁。

(6) 『佐賀県農業史』二四頁。

(7) 『佐賀県史』中巻二二六頁

(8) (9) 庄屋庄兵衛『弘化二年御配分役内日記帳』(鳥栖市史資料編 第三集 二二五、二二六頁)

(10) 『鳥ノ子御帳写二』(前掲資料編 第三集 三八頁)

3 農民生活の窮乏と享保飢饉

すでに述べたように、佐賀藩の年貢徴収方法は、豊作を前提として高い年貢（地米）を割りあてておき、それを実情に応じて減免調整するのであった。したがって不作の場合はもとより、豊作の場合でもしぼれるだけはしぼり尽くすという方法であったのである。

このような条件においては、いったん凶作や病気におそわれると、農民生活が立ちゆかないことは容易に想像できる。封建時代の農民はどこでも「生かさぬように殺さぬように」という政策でギリギリの生活を強いられていたが、佐賀藩では右に指摘したように年貢徴収方法の建前からいって、農民はいわば構造的に最低生活線を常に低迷していた。それだけに農民自身の災害に対する抵抗力が弱かったと考えられる。

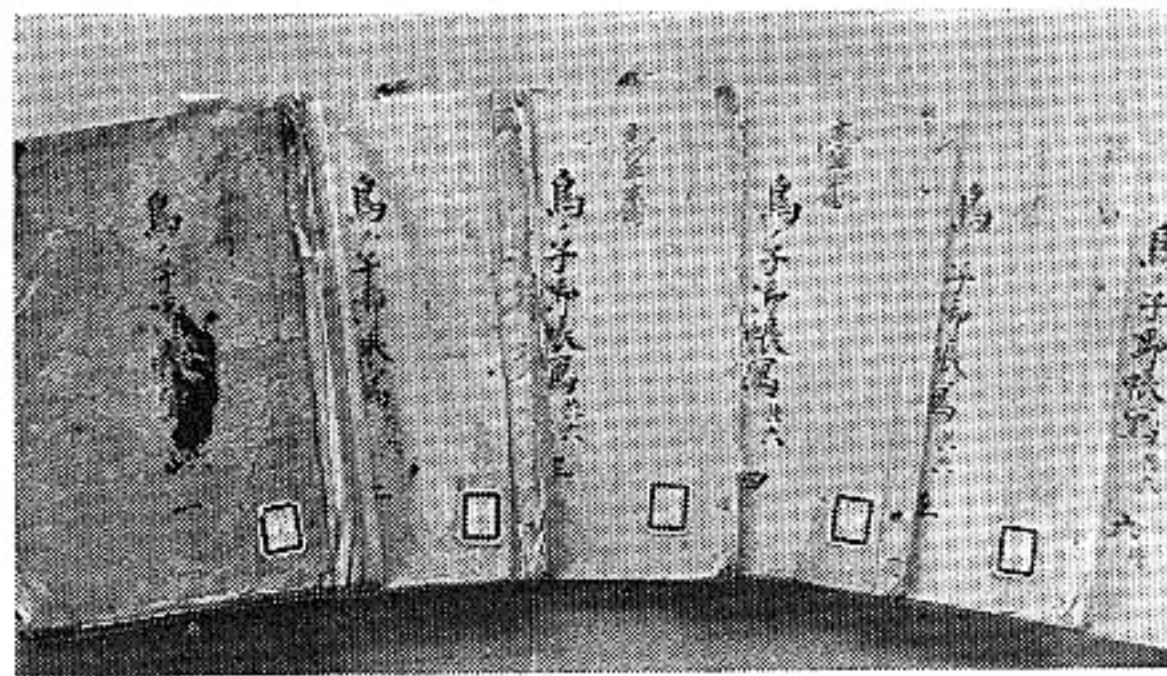
そのうえ、養父郡の低平地、すなわち前節で述べた新しい開発地帯は常に旱水の被害にさらされていた。その原因の一つは、とくに筑後川に面する堤防が豪雨に対して常に決潰の恐れがあったことである。筑後川は豊後、両筑の水をあわせて流れ下るのであるから、尋常の堤防では防ぐのは困難である。次節に述べるように成富兵庫は千栗の大堤防を築き、これで以って三根、神埼の沃野を護ったが、それとても万全でなかったことは後に明らかにするとおりである。しかし千栗堤防が当時としては有名な強固さをもっていただけに、その反動として上流である養父郡、田代領および久留米領の弱小堤防はマイナスの影響をうけるのである。

原因の二としては、筑後川が満水るときは安良川その他の小河川の排水ができない。したがって堤防が決潰しなくとも、養父郡の低平地は冠水にさらされる体質をもっていた。

その三は、成富兵庫の開発によって新田は倍増の勢をしめしたが、その灌漑源として幸津井樋や五反三步池だけでは充分でなかった。下野、三島方面は上流からの余水を利用してクリークを設けたりしていたが、早魃にはほとんど無力であった。すなわち、この低平地は雨降れば水害、降らざれば旱害という二重苦にあえがねばならなかった。

しかしながら、これらの困難は土地条件のもたらすものであって、佐賀藩としてはさらに重大な困難をかかえていた。それは労働力の不足という問題である。常に最低生活線をさまよい、その上災害の危険にさらされているのであるから、労働人口の増加を期待することは無理であろう。そのうえ藩政初期に養父郡を筆頭とする新田の開発は、労働力の不足を相対的に激化したものと思われる。

第一節にあげた領内士民の出国制限の措置、すなわち「領内之者も他領（に）出申儀無之国法」（泰国民院様御年譜地取）が強く維持された理由の一つは、正に一人でもその労働力を藩内に確保するためであった。さらに藩は武士の帰農を寛大に認めていた。それはもちろん足軽、従士クラスの軽輩が主であったが、初期には直人（藩士）の場合にも認めていたようである。すなわち「鳥ノ子御帳 写二」の条目の中に、「武士の耕作は禁止すべ



写真IX-10 鳥ノ子御帳
勝茂の時代に編まれた佐賀藩の法令、令達の
集成で佐賀藩のいわば憲法（県立図書館蔵）

きであるが、どうしても耕作しなければ叶い難き者は百姓同前のこととして認められる。ただし百姓同前のことであるから代官・庄屋の下知にいささかも相背かず、上納少しも滞りあるまじく堅く申し定めおくこと。それにもかかわらず滞りのある場合は直人は知行・切米取上げ、又内（陪臣・又家来）は主人の責任が問われる」と定められている⁽¹⁾。



写真IX-11 立石村かまど人別帳

〔説明〕「文久2年養父郡立石村諸業並僱人別帳」の第1葉①、第2葉②をしめす。時代は本文説明の享保年間よりかなり降った幕末であるが農民の耕作関係をよく語っている。一般農民である源吉が組頭であり、久布白氏の被官原野惣助はその下に属している。源吉の5反1畝12歩は御蔵入、御山方、配分、私領山方の4種目に分れ、原野惣助の4反4畝は配分と御山方に分れている。源吉の長男伊太郎は当村惣兵衛宅に身売りとなっている。（小柳典生氏蔵）

ここで注意すべきは帰農した武士は百姓同前であって、五人組の一員ともなり組頭、庄屋の下知に従い年貢を滞りなく納める規定である。いかえれば帰農した武士は百姓と同様に藩経済培養の基盤となり、搾取の対象となるわけである。鹿兒島藩では佐賀藩以上に帰農した武士が多く、これを郷士と称したことは周知のところであるが、鹿兒島藩の郷士は武士である以上、若干の軍役に相当する租米を負担したが、年貢を負担することはなかった。自ら耕し自ら食うだけであって、藩経済からは独立していた⁽²⁾。それに比べると佐賀藩の帰農士は藩経済にくみ入れられるわけで、鹿兒島藩の郷士以下

の待遇ということになる。したがって藩政初期の混乱の時期ならばとも角、体制が整ってからは配分士が帰農することとは余程のことがなければ一般には考えられないことである。その代り、それらの又家来、被官あるいは無禄の輕輩などが多く帰農して佐賀藩の農民層のかなりの部分を形成していたのである。

要するに、佐賀藩において「武士」の帰農を認めたのは労働力不足の対策と考えねばならない。このような政策が実施されたにもかかわらず、農村の実情としては余りの生活難のために、常に耕作の放棄、離農、逃亡といった事態がくりかえされていた。

しばしば引用する「鳥ノ子御帳」は藩政の初期から中期にかけて発せられた法令、達示類の集成であるが、それは農民の流亡を戒め、毎年それぞれの田畠の耕作者を確保することが地方役人の最大の責任であることがくりかえし達せられている。このことは当時の佐賀藩農民の生活がいかに不安定であるかを反証するものである。年貢が苛酷である状況の下で、農民がその労力でやれる以上の耕作をしぶるのは当然であろう。

例えば、「田仕付肝要之儀候、師走初より代官郷内（へ）相部^{はまり}、農業之人数と地米員数相考、年内早々仕舞候て、百姓共正月^{もち}ハ、耕作一篇ニ仕候様ニ可令支配候、自然年明候迄田仕付於延引は、代官可為緩事。附、自然上地田有之刻ハ可申付様子候条、早速可承候。云々⁽³⁾。すなわち田の耕作に着手することは大変重要であるので、師走の初めから代官は村々に出張し、農業人員と年貢高のバランスを考えて、年内にはその計画をたて（耕作者を確定し）、百姓どもが正月になったら早速耕作に専念するように取計らいなさい。そうしないですると年が明けるまで耕作着手が延引する場合は代官の怠慢である。附言すれば、もしずると耕作放棄の田がある場合は、（別に）申付ける方法もある。早速（当方へ）届出でなさい」というのであろう。また「上地未進並百姓之出入此三ヶ条ハ、畢竟代官緩せ故候条、前を以能々其心遣可仕事⁽⁴⁾」。すなわち上地（耕作放棄）、未進（年貢未納）、百姓の出入（移動）、この三カ条は

表IX-4 享保17年佐賀藩蔵入高の実収歩合

地	米 石合 129,890.576.9	除 米 石合 106,330.883.7	残御物成米 石合 23,559.693.2 (廻し 18,139%)	畠屋敷米 石合 11,313.687.9
				田方米 石合 12,246.005.3 (但廻し9,4294%)

注 城島正祥氏による『佐賀県史』中巻 199頁)

えてきた。とくに葉虫は湧くように発生して手のつけようがなくなり、苗根皆無の田が多くなっていた。(括弧内は筆者の推定)

このような経過をたどったから、当年の米の収穫は何割減というような程度ではなく、およそ想像を絶する惨害であった。城島正祥氏があげられている資料を紹介すれば表IX-4のようになる。これは本藩の蔵入地だけで、支藩や配分地は含まないのであるが、減収の割合をうかがうには充分であろう。すなわち地米として予定されていた約一三万石に対し実際の物は二・三五万石にすぎなかった。その割合は一八・三九割、減収率は八二割に達する。しかもこれを畠屋敷分と田方とに分けてみると、田の物成実収率は九割余であった減収率は実に九〇割をこえるのである。

当時、この虫害は筑前と肥前が最もはげしかったといわれる。そこで長野暹氏の研究による田代領の被害程度をうかがってみよう。表IX-5がそれであるが、前表の佐

表IX-5 田代領享保大凶作の被害状況

	田 畝 数 ①	田 腐 畝 数 ②	②/①
	町 反 セ 歩	町 反 セ 歩	%
基 肆 郡 上 郷	310. 5. 8. 11	242. 1. 0. 11	78
基 肆 郡 下 郷	420. 0. 9. 10	350. 3. 3. 5	83
園 部 村	107. 9. 3. 25	74. 3. 1. 29	80
養 父 郡	409. 3. 0. 3	328. 8. 1. 14	80
合 計	1247 4. 1. 29	995. 6. 3. 29	80

注 長野暹氏の研究による。

①は「田代覚書」 ②は「田作虫の腐大損毛ニ付御取行方被仰渡候御書附」による。

代官が怠慢なためにおこるのであるから、予めそれに対する注意をよくよくしておくべしというのである。

普通の藩の場合には、地方役人が年頭にまず心掛けねばならない重要任務は、田植用水が円滑に流れるために、溝川の修理や泥さらえを油断なく農民にやらせることである。しかるに佐賀藩では不耕作地のできないように耕作者を確保することから始めねばならなかったのである。

このようにいわば背伸びした形で佐賀藩の農政と農業が行なわれていたから、災害の影響もまた一般にはげしいと考えられる。その中でもとくに享保十七年(一七三二)の大虫害に基因する大飢饉は文字どおり未曾有のものであった。この虫害は西日本のほとんどにわたる広域災害であったが、佐賀藩は次に明らかにするよう多分に人災の要素も加わって最大の惨害となった。そのため藩主が遺責をうける結果となり、佐賀藩としても忘れられない災害となったのである。

したがってこの惨状の顛末を伝えた記録は各地に残っているが、それらを総合してその経過はおよそ次のようであったと思われる。

この年、享保十七年は田植の時季までは天候も順調であったが、植付がすんでから霖雨が降りつづき、例年になく涼しく苗の茂りも不良であった。しかるに六月になると根虫(螟虫)が発生し、株の腐るものもできらようになった。それで虫除けの祈禱をしたり、田ごとに虫札を立てたり、魚油をふって虫を追い出したり虫を捕えたり、農民は精魂をつくしたのであった。そのためか六月の下旬には虫も減じ、天気も回復したが、間もなく今度はおびただしく葉虫(うんか)が生じ、根虫もまたふ



写真IX-12 油による虫追い

水田に油をまき笹の葉で稲葉の虫を払い落す図で享保の虫害にも用いた(大蔵永常「除蝗録」後篇一天保15年一より)

表IX-6
享保飢饉による田代領の
死亡者

享保17年	1ケ年	312人
" 18年	1月中	64
"	2月中	119
"	2ヶ月合計	183
"	14~16年平均	約250

注 「日記抜書」(鳥栖市史資料
編第一集74頁)より集計(長野
暹氏による)。

二五〇人に対し、飢饉の始った十七年が三一二人の死亡者を出し、最もひどかった十八年の三月一日までの二カ月間に飢饉の影響のあった前年の半数をこえて一八三人を数える。この数字が直接間接に飢饉の影響であろうことは想像に難くないが、田代領の享保二年(一七二七)の総人口は二二、〇一三人であり、これも佐賀藩に比べれば問題にならない低さである。

田代領の凶作・飢饉対策はかなり周到に行なわれている。第一は、凶作が確定的になった七、八月には代用作としてソバ、早粟の播種、秋には麦の早播を奨励している。第二は、いち早く領内の富商富民に直接の救済金の拠出を求

め、さらには庄屋大庄屋の救済事業に対してこれら富商の融資を勧奨している。この外に田代領として条件のよかつたことは、本藩の対馬では虫害が比較的少なかったため、救済米の廻送を得ることができたこともある。このような措置によって田代領では翌年の種粃の配給や牛馬飼料のあてがいがほとんど明らかになっていない。ソバや早粟を代作とする。これに対して佐賀藩の虫害対策は史料の関係もあるがほとんど明らかになっていない。ソバや早粟を代作とするとしても、稲作中心の農業であるから、種子のひきあても不可能であったと思われる。わずかに知られる藩の行なつた対策として、幕府からの借米で都合三万六千石の廻米を受け、また三千六百貫の借銀をなしている。これによつて前引のように十月下旬ごろから各地に粥場が建てられるようになったわけだが、この時期になると士民ともに飢えておそらく手がつけられない程の事態に陥っていたのであろう。そうでなければ三七万人のうち八万人が餓死するという戦争以上の惨禍をみる筈はないと思われる。

飢饉がいちおうの終熄をみた翌十八年十二月十九日、佐賀藩の責任者は幕閣に召喚されて大目付松平讃岐守、松平伊

賀藩の数字は予定収量に対する実収量の割合であったのに対し、これは被害面積の割合である。いずれにしても田代領の平均で八〇割、佐賀領に直接接する養父郡(東部)でも平均と同じ八〇割である。しかし田代領では農民側から庄屋・大庄屋の連名で、収穫のあった田でも年貢を上納すると種粃にも差支えるというので、度々減免と延納について陳情していた。これに対し代官所では、米・雑穀の給与や貸付、領内の富商富民からの寄附や貸付等救済に努力しつつも、年貢上納についてはこの陳情を認めなかった。しかし結果的に当年の上納米はわずかにただの三七俵にすぎなかった。これは普通の定免高六、五九〇石、すなわち田代領では、一石三俵なので都合一九、七七〇俵に比すればまったく問題にならない。収納皆無といってもよい位である。これに対し佐賀本藩の蔵入地では九割ではあれ、とに角徴収していることに注目すべきである。

飢饉はいうまでもなく享保十七年の夏から翌年の夏までつづいた。あらゆる草根木皮が食用にされたが、ことに十七年の十月には早くも雪が降り、例年のない厳寒の冬であった。佐賀藩でも「領内十一ヶ所に粥場が建てられ、貧民らが群がり集ったが、漸く粥場までたどりついて落命する者も多かった。死者は寺院に送って葬ったが、いなかにならと行き倒れの死骸が田野路傍に積み重った。」

その結果、佐賀藩の人口は享保十六年に三七万人であったのが、飢饉がすんだ翌年の十九年には、実に二九万人となつていた。実に八万人、二〇割強の減少率でその惨禍のきびしさが想像できる。この点について田代領の事情は表IX・6のとおりである。飢饉前三年平均で一年の死亡者約



写真IX-13
享保飢饉による餓死者の
供養塔(佐賀市 仏心寺)

豆守列席の下に御用番松平左近将監より今回の飢饉に際し、大量の死者を出した廉によって咎をうけ、藩主鍋島宗茂は差控を命じられている。これより前、同年の夏には佐賀藩の困難が聞えたためか、これらの大目付より当年の礼物の免除、藩借米の償還猶余などを達せられた揚句（宗茂公御年譜）のことであるから、このような処分もおそらく当然のことであつたらう。享保十七年の霖雨につづく虫害は、西日本各地に未曾有の被害を出し、後世までも子ノ年の飢饉として伝えられているが、中でも佐賀藩に対してはその不始末は人災であると幕府から責められているのである。佐賀藩を襲った災害は、決して享保十七年の虫害にとどまるものではなかった。極端にいつてしまえば、水旱の害は毎年のものであつたといつても不当ではない。史料の整備された関係によるかもしれないが、それはとくに明和（一七六四）以降、頻繁の度を加え被害統計を作成することが出来る程である。ただし、それは全藩の統計であつて郡別にこれを明らかにすることはできない。

そこで養父・三根の郡名があらわれる記事を野口治七郎氏の労作によつて二、三拾えば、明和九年（一七七二）七月初日は肥前肥後筑後は大雨洪水であつたが、佐賀藩においても「水下に相成候郷村」の中に三根・養父の諸村がみえる。同じく安永五年六月にも「今度大雨洪水にて所々切渡」した地域として「三根養父之内土手、川土井、往還筋破損所余多出来、二十四日より二十六日まで通路留候由、其上轟木御番所川御境石洗倒候」とある。同じく安永八年には久留米藩の事情として、「八月暴雨洪水、小森野堤壊崩、水市街に浸水す」とあり、養父郡の冠水もまた疑いない。こえて天明八年（一七八八）五月には神埼郡城原川田手川方面の堤防が寸断されており、これは同郡の報告なので、養父郡にも同様の被害があつたものと思われる。翌寛政元年八月には久留米藩側で小森野堤が再び崩れ市街浸水となる。

同じく三年（一七九一）筑後川の「水勢強く千栗の本土居江口村其外所々の土居切れて三根、養父、神埼、扱又御

城下高尾辺まで水払ひ来り一面に大海の如く数日水滞して殊の外難儀なりし由、就中三根、養父辺水害甚しく人家軒を浸し、舟ならて往来叶ざる位なれば、農民此が為に飢え及ゆえ早速御蔵より米穀を差出され御救助ありし由」といわれ、翌年には虫害がはびこり「当秋大損毛の儀、享保子年以来、無類の年柄にて諸郷村甚だ困窮に及び、そのうち、至つて困窮の者共忍々袖乞にも罷り出で候者追日相増し候様相聞候」という惨状を呈した。⁽⁸⁾

ここには簡単であるが災害の結果、農民が離農を余儀なくされ流亡しつつあることが指摘されている。しかしこのことはそれよりも早くからみられる事態であつて、たとえば安永の初めにも次のような記事が散見するのである。

『近年領内及困窮、其上損毛打統諸郷全零落最早到当春者、田居付も難叶、依所カマドを倒し及飢躰之者も有之由相聞……』また、『郷内近年打統大損毛ノ未百姓至極困難ニ及ビ、当春田居付難渡セシメ郷村ニ依テハ大総ノ余田出来ノ由……』などというように災害によつて、農民が世帯を倒し耕作を放棄して流民化しつつあることが述べられている。これはともに安永元年の記述であるが、安永、天明、寛政と災害は一向に減少しないのであるから、右のような事態はいっそう激化し、一般化し且つ恒常化しつつあつたと推定されるのである。

注(1) 『鳥ノ子御帳写二』(前掲 資料編 第三集 三二頁)。

(2) 山田竜雄『明治絶対主義の基礎過程』一八五頁以下。

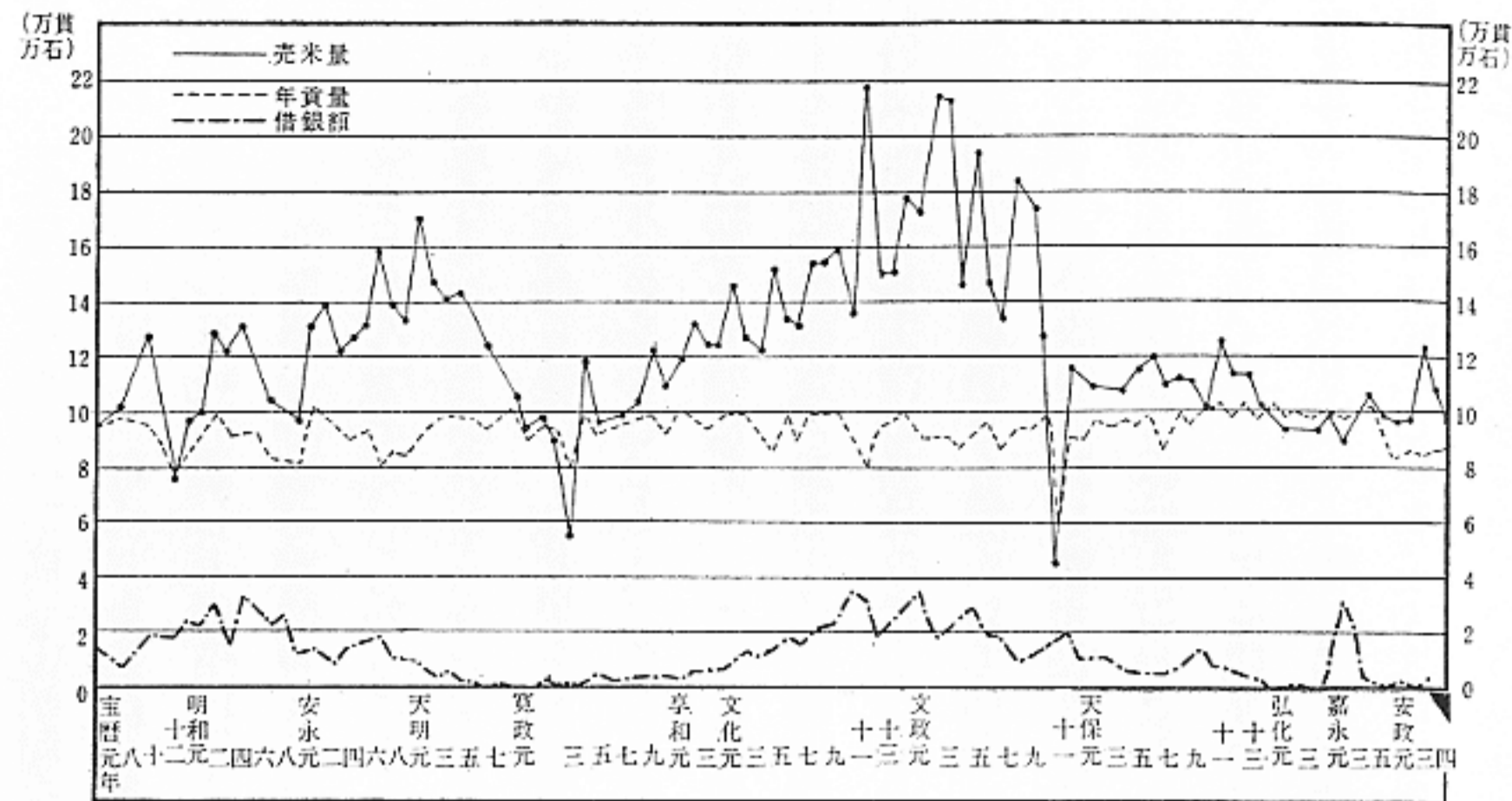
(3) (4) 前掲 第三集 三八頁。

(5) 『県史』中巻 一九六頁。

(6) 野口治七郎『近世に於ける筑後川の洪水と治水』(総理府資源調査会事務局)

(7) 『疏導要書』乾

(8) (9) 『泰国民院様御年譜地取』(佐賀県立図書館蔵)



図IX-3 売米・年貢量・借銀の変動

長野 暹「佐賀藩中期の財政と藩政の展開」(佐賀大学法律経済研究会)による

4 中期における藩制の展開

佐賀藩は享保大飢饉によって甚大な打撃をこうむったばかりでなく、その後もほとんど例年のように水旱の害を受け、農民生活は正にどん底に陥っていたことは前節に述べたとおりである。他方、藩経済は農村に立脚しているから、農民生活の窮乏は藩財政の困難をも意味していた。

本史共同執筆者である長野暹氏には、宝暦元年(一七五二)以降幕末までの佐賀藩財政に関する詳細な研究がある⁽¹⁾。そこで主としてその研究に拠りつつ藩政中期(宝暦—文政)における藩財政の概況をうかがうことにする。図IX-3はその主要な指標の推移を概観したものである。

図でまず重要なことは年貢量が年による変動はあるものの傾向としてはほぼ九万石の線を上下していることである。いいかえれば、藩庫の収入は九万石前後で停滞しているのである。なお、佐賀藩では前述のように大小配分はそれぞれ各自の領地から収納があるから、ここにしめされた年貢量は純粋に藩庫収入と考えてよい。

次に問題になるのは、売米量が年によって大きな変化があるとともに、ほとんどの年で年貢量を上廻っていることである。年貢量以上の売米がどうして可能であろうか。その謎は次のように考えられる。第一、佐賀藩では明和七年(一七七〇)財政困難のため配分に対し、一定の「御馳走米」と称する一種の負担を命じた。農民からの年貢の外に家臣団にも一種の年貢を課したのであって、これは図の年貢量にはもちろん加算されていない。第二、翌年の年貢を

ひきあてに延取引で売る。第三、大阪や国許で価格差を目的に正米を買って売る。おそらくこのようなケースであろう。だから売米が多いことは必ずしも健全とはいえない。第一、第三の売米絶対量は大きくないであろうが、第二の延取引はむしろ不健全な証拠となる。

借銀額は、江戸大阪長崎および国許の商人から借りたものが主であって、改めて説明には及ばないであろう。借銀額は明和初年が最高で、安永末年から次第に減り寛政年間にはまったくわずかになっている。この期間は売米量も激減しているのが注目され、寛政後半は反転増加するがまだ本格的な上昇とはなっていない。すなわち諸事儉約によって藩経済の内実が低下しているだろうことを別とすれば、藩財政の収支に関するかぎり最も安定している期間である。

寛政から享和、文化にかかると、借銀もふえるが売米も急増するといふように藩財政は再び悪化し、天保以降、すなわち藩主直正の登場後に急速に安定して幕末を迎えるのである。この節では直正の登場以前についてとりあげることにする。

ところで、以上の推移をたどった藩財政の諸政策について、

長野氏の指摘するところでは、①明和七年御馳走米を家臣に課す ②安永元年大阪借銀の五年間元利返済の拒絶 ③同年長崎借銀の町人へ肩代りを強行 ④同四年諸運上銀の増徴 ⑤同年人別銀の課徴（過酷に付九年廃止）⑥同八年米札の発行⑦これに関連して市中に千人講、万人講を催させ、その運上銀を徴収等々の措置がとられた。すなわち、借銀の強権的整理と諸税の増徴および藩内流通貨幣の増発である。この外、藩政の内外において諸事儉約に努められたことはもちろんである。これらはそれぞれの意味においてそれなりの効果をあげたことは、前掲図における寛政までの推移によってうかがうことができる。

しかし、それらはいかに効果をあげてもいわば対症療法にすぎない。根本的には藩経済の基盤である郷村の振興と殖産興業をはかることである。郷村振興策の中心となったのが、これまで郷村取締が諸役局から不統一に行なわれ、非能率で混乱していたのを「郡方」の管掌に一本化したことである。ここで郷村取締とは前節に述べたような田畑に対する耕作者の確定、農業指導監督、検見収納、荒使子と称ばれる農業労働者の取締などを意味する外、河川溝筋等の普請に対する夫役の動員なども含められると解せられる。とくに後者に関しては従来「郷普請方」の所管に属していたが、この郷普請方を廃止して郡方に一本化したのでその意義は大きい。

このように農政の体制を整えたことは、決して事務簡素化などの側面から考えるべきではなく、これによって農民の把握が一元的に行なわれることであり、次に述べるような地方行政の改革の緒となったものである。というのは、郷普請方の廃止、郡方一元化に伴ない「郷普請之儀古格之通、郡代・代官江担任儀候条、一村之普請は一村切、一郷の普請は一郷切」とし「一郷一郷大庄屋心遣相調候様」とこれを郡方（郡代・代官）—大庄屋の系統で統一に行なわしめることとしたのである。

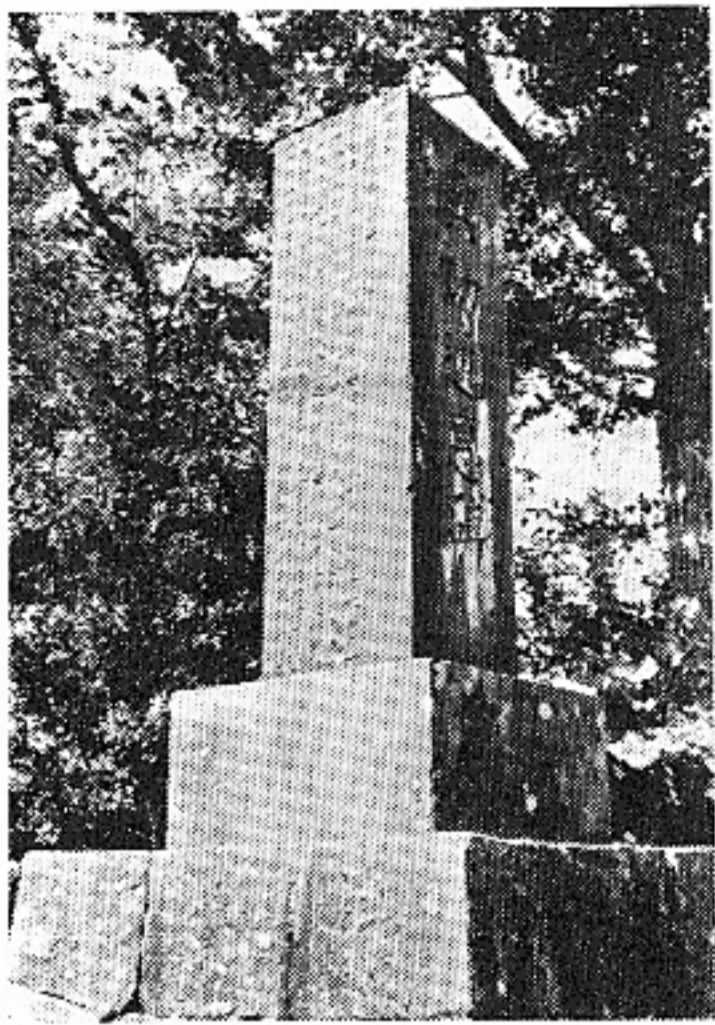
ところがこの大庄屋は古くから各郷に蟠踞する旧家であり、その社会的性格は郡方一本化という新しい政策の担い手としては不適當であった。その矛盾は寛政期に入るとたちまち「近年大庄屋共風俗悪しく郷村の為に相成り候了簡の者寡く、奢をいたし百姓へ貫物を相懸け候体の儀にてこれある趣相聞え候」と、農政の第一線である大庄屋がその古い性格のため、かえって中間搾取機関に墮している状況になってきた。

そのため寛政十二年（一八〇〇）にいたって領内を七地域に分ち、それぞれ代官所において代官を常駐せしめ、古くからの大庄屋の制度を廃止したのである。これによって明和の末年に意図された藩権力が直接に農民を把握する体制が完成したのであって、佐賀藩政上面期的な改革となった。⁽²⁾

この代官所設置にあたり、養父郡は三根・神埼とともに一地域に編成され、しかも「御試み」として寛政十年、すなわち他の地域より二年早く先発しているのである。それはこの地方は「至つての難郷」であったからである。したがってその発足にあつては、「三根養父水下所に限らず、年に寄り苗立て悪しく不足に及び候儀もこれあり候、右体の節は早速蒔次ぎ候通これなくては相叶わず候条、諸郷ともに年々御物成の内、宜しき粃を相撰び、春まで粃にて圃い置き候様」と注意を与えられている。⁽³⁾これは三根養父の地が前からくり返えて述べる通り、水旱の惧れが絶えず苗代も不安定なので、徴収した年貢の内から良粃をえらんで予備種子として保管することを指示したのである。

この指示を前節に示した春の仕付のために年内から耕作者を確保するようにとの注意に比較すると、⁽⁴⁾地方役人の配慮が格段に深く農業そのものに向けられていることを知り得るであろう。代官所設置の画期性は正にここに在るのである。そしてやがて種子粃保管が「御圃苗」(予備苗床の官營)へと進展し、牛馬購入資金や労働者雇入賃金の貸付、田植費用の貸付等々の積極的手段として展開することになる。しかしこれは代官所設置後、文化文政の中たるみ(前図参照)を経て直正の天保改革によってようやく実現するのである。⁽⁴⁾

次に根本対策の第二として殖産興業に関しては、天明三年（一七八三）六府方の設置を以って画期とすることがで



写真IX-15 興功遺惠碑
有馬庄兵衛の平田村に対する
開墾や林山確保の功績をたた
えたもの、明治35年建立
(平田町)

こう。平田村の庄屋有馬庄兵衛については前節にもふれ、また次節でもその蠟燭製造の活動について紹介するが、平田村農業のためにもいちじるしい貢献をなしたのである。

彼は表IX・1でしめした二五〇石中野神右衛門の被官という身分であったが、村は享保年間より隣村轟木村と鬼迫二五町余の山林の所有をめぐる争っていた。文化十年にかれは高田勘兵衛(身分はおそらく庄兵衛と同様であったろう)と協力して専心轟木村との交渉にあたり、文政二年に至りようやくその主張が認められるようになった。このとき、中野神右衛門、小代清兵衛などという配分士たちが陰に陽にかれらの応援をしたのである。この成功ののち、文政八年、再び高田と語らって今泉池を築造し水利の便を確保した。これによって平田村では従来不足がちであった薪秣、水利の問題が解決したといわれている。⁽⁶⁾ 些細な事業ではあるが、庄屋クラスの指導により事業が成功したこと、領地に対する配分士の関心をうかがうことができるのであえて附記するのである。

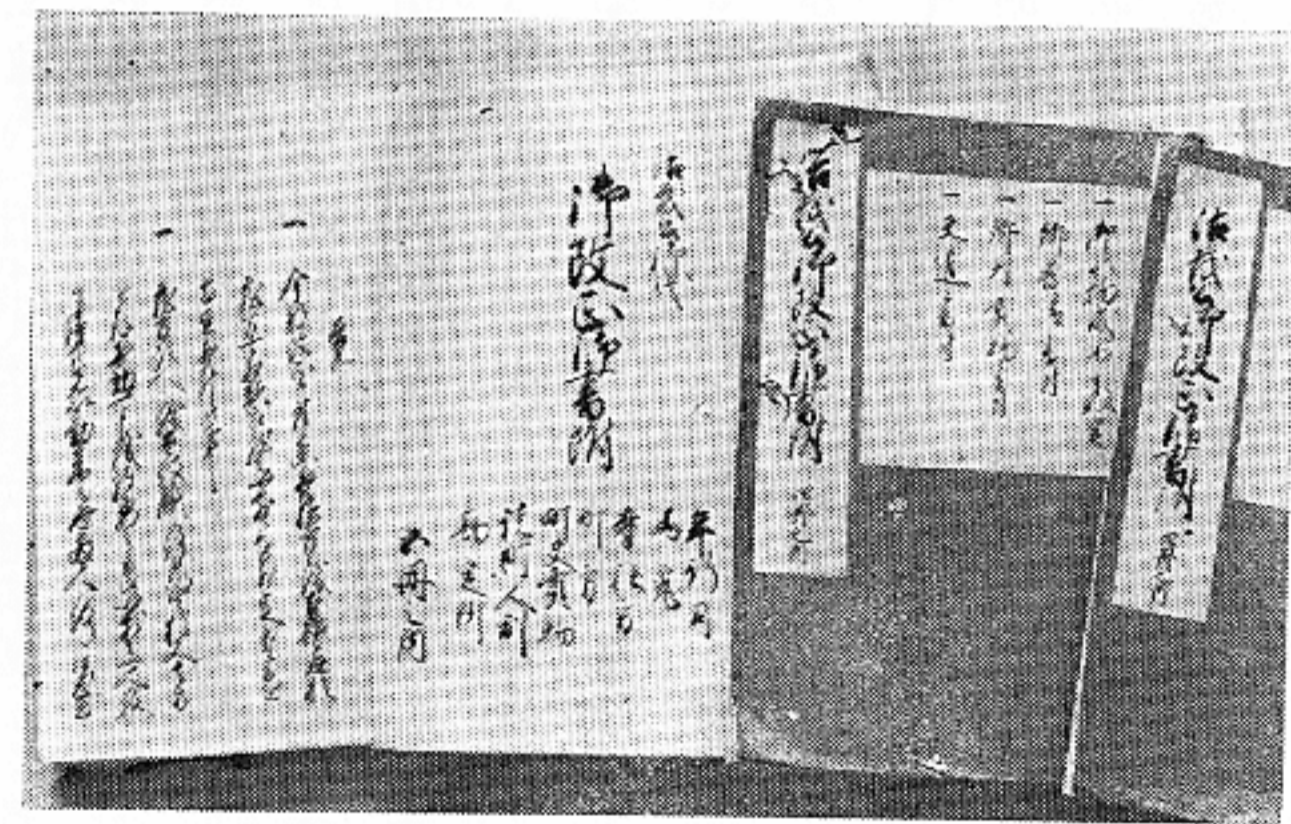
次に治茂の治下に展開した藩政において、かなり複雑な外交問題を惹起した筑後川水流に関する紛議の顛末を明らかにしておこう。これは養父三根にとっては地もとの問題であり、関心も深いと考えられる。そこでまず事件の本質を明らかにするために佐藤信洸の言うところを聞こう。

佐藤信洸は天保六年五月五日の日付のある一文を以って、久留米藩士本庄貞吉の乞いによって筑後川の治水について論じている。⁽⁷⁾ その時点は、ここで問題とする天明期よりかなり時代は下るのであるが、筑後川治水

きる。六府方というのは次の六つの勸業機関を統合したもので、御山方(山林関係)、御里山方(田畑山林以外の土地関係)、堀方(干拓)、大河内御陶器方、御牧方(産馬)および貸付方⁽⁵⁾講方であって、それぞれ所管部門において殖産の功をあげんとするのである。その中でとくに業績のあがったのは堀方の干拓と、大河内の陶器である。しかし両者とも養父郡とは直接の関係がないのでここでは余りふれないでおく。ただ、この六府方も右の代官所と同じように、後年直正の改革によって大きな活動をするのである。

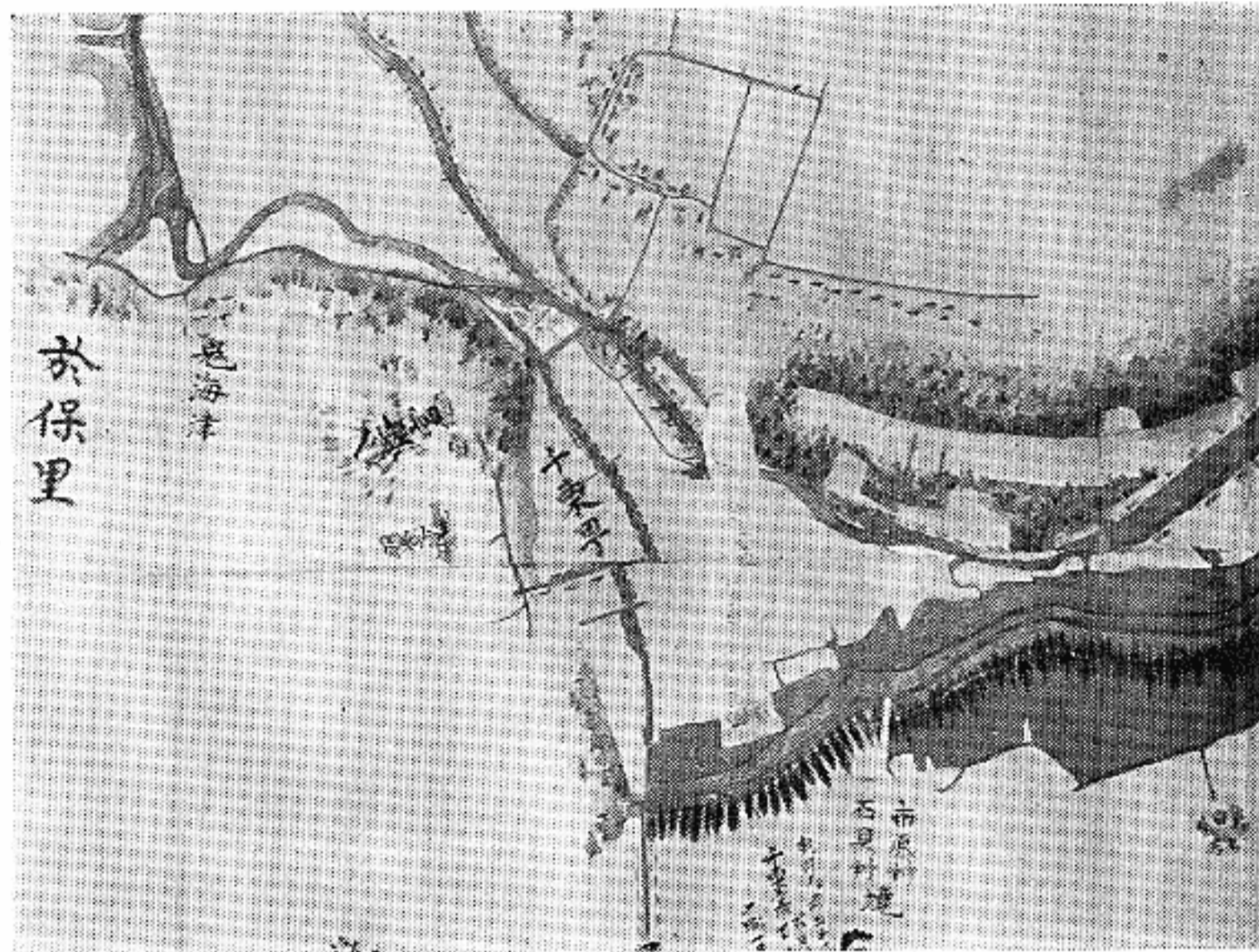
以上の経過は明和七年(一七七〇)から文化二年(一八〇五)まで、佐賀藩は第八代藩主治茂の治政下にあった。その期間は前節に明らかにしたように災害がつづき、農民生活の窮乏はその極に達する等、条件には恵まれなかったけれど、治茂は就封直後から上述のような諸改革にとりくみ、藩財政の危機を乗り越えたとともに代官所の設置や六府方の新設等画期的体制整備を果した。これらの機関がその使命に充分応えるためには、第十代直正の登場を待たねばならなかったが、その地ならしをなすとげたという意味では、地味ながら治茂の功績は大きいのである。写真IX-14はこれらの改正事項を収めた記録である。

ここで、この時期の後半に行なわれた養父郡下でのささやかながら、農民主導による開墾事業について一言してお



写真IX-14 治茂公御改正御書附
佐賀藩中興の祖といわれる第八代治茂は、藩政の最も困難な時期に多くの改革をなすとげ、後代の直正の改革の基本路線をしいた。その改革を集成したもので、「明和御改正記録」と題されたものである。
(県立図書館蔵)

き。御山方(山林関係)、御里山方(田畑山林以外の土地関係)、堀方(干拓)、大河内御陶器方、御牧方(産馬)および貸付方⁽⁵⁾講方であって、それぞれ所管部門において殖産の功をあげんとするのである。その中でとくに業績のあがったのは堀方の干拓と、大河内の陶器である。しかし両者とも養父郡とは直接の関係がないのでここでは余りふれないでおく。ただ、この六府方も右の代官所と同じように、後年直正の改革によって大きな活動をするのである。

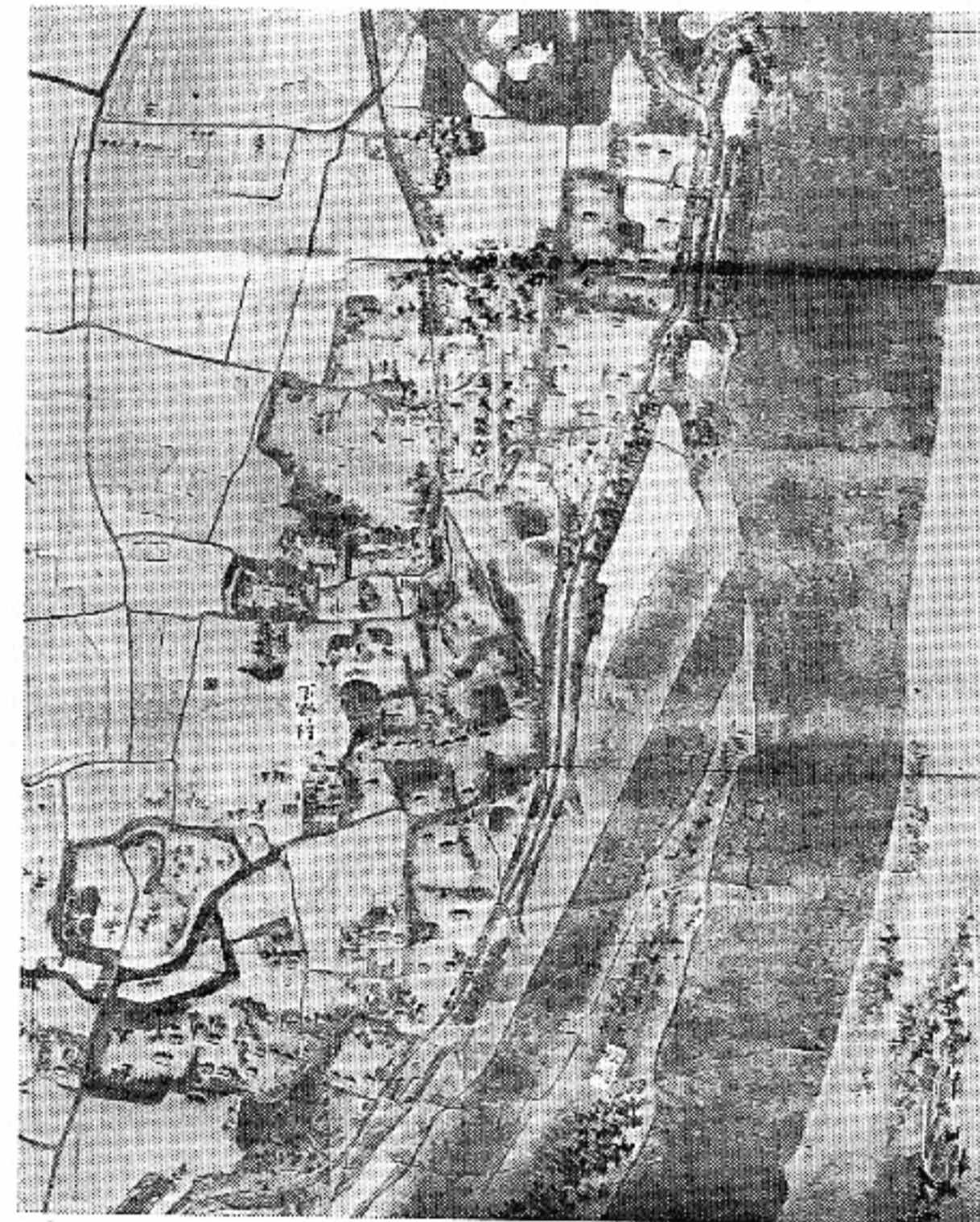


写真IX-17 千栗土居の杉並木、この杉並木が三根郡から神埼郡江口まで続いていた。
(天保12年御境川絵図。部分 県立図書館蔵)

迂曲転回せしむるを以て、其垂滯上流まで及び、満水の禍殊に甚し、若し夫れ水勢の益々盛なるときは、直に小森野村の堤を破て洪水久留米城郭に及ばんとするの形勢あり、万一隄決るに至っては貴藩全国の大患なり……然るに近世に至り鍋島家宗家と力を合せ、肥前国水屋・高田・安国寺^(英)・下野等の諸村の河岸に広大堅固なる堤防を築き、筑後河の水路を堰留て此を南に流し兩國分界と為し、其河水を肥前国内の土地に入ると無からしめたり、是より以来大雨霖の降る毎に、久留米の領内洪水法溢の患ひ甚だ大にして且つ多く、国人皆此を苦むに至れり……(傍点、筆者)

以上、久留米藩の立場からみると、筑後川治水の問題点は天造二、人造一であり、天造の二はいずれもシヨートカットで彎曲を削れば解決可能であるが、最も根強い癌は肥前隄であると指摘されている。しからは肥前隄とは何か。それが千栗土居であることはいままでもあるまい。信濃が水屋―下野間の大堤防というのは、誤りであることは現地を知る者にとっては明らかである。

……凡そ水害は頼生が通議に説きたる如く、天時に出づるものあり、人事に出づる者あり、筑後河の水難の如きは、天造の二と人造の一と合併して醸生したる禍なり、……上流床島村・鳥飼村の辺より土井・舟場二村に至る間の屈曲を天造の第一害とし、草場村より宮地村に至る間の屈曲を天造の第二害とす、又小森野村の向河岸なる肥前隄の大彎曲を人作の一害とす、夫れ水の性たるや直流を好んで屈曲に激し、快行を喜で垂滯を怒ることは天理自然の勢なり……筑後河は則ち然らず、其下流に間もなく復自然の水勢に逆きたる人作の大隄有る、其水路を堰留め、流をして



写真IX-16 享和絵図による下野村一下部右端は篠山城
(県立図書館蔵)

の問題点を正しく指摘していると考えられる。いいかえれば後段で明らかにする天明期の三藩(佐賀・久留米・田代)の紛争と解決も、いわばその時だけの解決であって事態を根本的に処理したものでなかったことが分る。天明期紛争の結末を先どりすることになるが、多少久留米藩側に立つとはいえ、当時の「学識経験者」の客観的な問題提起をまずうかがっておこう。

……凡そ水害は頼生が通議に説きたる如く、天時に出づるものあり、人事に出づる者あり、筑後河の水難の如きは、天造の二と人造の一と合併して醸生したる禍なり、……上流床島村・鳥飼村の辺より土井・舟場二村に至る間の屈曲を天造の第一害とし、草場村より宮地村に至る間の屈曲を天造の第二害とす、又小森野村の向河岸なる肥前隄の大彎曲を人作の一害とす、夫れ水の性たるや直流を好んで屈曲に激し、快行を喜で垂滯を怒ることは天理自然の勢なり……筑後河は則ち然らず、其下流に間もなく復自然の水勢に逆きたる人作の大隄有る、其水路を堰留め、流をして

この堤防は周知のように三根郡北茂安村の千栗から発して、神埼郡江口まで蜿蜒三里に及ぶ長大なものであった。堤防の敷は三〇間、高さ四間という堂々たるもので、堤防の内側には随所に広い遊水地をとっている独特の工法である。そして堤防の東側、すなわち内法には水当りの強そうなどころには竹を植え、西側、すなわち外法には杉並木を造成した。その状態は天保期に作成された図IX—17によって明らかであるが、大正末期にも部分的には残っていた(写真IX—18)。これが三里余にわたって筑後川を扼しているのだから、当時においてはおそらく目をそばだてる偉観であつたらう。このように千栗土居は佐賀領にとっては頼母しい水の護りであつたに違いない。

しかし、それが佐賀領の治水に貢献すればする程、その反作用も広域に及ぶわけである。それを直接に最も強くうけるのが久留米領であり、とくに千栗の対岸には前図でみるように、久留米藩の居城篠山城がそびえているのであるから、重要な関心がはらわれることになる。したがって同藩がそれに対抗するような治水手段をとると、千栗・小森野・瀬ノ下(篠山城下)の線が強化されるから、豪雨の際の増水は上流へ溢流することになる。こうして佐賀領養父郡の一部、三島・下野の村々、とくに田代領の水田地帯である水屋、高田、安楽寺の村々が水害にさらされることになる。佐藤信淵は前記の治水論で「鍋島家宗家と力を合わせ」と述べているが、宗家(田代領)は第二次反作用の最大の被害者であり、肥前隄の築造に協力する筈はなく、信淵の誤りであらう。

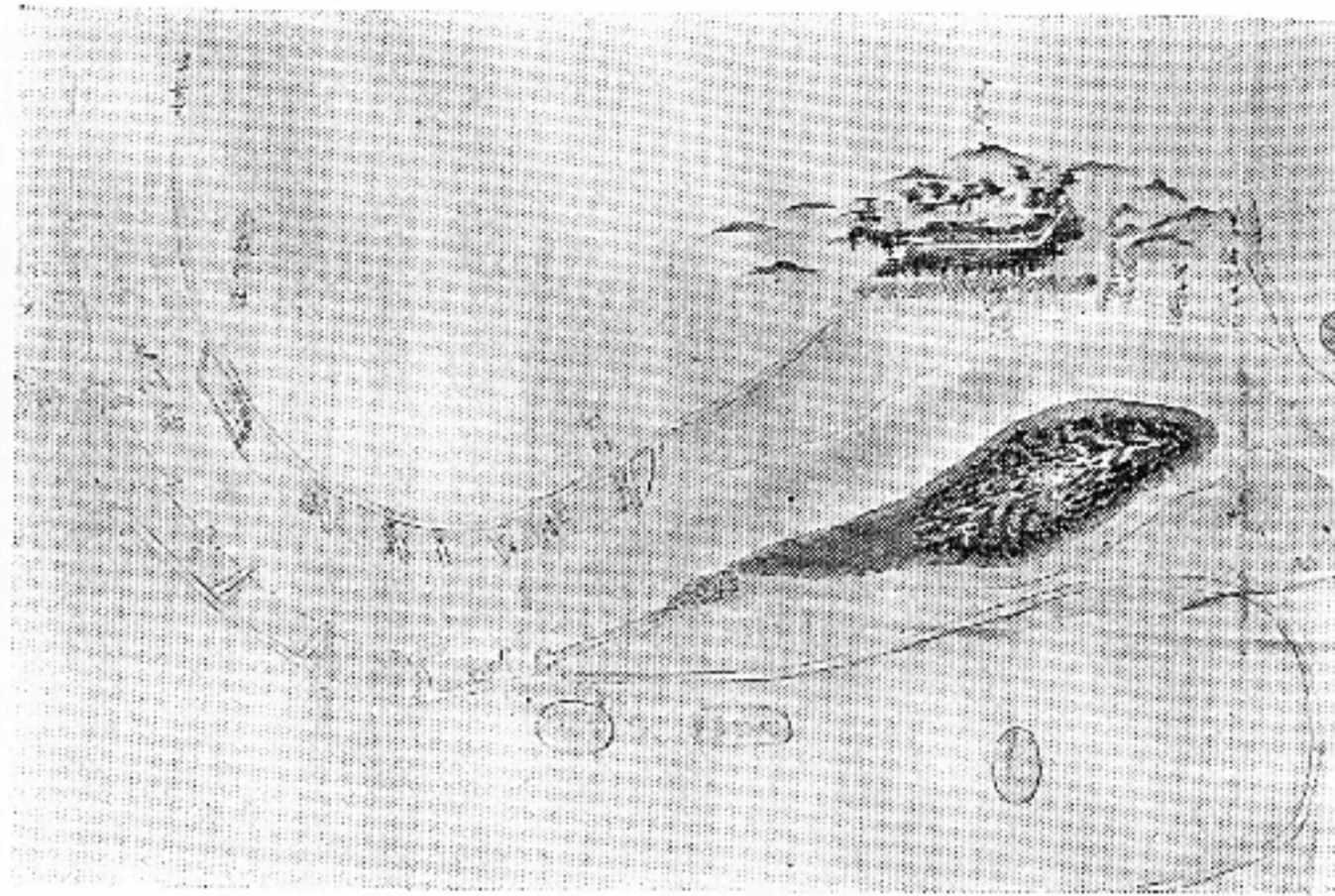
いずれにしてもこの反作用は地形の然らしめるところであるから、千栗土居の完成にともなつて、おそらく余り長くないうちから三藩の間で問題となつたと思われる。鳥栖市田代新町津田謙荘氏宅には、この問題について最も弱い立場にあつた田代領側の文書が残されているが、最も年代の古いのは正徳五年(一七一五)であり、それには冒頭に「大川筋一件先年以来の様子」と書き出されてあり、⁽⁸⁾田代領にとっては正徳五年においてすでに多年の懸案であつたことが分る。

この場合の問題は、「正徳年中久留米領小森野村分ニ荒籠水刼等仕立られ候に付、此方浜(安楽寺村の下の川岸に広大な浜ができていた)に水当り強く、右の浜洪水の度ごとに洗流し候」ということで、これが田代領としての水害問題のパターンであつた。

享保の末年ごろになると(一七三五頃)、「久留米領佐賀領も荒籠水刼をしきりに作るようになり、双方共川中へ作出しているから水筋は狭くなり、水刼に植立てた松柳などが意外に茂つて洪水の節は水をかかえ、以前とは違つて少しの雨でも洪水となり、下村は年々水害が増長し、以前一丈ほどの洪水は一丈五尺、一丈五尺の洪水は二丈にもなるようになった。……毎年の水損では下村の百姓相立ち申さず、下村の水損は上村へも相かかるので、御領中一統の難儀となる……そこで年来両領の大庄屋に対して荒籠水刼を引取るよう熟談を重ねてきたが、右述のとおり久留米領と佐賀領は互いにせり合いの様に罷り成り、誠に双方意地を以つて作り出したものであるから、今後荒籠水刼を増加することはあつても引取することは到底覚束ない見込である」との田代領当役加城六之進、江口伝左衛門の見解に達せざるを得ないような事態になつた。⁽⁹⁾

そこで享保二十年から関係地先の庄屋、大庄屋を介しながらもようやく藩の役人が直接に交渉に入ることとなる。それでも、佐賀藩は久留米藩が荒籠水刼を削減するなら、当方はいつでも削減に応ずるといふ相手に下駄を預けた態度をとりつづけるし、久留米藩では水害といつても当方は城下という重大な地点であり、千栗土居の脅威がある以上防衛のためには止むを得ない、よろしく問題の根源である佐賀藩の削減を求むべきであるとの趣旨で固い態度を崩さない。そこで前後十余年の交渉ののち延享年間に三者立会で双方から荒籠水刼の削減が或る程度行なわれる。これには田代領の申出により幕府の干渉があつたものと思われるが、その詳細および正確な結末については不明である。

ところが、その後三、四〇年経つ間にまた問題が再燃して天明五年(一七八五)旗本万年七郎左衛門の調停立会と



写真IX-19 天明6年の千歳川荒籠水刳等立除之間敷

議定書付図(部分)による下野村地先

この議定書により三藩領内の荒籠水刳等がすべて間敷を改められ、立置と取除の間敷が図示されている。(県立図書館蔵)

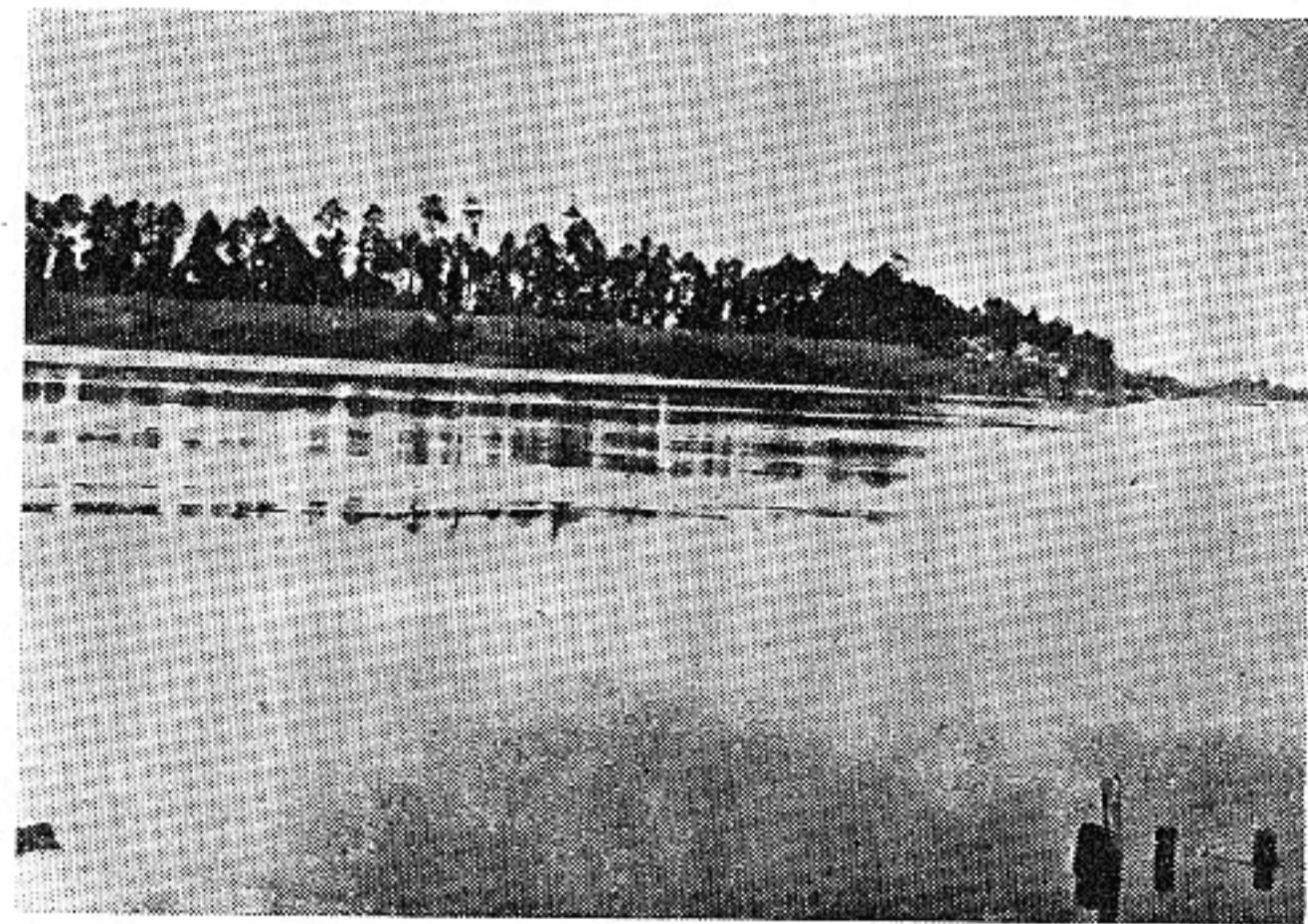
ることとなった。二十八日には万年が轟木へ着くと池尻道広、相良養順の両名が案内となるように仰せつけられた。翌五月八日七郎右衛門は久留米領の見分を果し、九日柳川領より佐賀領に入り、十一日より川筋の見分、時々吟味をなした。十二日この見分が終了した。こえて翌六年正月、御年寄より三藩熟談のことが指示され、五月七日にいたり佐賀藩からは伊東全兵衛、田代勘左衛門、石橋三左衛門、久留米藩からは稲次縫殿、岩本忠助、広川戸内、田代領からは嶋井幸之進、宮川平左衛門が会合、八月四日から六日まで現地での話しあいが行なわれ、その末は大庄屋内談役どもの細談に委ねられた。そして十一月十二日にいたり「当時之水行に應じ差支なきよう土居荒籠水刳之立置取除並竹木伐透しなどの取計方、三領申し極め此節相調い、十二月二日より普請取り懸り候段」を公儀へ御届することとなり、いちおう落着の見透しとなった。

その結果、双方の荒籠は協定の上、かなりいちじるしく削減されることとなった。ここで関係地域の分を図示すれば写真IX-19のとおりである。

以上が天明年間の筑後川治水事件の顛末概要であるが、治茂の治下における佐賀藩にとっても「容易ならざる大切

なる。しかしこの場合も佐賀藩が先制したのではないかと思われる。というのはその前年に「養父郡下野村儀徳村幸津村の百姓共よりの願では、右村々の低き場所洪水の際に年々水損仕り百姓中零落に及ぶので、去春願に依つて下野土居を築立てたが水損寡く百姓が有難かっている、その節仕立て残りとなつて下野村新土居際より田手島村の内不動島まで千二百間余の築立」を行なつたし、三根郡においても「南嶋村両国橋より南坂口迄之御境江川筋、年浅川中狭相成、村々耕作用水差支、且土居筋手薄相成之洪水節ハ水引兼候ニ付、御境坑より内凡式間、欠揚土居築をも相整、南嶋境水田土居筋五尺高にして云々」とかえつて堤防の補強が行なわれている⁽¹⁰⁾。このことは洪水の際の荒籠水刳の問題をいつそうきびしくしたことはない⁽¹¹⁾。このような事態であつたから、対州藩の家老杉村直記自らが乗り出して久留米・佐賀両藩との交渉となり、また幕府への提訴という形に展開していく⁽¹²⁾。

三藩交渉の過程は地もと大庄屋を通じて前述の享保年間のケースとほとんど似たような経過をたどるので再言を要しないであらう⁽¹²⁾。ただ同年(天明五年)六月二十六日にいたり、旗本万年七郎右衛門が御境川筋見分のため下向してきた。それは「今度七郎右衛門殿御境川筋見分一件之儀聊容易ならざる大切の道理これあり」ということで鍋島安房鍋島市正の両家老が衝にあた



写真IX-18 大正末期ごろの千栗土居

(千歳川南岸の坂口村杉土居から西北方向)

「偉人成富兵庫」より

の「事件であった。しかし、これでもって真の解決ができるわけはなかった。というのは前記佐藤信淵と正に年を同じくして誌された佐賀藩士南部長恒の『疏導要書』によれば、「(天保五年より)三、四十年前万何某ト云御旗本下向アリテ右ノ道海荒籠ナレバ(取除いたとはいっても)中々水底マテ悉ク取除ク支叶ワスシテ其功ヲ空シクスル」と指摘していることでも明らかであろう。天保五年においても久留米、佐賀両藩でなお問題はくすぶっていたと考うべきである。そしてなお明治になってもつづくのである。

注(1) 長野 暹「佐賀藩中期の財政と藩政の展開」(佐賀大学法経論集 第十二巻 第一、二合併号)。

(2) 山田竜雄『佐賀県農業史』三一〇頁。

(3) 『県史』中巻三一〇頁。

(4) 前掲『農業史』九一頁。

(5) 「貸付方講方」はややおくられて寛政八年の設置、なお六府方の構成部局については『直正公伝』と『県史』とでは若干見解の相違がある。

(6) 山辺勇輔『有馬庄兵衛翁小伝』

(7) 佐藤信淵「筑後川治水論」佐藤信淵家学全集 下巻 七五九頁。

(8)(9) 『大川筋荒籠一件之記録』(津田謙荘氏所蔵文書)。

(10) 『泰国院様御年譜ヨリ筑後川一件ニ付書拔』(佐賀県立図書館蔵)。

(11) 杉村直記『田代大川水行御熟談記録三』(津田謙荘氏所蔵文書)。

(12) (10)と同じ。

5 天保改革と鳥栖地方

八代藩主治茂は文化二年(一八〇五)に逝去したが、あたかもその頃から佐賀藩の財政は再び困難の度を加えはじめた。具体的には前の図IX・3でしめされたように、借銀高も売米量も急激に増加しつつある。それは諸事儉約の緊張が崩れ始めたからである。文化も後期になると、大阪で新しく借銀をしようとしても、これに応ずる商人はいないようになり、また藩内でも年貢米を引きあてに乱発していた手形(米箆)の信用は暴落の一途をたどっていた。

そこへ佐賀藩としては、享保の飢饉における失態以上の大不祥事が突発した。それは世にフェートン号事件と呼ばれるものである。周知のように佐賀藩は福岡藩と一年交代で長崎警備の任につくことになっていた。文化五年はたまたま佐賀藩の当番であったが、八月十五日の早朝、突然にオランダ国旗をかかげた軍艦が長崎港に侵入してきた。調べると実はイギリス軍艦であって、小舟で迎えたオランダ商館員を捕え、オランダの軍艦を捜索して湾内を傍若無人に走り廻わり、その碇泊しているものがないことを確認した揚句には、薪水食糧を要求してオランダ商館に提供させると、十六日の朝には出港してしまった。

この事件の背景は当時ヨーロッパはナポレオン戦争の最中であり、オランダはナポレオンに征服された結果、イギリスとは敵対関係にあったのである。そこでイギリスは七つの海からフランスとその与国の艦船を探索しつつあったのである。世界の情勢に暗いわが国では、事実上亡国の地位にあったオランダ商館を認めていたことになるのである。

ところでこのような事態となって、その警備の最高責任者である長崎奉行松平図書頭は責任を免かれることはできない。彼はイギリス軍艦の白帆が長崎港外に見えなくなったという報告を幕府に発してのち、自らの部屋に引きこもって自刃してしまった。他方、その命令の下に実際に警備の実務にあたる佐賀藩の派遣部隊は、当年はオランダ船来航の予定もなく、且つ季節風の時季も過ぎたので、長崎奉行の正式の許可もなく主立った役人は佐賀に帰ってしまった。甚だしいのは八月の名月を賞するため茂木方面に遊山に出でいた者もある。こうして佐賀藩の失態は弁解の余地はなかった。そして佐賀藩としても重要な責任者二名が切腹を命じられたが、それも松平図書頭の自刃後四〇日も過ぎてからのことであった。また図書頭の遺書には五項目の引責事項が列挙されていたが、そのうち三項目は佐賀藩の負うべきものであった。⁽¹⁾ こうしてこの事件の処理においても佐賀藩は後手に廻わり、ついに九代藩主斉直は逼塞を命じられるにいたった。

加えて文政十一年にはシーボルト事件が起り、佐賀藩の蘭医伊東玄朴などが幕府に捕えられる騒ぎとなった。このように文化文政の頃は佐賀藩は軍事的にも財政的にも内外の非難をうけ、まったく動きのとれぬ沈滞の底にあった。そこへかねて英邁の評の高かった直正が一七才にして斉直隠居の後をうけて、第十代藩主として登場するのである。時、正に天保元年(一八三〇)であった。

直正は將軍に新任の挨拶をすませた後同年三月二十二日、江戸桜田邸を発して初めて藩主としての入部の旅に登ったがここで有名な珍事に見舞われる。それを久米邦武、中野礼四郎の著『鍋島直正公伝』によって紹介しよう。久米邦武は丈一郎といふ少年の頃から直正の近侍として仕え、のち英国に留学して東京帝国大学教授となり国史を講じたが、明治二十四年「神道は祭天の古俗」という論文の廉で天皇制権力によって帝国大学教授追放第一号となった歴史家である。中野礼四郎は立石村平田村に領地を有し、前出の庄屋有馬庄兵衛などを被官として抱えていた中野神右衛

門の子息で、『公伝』編さん当時は早稲田中学校の校長であり、久米の教え子である。したがってこの両名の編さんした『鍋島直正公伝』七巻は最も権威のあるものである。

さて、三月二十二日朝、桜田邸を発した直正の行列は品川において昼食をすませるが、その後容易に出発しない。直正は再三出発を督促するけれど出発の気配がなく、夕刻にいたって近臣が恐縮して語るには、藩庫欠乏のため帰国にあたって家臣らに充分の仕度金を与えることができなかったため、かれらに米、酒、味噌、醤油、炭薪を掛売りしていた商人に支払いができず、それらの商人どもが行列の前に坐りこみをしているということであった。

公其言を聞いて愁然と嗟嘆せられ……あゝ国計は斯くまでに窮迫し居たるかとて落涙滂沱たりきとん。乃ち帰国の上は大に改革を行ひ、此耻辱を雪いで必ず国家興隆の大基礎を立てんとの熱情は、ここに公の肺腑に燃え、其愈々意思の堅確を加へたる決心の容は満座の左右みな窮ひ得て悚動したりとなり。⁽²⁾

藩財政が困難のため藩債の踏倒し棚上げ等の非常措置をとったのは、必ずしも前述した安永期佐賀藩のみではなく当時の諸藩の常套手段で余り異例ではない。けれども出張手当の欠配のため家臣らへの個人的掛取り、小売商人の坐りこみによって大名行列が動けないという事態はおそらく前代未聞のことではないだろうか。年少気鋭の直正としては非常な試煉をうけたものである。

このようなトラブルがあったとはいえ、行列は閏三月二十七日、轟木の宿に故国の第一夜を過すことができた。翌朝未明に轟木御茶屋を発し一里余りにして天明となる。直正は領内の山川、士民男女を親しく見ようとて駕籠を捨てて馬に乗り、欣々笑を含んで轡を控えながら徐々に進んだ。村田、安良あたりの村落を過ぎるとき、観る者は垣根のよ

うに立ち並んで歓迎した。目達原に到ると十二隊の藩士が馬首をそろえ、そのさまは靄然として雲の如くであった。これは当日随行した直正の師傳古賀穀堂の日記に基づく描写であるが、ここで注意すべきは観る者堵(垣根)の如

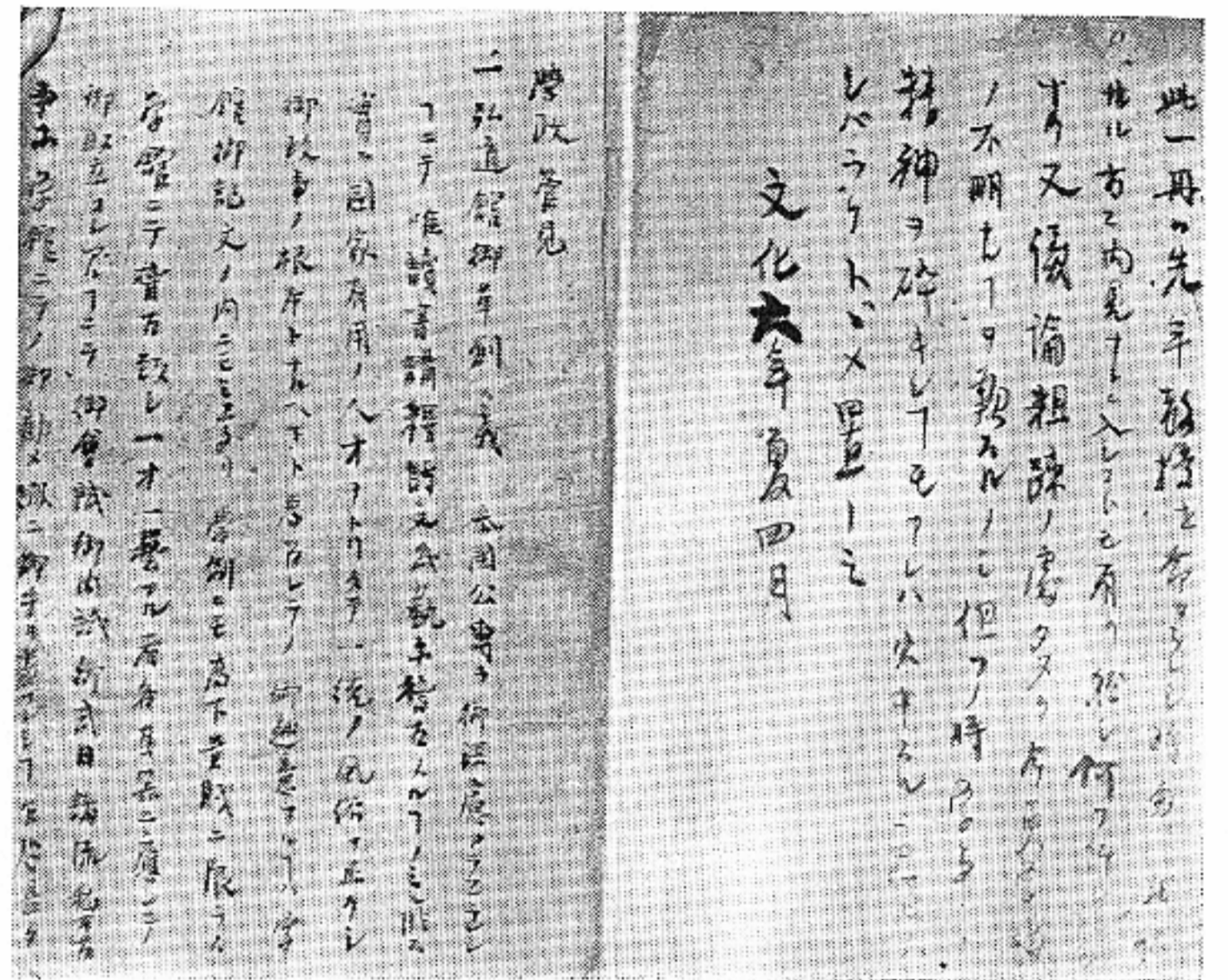


写真IX-21 鍋島直正肖像
(県立図書館蔵)

代官であり、また殖産興業の主管部局は六府方であり、それはともに治茂の治世に機構としては殆足していたことは先述したところである。

これに対して直正は藩校弘道館において穀堂の薫陶を受けた有為の人材を積極的に登用した。すなわち、それによって治茂の代に出生した機構に新しい血が通い始めたことである。これらの弘道館出身の少壮気鋭の地方官は一方において旧来の陋習を破るとともに、他方では理想主義的な態度で行政にあたった。しかしその反面、余りに性急に刷新の業を成さんとして、實際をきわめていかなかったため結果的に下僚庄屋、村老などの嘲笑を買ったことも少なくなかったという。⁽³⁾ 例えば天保九年夏、養父三根地方はまたまたはげしい水害にあったので、直正自ら視察してまわった程であったが、その結果、内庫より救助米を出して窮民更生の資に与えた。このとき、弘道館出身の養父郡担当の代官執行五郎左衛門は庄屋らの言を用いず、独断で最も貧しい者に救助米を与えたところ、これをうけた者は実際は村里よ排斥された無頼漢が多く、かえって洪水に家財を失い、田畑を荒した真の被害者はとも角も正業をしているためにその救恤からもれたといわれる。

このような勇み足もあつたけれど、直正の意を体した青年官僚が、地方行政の第一線にあつたことが、その改革の実践を活潑にしたことはいまでもあるまい。3節に指摘したような、洪水対策として領内各地への御囲苗(床)の設置官営、田植資金および農馬購入資金の貸付、荒使子(農業労働者)雇入資金の貸付等々は当時の農業生産構造によく適合したユニークな補助制度であつて従来のような慣例尊重や条文万能の官僚において⁽⁴⁾



写真IX-20 古賀穀堂の「学政管見」原文

(県立図書館蔵)

しという一句である。いかに期待された新国守といえども、一般の農民がわざわざ土下座をするために集ってくることがあるであろうか。そこに佐賀藩の特徴があるのであつて、前にくりかえして述べたように足輕、従士、被官という身分ではありながらも、とに角農村に武士が多数居住していたことである。かれらはいかに輕輩であるとはいえ、封建的精神はたたきこまれていた筈である。それらが安良、村田あたりに新国守を歓迎するのは当然であつて、觀者如堵というのは決して穀堂の誇張ではなく佐賀藩の農村構造をしめす適確な表現と思われる。

直正は入国以来、古賀穀堂の輔弼^{ほひつ}をうけて果敢な改革を試み、佐賀藩の建直しを行なつて明治維新の過程でゆるぎない地位を確保するので

ある。その改革は大きく分けて財政改革と軍事改革とに分けることができる。財政改革は借銀整理、諸事儉約、殖産興業ならびに地方行政の振興などに大別することができよう。このうち殖産興業について述べるが、その前にその政策の担ない手である地方行政の振興についてふれる必要がある。そのばあい、その担ない手の中心はいまでもなく

発想できるものではなかった。

しかし、このような農政に対しても、さらには藩政の改革全体に対しても、万事スムーズにいったわけではなく、旧体制がなお牢乎^{ろうこ}として本質的には遺っていたことも否定できない。そのため直正の治政がかなり長くなり、弘道館出身者が昇進して重役の交代が行なわれた天保末期ごろからようやく実績があがり、藩体制そのものが変化するようになるのである。

一例をあげれば、当時、讃岐や肥後天草において砂糖生産が有利なことに着目した改革派青年官僚が天建寺村の水旱の害の多い土地に——それは養父郡では下野、三島と正に同じ条件であろう——甘蔗栽培を試みることを七カ年をかぎって許可され、これを奨励した結果ようやく天建寺砂糖の名を得るようになった。しかるに保守派重役の支配する藩庁では、砂糖のごとき奢侈品を水田に栽培するは天下の大法にもとる、よろしく古格に復して稲作を行なわしむべしという理由で期間の延長は認められなかった。この「天下の大法」や「古格」については直正もいかんともする能わず、干拓地あたりの棉花も同じ運命をたどった。⁽⁵⁾

そこで「天下の大法」にもとらず、「古格」にも反しない殖産の途は(皿山陶器、石炭等を別とすれば)、一つは干拓地の造成であり、他は田畑以外の土地利用を高めることにある。干拓地の造成は六府方の一部局^{からめかた}擧方の活動によって進められたことは、治茂の治世と同じであるが、養父郡とは直接の関係はない。後者の田畑以外の土地利用については、第一に植林があり、第二には^{はせ}櫛栽培の奨励であり、養父地方はとくにその櫛栽培の主要地帯であったことは周知のところ、今日もその名残りを認めることができる。しかも、その改革において「国産方」^{はせろう}において櫛^{はせろう}の専売制をしいた。佐賀藩で専売制にくみ入れられた国産はこの外に陶器があるのみである。そこで以下櫛^{はせろう}についてやや詳しく述べることにする。

佐賀藩で櫛^{はせろう}の有利性に着目し、本格的にその増産に乗り出した時期は正確には分らないが、享保・元文(一七三〇年頃)ではないかと思われる。⁽⁶⁾しかしおそらく天保も中期までは産額は大したものではなかったらしい。有田に住んでいた近世の経済学者として著名な庄司考棋は、その著「儉法富強録」(天保三年)において、当時の佐賀藩の輸出入品とその金額を推定しているが、櫛^{はせろう}はむしろ輸入品の中に含まれている。⁽⁷⁾また幕末江島村にあって生蠶請元(専売制の御用問屋)を勤めた犬丸市之助家の嘉永五年の日記末尾には、「古日記より写」として「天保十四年卯二月代官所より櫛苗二万五千本御買入ニ付、買入方心配被仰付、則筑後田主丸町庄屋宅へ罷越、右苗壱本ニ付五厘ツ、にして買入、金相納申候、右苗之儀ハ豆津、六田両所へ水揚候て、村々へ配当ニ相成申候」⁽⁸⁾とあるので、おそらくこの頃から藩の奨励が行なわれたのであろう。もとよりこの東目(江島村)の地域は筑前、筑後および田代領と相接しているのであるから、そのかなり以前から櫛栽培、蠶生産が行なわれていたことは推察に難くない。請元に指定された犬丸市之助、平田村の庄屋で蠶絞屋の有馬庄兵衛などはその当時からこれに関係し、藩の統制が始ってからその支配網にくみこまれたと考えられる。

けれども藩が代官所を通じて櫛苗を購入し、これを村々に配当するような措置に出たのは、さかのぼるとしても天保中期ごろではなかったかと思われる。このような措置は当然に櫛^{はせろう}の買占、生蠶の買占について藩の強力な介入を前提としたものであろう。

ところで佐賀藩の蠶蠶統制機構は、藩主直属の会計局である御懸硯方(後述)のもとに生蠶請元をおき事業の統括にあたらせた。この請元として東目(江島村)に犬丸市之助、西目(伊万里)に武富儀八、鹿島私領に永松善左衛門、それに多久私領にも一名(氏名不詳)がおかれたのである。これが実際の蠶絞屋を監督し、製品をも扱うわけで、嘉永五年(一八五二)には長崎会所に対し紅毛向輸出品を出すに至っている。

前記四人の請元の支配に属する四地域のうち、最大は東目山麓地帯であって、犬丸家の監督に属するのは、養父郡

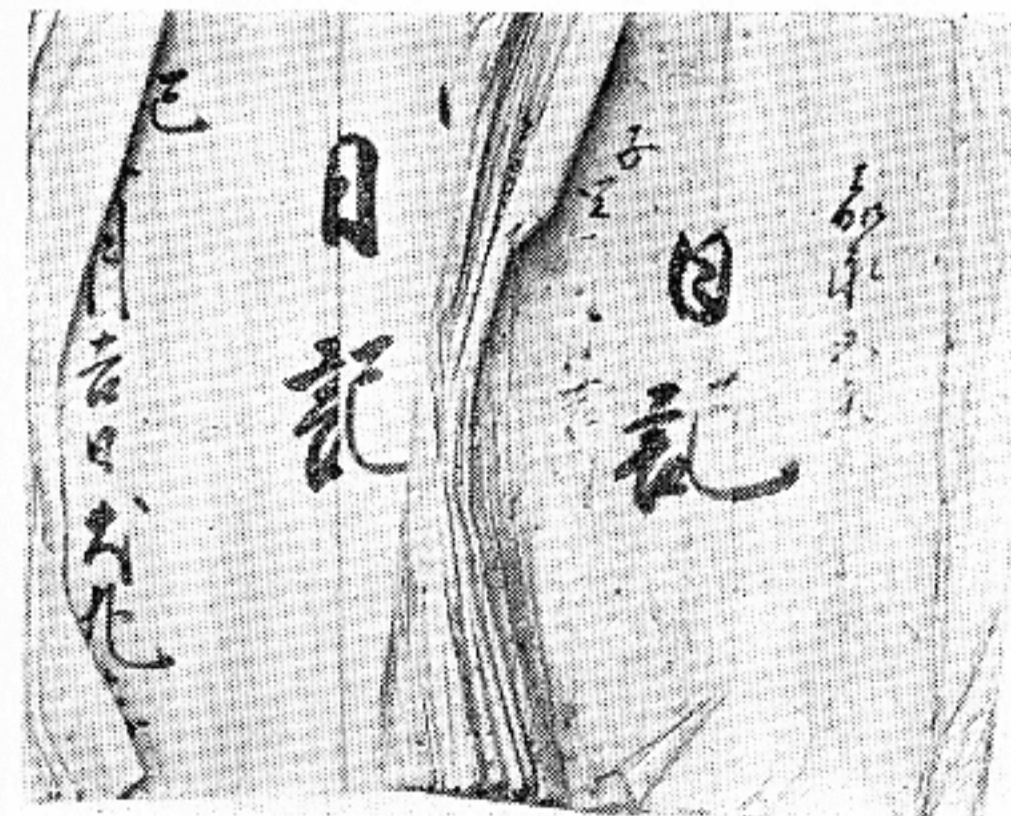
村田、平田、原古賀、三根、綾部、西尾、高柳、神埼郡では下石動、西石動、三津、寒水その他一五の合計二四町村におよび、普通一村に一人ないし三人の絞屋があり、万延二年（一八六一）二月の調べでは請元の取扱量は榎実二五万九千斤、蠟二万五千斤余に達している。このうち平田村の絞屋が前記の庄屋有馬庄兵衛である。

代官所の榎苗購入一村々へ配布（農民へ榎苗植付強制）—榎実の絞屋への供出—蠟絞（生蠟生産）—請元の生蠟買付という統制の過程をたどった。さらに情勢によって晒蠟製造も請元がとり扱い、下ノ関、大阪あるいは長崎への販売を行なうのである。このばあい、晒蠟製造は請元から再び農民へ原料（生蠟）が配給されるのであって、その農民は「某儀^{それがし}神埼郡下石動村罷在、作方片手に晒蠟被差免置候」というように兼業の形をとっているが、多くの場合、実態



写真IX-22 ロー絞りの図

初絞りのカスを砕き、コシキにうつし(上)
二番絞りをする 「栽培経済問答」第2号



写真IX-23

犬丸家日記（犬丸一衛氏蔵）

は蠟絞屋であったようである。何枚かというように特許を得た上でのことであった。

このように蠟絞屋は、榎実買付に始まって蠟生産の全過程における中核となっており、請元はその元締となるのであった。その絞屋の一人有馬庄兵衛の晒蠟製造高を文政十二年以降の帳簿によって整理すれば表IX・7のようになる。ただし文政あるいは天保初年と

表IX-7
有馬家晒蠟製造高

文政12年	3,657斤
天保1年	6,935
2	5,094
3	6,071
4	5,023
6	1,165
6	2,933
7	6,670
8	2,005
9	5,794
10	6,725
11	3,231
12	3,177
13	2,344
14	4,742
弘化1年	5,990
2	3,419
3	3,858
4	1,804

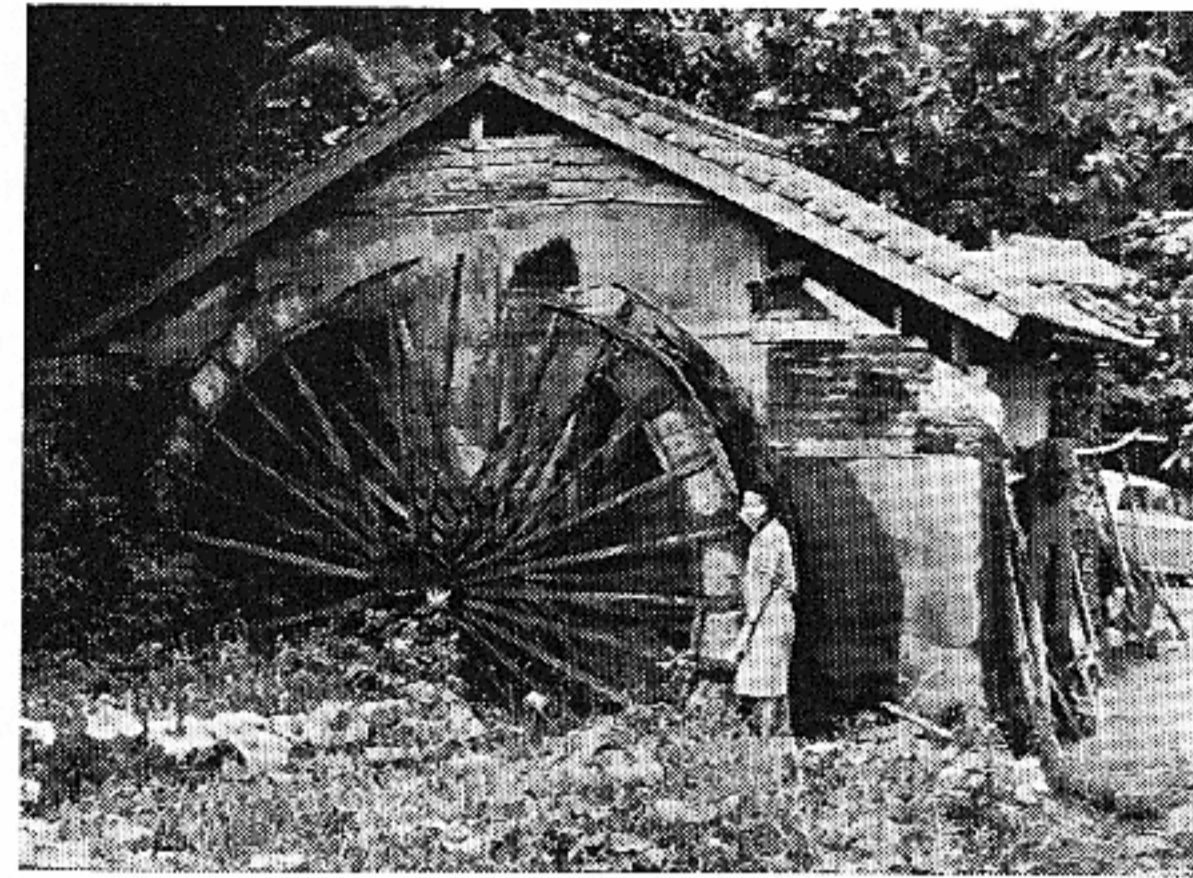
1) 有馬家史料「晒蠟煮込帳」より木原溥幸氏作成。

天保中期以降では専売制が関与しているので性格を異にしている。またこれは晒蠟であり、別に本来の生蠟絞りが行なわれていることはいままでもない。安政七年においてこの家ではこの製造のため五人の常雇と二人の日割奉公人、延一〇人に及ぶ七人の日雇を使っている(9)のである。ただその活動の一端をうかがう意味で表示したまでである。これら蠟製造の総体がどれ程のものであり、また間接ながら藩財政にどれだけの貢献をなしたかについては後に簡単に説明を加える。

次にこの山麓地帯で行なわれた小営業として、車屋と呼ばれた水車業について一言しておく。この水車が養父郡佐賀領で最も多かったのは立石村であって、御手洗滝から流れる沼川にそって一三カ所、一三軒の車屋があった。この車屋は小麦の製粉（賃挽き）を行なうもので、明治時代の話ではほとんど三養基郡一円あるいは筑後からも製粉の委託に(10)来ていたといわれる。この賃挽きは写真IX-25に示すように免許制となっており、少くとも弘化年間においては免許をうけるに値する利益があったのであろう。ということは当時この地域一帯が単に大麦裸麦ばかりではなく、小

麦の生産が急速に展開しつつあったことを物語るものであろう。

こうして直正の地方行政の更張、農政の徹底、民生の把握は前述の直接的な農事奨励施設（御田苗、田植資金等々）を通じて次第に成果をあらわしてきた。このように直正の財政改革が藩経済の基本である農業の保護育成に力点をおいたことが、前代の諸改革に対する特徴であり成功の要因でもあるが、その意味で最も重要な事業は世に均田制度と呼ばれる土地制度の改革である。これは、次に述べるような徹底した改革であり、それだけに現代においても学問的



写真IX-24 立石町最後の水車
(昭和35年頃、牛島剛市氏宅)

関心を集め論議がさかんな問題である。⁽¹¹⁾

そこでまず、極く簡単にその経過を述べることとする。

直正は就任以来右に述べたように、「郷村を以つて御国本の筋」と考え、その振興をはかってきたが、とくに疲弊の甚だしいのは伊万里、有田、すなわち陶業地帯の農村であり、その原因は富裕なる商人の農地兼併にあるとみた。そこで天保十二年（一八四一）この地域を所管する皿山代官所は、当年より向う五ヶ年小作料（加地子）三分の一減額の命令を達した。しかし、翌年十三年寅年にはさらにこれを地域的には全藩の蔵入地に拡張し、内容も十ヶ年相対借銀米講掛銀の利留、加地子猶予を令達した。すなわち、今後一〇年間、相対の借銀米および講掛銀に対する利子支払の停止、ならびに小作料の支払停止を達したのである。これによって地主とは名ばかりで小作料を受取ることはできなくなったので、当時これを「加地子バ

ツタリ」と称したという。

しかるに十年経っても事態はよくなるので、伊万里地方には嘉永五年（一八五二）、一般蔵入地には文久元年（一八六

一）次のような徹底した措置をとったのである。

一、農商の分離、すなわち商人は農村に居住してはならぬ。

商人は農地を所有してはならぬ。

一、（農村に居住し農業を営む者でも）田畑三〇町以上所有する

者は六町まで、それ以下は所有地の二五割の所有を認め、

それ以外は藩の支配するところ（上支配）とする。

この上支配された土地はおそらく旧小作人の耕作に戻ったので、いわゆる自作農創定となったのであろう。これを小野武夫博士が「均田制度」と呼んだので、一般にそういわれるが正確な意味では小作料支払停止につづく自作農創定ということになるのである。いずれにせよ、その内容がきわめて徹底し急進的であったことは注目し値いするのである。もっともこれには相当の抵抗があり、とくに伊万里および佐賀郡大託間の新田地主は、小作地といっても新田は自分たちの築き立てたものであることを理由にその緩和を再三陳情して認められたが、その外にも事情によって潤色されたケースもある。しかし大局においてはきびしく実施されたのは事実である。

幕藩体制の下でその危機を乗り越えるため、幕府諸藩ともくりかえして「改革」が試みられたが、これ程封建制の原点である土地所有に關してのはげしい改革はみられないであろう。したがってこれを隷農制再編成、封建反動と規定する批判もあり、国家社会主義と評する人もある。しかしその真の意図はあくまで農商の分離にあり、商人の土



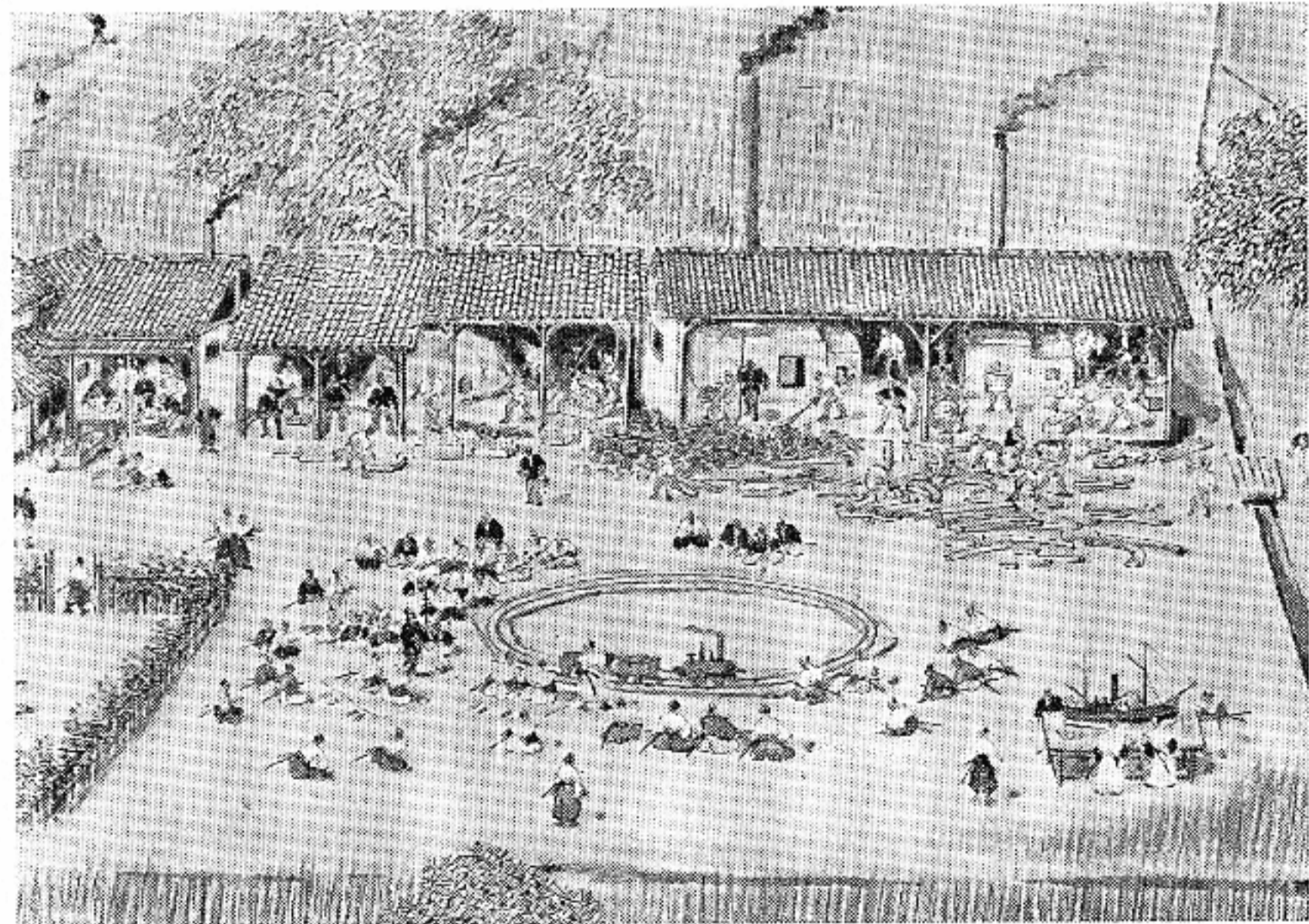
写真IX-25

立石村における水車切符

「水車壺軒立石村伊勢太夫右水車被指免候自然無切符仕 邪候者於有之者 縦仲ケ間可申出候也 弘化二年巳十月 成松万兵衛」とある。

（長忠生氏蔵）

ておこう。藩財政の収入は借銀、売米、専売、貿易などを別とすれば、正式の年貢米と雑税が基本である。前者が蔵方で、後者が御小物成方で扱われるのである。その中に御懸硯方という内帑部局があった。ここでは蔵方から藩主一家に必要な年貢米をもうけつけるが、要するに藩主個人の主計局であった。直正はこれを一般行政費と明確に区別し、一般行政費は「有米遣合わせ」といって厳格に借銀をしないで年貢米だけで運営する緊縮方針をつらぬかせた。同時に御懸硯方を拡張し六府方、物産方等の殖産興業の部局をも合わせ、殖産のために必要な投資も行ない、これからの収入もここに収めるところの特別会計を設けた。そして有名な近代科学技術の研究や軍備整頓のための費用を惜しみなくこの特別会計から支出した。幕末における驚異的な佐賀藩の軍備拡充は正にこのような財政的機構によって裏付けられているのである。藩の正式な記録である一般行政費の細目をいかにひねくってみても、御懸硯方の分析ができねばその驚異を解くことは

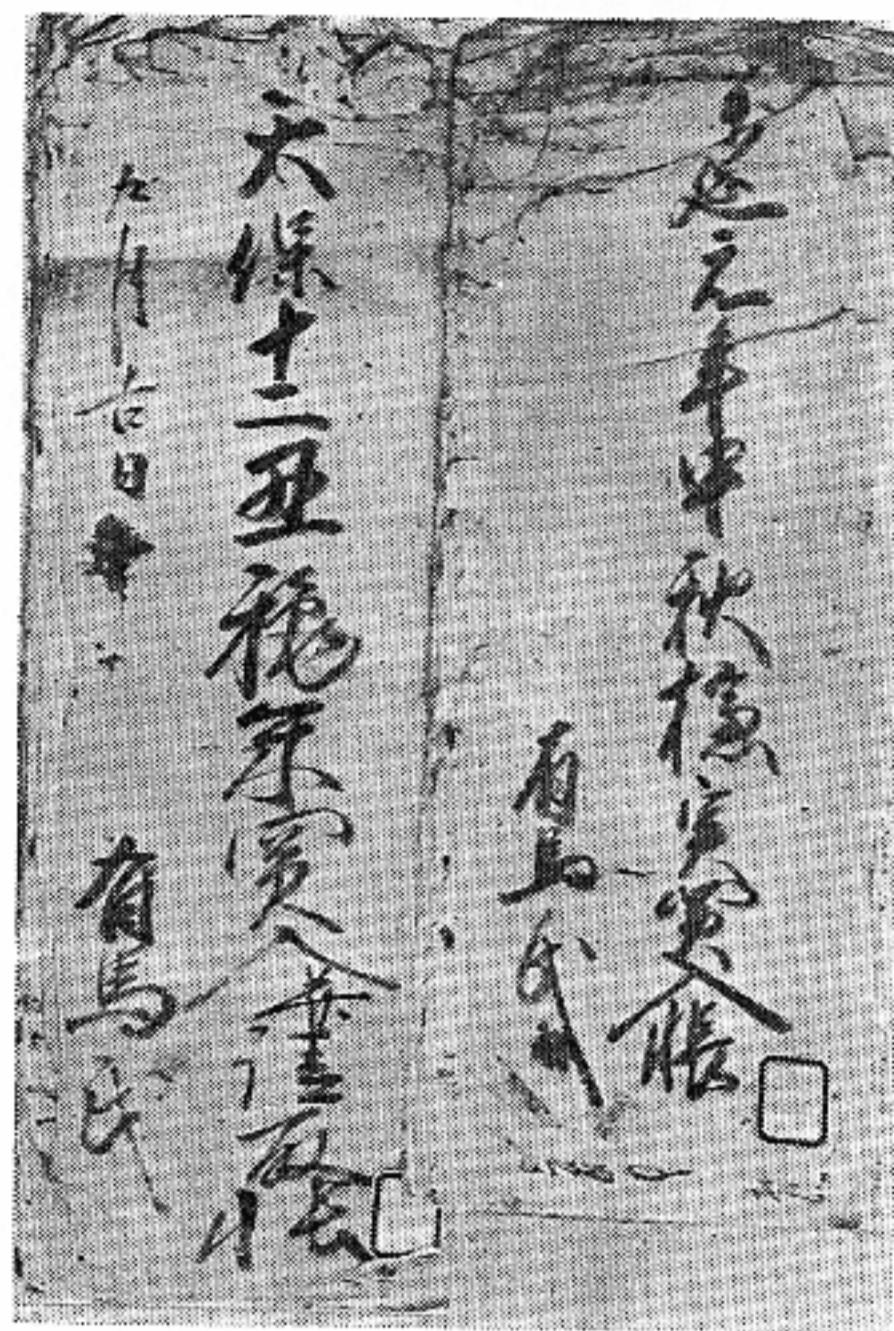


写真IX-27 安政二年、佐賀精錬方広場での蒸気機関車模型の運転図
(県立博物館蔵)

地所有を禁じたのである。

明治維新後、直正のこの改革の結果は地租改正にあたっての重要な紛争案件となるが、その時点での調査では養父郡内には該当事例がまったくないことになっている。⁽¹²⁾単に地主としては有馬庄兵衛などは明らかに若干の小作料を徴収しているのであるが、かれは自ら農業を経営し絞屋として農産加工を営んでいるのだから、純粋な商人地主とは異なっている。この意味で養父郡には「均田制度」の改革は素通りしているといつてよいのである。同時にそのことはこの改革が、「反動」でも「社会主義」でもなく、「郷村を以つて御国本の筋」とし農業生産力の培養を基本とする直正の方針にそったものであることをしめしている。

最後に直正の改革の半面である軍制改革について一言しなければならぬ。佐賀藩は文化年間のフェートン号によ



写真IX-26 製蠟関係文書の一部
有馬庄兵衛は蠟絞屋として蠟実を買集めただけでなく、米の買入れや貸借、小作米の収入もなしている

って大きな黒星を受けたが、単にその汚名挽回というような動機からではなく、勤王攘夷の目まぐるしい中に在って軍備の向上は必至の傾向であった長崎港の軍備に任じ、そこでの蘭学の風に親しみ易かった佐賀藩としては、当然にとりくまねばならぬ課題でもあった。

それには資金の必要があった。そこで軍事改革と財政改革とは表裏の関係にあるので、軍備改良資金捻出の財政的機構を明らかにし

できないであろう。ただし残念ながら御懸硯方は藩主の内帑にかかわる特別会計であり、その数字なり記録なりは今日までのところ発見されてはいない。⁽¹³⁾

断片的な記録として、例えば犬丸市兵衛(市之助跡)の蠟貿易の書類はすべて御懸硯方またはその一部局である器械取入方御役所との間に交わされており、これらの専売益金が御懸硯方の重要な財源であったことは明らかであろう。そこで天保の末年になるとかねて奨励していた蘭学学習の成果が次第に実ってきて、まず弘化三年(一八四六)火術方を設け、火薬砲術および銃器製造に着手した。嘉永三年(一八五〇)には、反射炉を築き大砲を鑄造、同五年には精煉方を設け本格的な製造に着し、翌六年には幕府から大砲五〇門の発注を受けた。多布施に反射炉を築いたのはこの年である。安政元年(一八五四)には蒸気機関の製造の見とおしがつき、蒸気船、蒸気機関車製造に着手、翌年には雛型の製作が成功した。⁽¹⁴⁾ (写真IX-27)。

また翌二年には長崎に幕府の海軍伝習所が開設せられ、オランダ海軍の指導をうけることになったが、全国から集まった伝習生のうち、佐賀藩士が圧倒的に多く、且つ多少とも蘭学の素養があったので、佐野常民以下「佐賀藩士のみひとり成績良好なりき」といわれている。⁽¹⁵⁾

こうして明治維新に際しては、佐賀藩は幕府に次いで第二の海軍力を有し、陸では上野戦争で武名をとどろかせたアームストロング砲を備えて第一級の雄藩におどり出たのである。注意すべきことは、これらの軍備充実の蔭には近代科学を導入し、自らのものとして技術を作り上げた幾多の科学者が生れ育ちつあったことで、明治初年のわが国工業技術界では旧佐賀藩士がきわめて重要な地位を占めていたことである。従来政治家や軍人のみがしきりに強調せられているが、この点は認識を改めねばならない。

鳥栖地方としては、佐賀藩海軍の精鋭陽春丸の艦長として函館戦争に偉功をたて、草創期の日本海軍建設の一翼を

担った石井忠亮(貞之進)が最も著名である。彼は天保十一年佐賀郡片田江名石川伝右衛門の三男として生れ、のち轟木村石井新左衛門(娘キミ)の養子となった。しかし彼の本領は海軍よりもむしろ日本電信技術・電信工業建設の草分けとなったことにある。すなわち、明治五年海軍を辞して電信権頭に転じ、以後同二十年通信省電信局長を辞するまで終始斯界を指導し、今日の電話からテレビまでの発達の路線を築き上げたのである。彼のこの功績の蔭にはおそらく一方では工学博士中野初子(小城の人)の学問と、他方では田中久重(久留米の人、直正に仕え精練方の技術者、のち芝浦電気、すなわち今日の東芝の創設者)の技術が陰に陽に助けあったものと思われる。

この外に幕末に活躍した人物としては、轟木の人で直正の侍医でもあったが、『復古傷寒論』『朝陽詩集』の著者としてむしろ全国的にも有名な古賀朝陽、立石の人で出でて藩校弘道館の教授となり、廃藩後は帰郷して一時轟木小学校で教鞭をとった下村雅忠(忠太夫)等が知られている。

また、明治になって村長、郡会議員など公事にも活躍した麓村の人^{ゆずりはとおる} 轍^は、代々獣医を業としていたが、精水と号して詩人として一家をなし多くの門弟を育てた。その詩は『精水遺稿』として残されている。⁽¹⁶⁾

注(1)(2)(3) 久米邦武、中野礼四郎『鍋島直正公伝』第一編 一五五頁、同第二編 三頁、同 三九三頁。

(4) 山田竜雄『佐賀県農業史』三七頁。

(5) 前掲『公伝』第二編 三九七頁。

(6) 森錦州『肥前国史』一二頁。

(7) 庄司考棋『儉法富強録』(佐賀県図書館写本)。

(8) 鳥栖市史資料編 第四集『鳥栖商業史料』一九一頁。

(9) 前掲『佐賀県農業史』四二頁。

(10) 佐々木哲哉『鳥栖の民俗』(鳥栖市史研究編 第四集)

- (11) 主として小野武夫『旧佐賀藩の均田制度』『県史』による。
- (12) 『佐賀県農地改革史』上巻 二八九頁。芝原拓自『明治維新の権力基盤』六七頁。
- (13) 『佐賀県史』下巻によれば、安政元年には『代品方』が設置され、蒸気船その他の購入資金にあてる国産品を扱うことになったという(同書 三四二頁)。
- (14) 主として前掲『直正公伝』第四、五編による。
- (15) 北野孝治『長崎県郷土誌』二七頁。
- (16) 鳥栖市史編纂委員会『人物録』

X 鳥栖地方の明治維新